

寄贈

哈爾濱實事務所

# 調查時報

第二卷第一號

大正十三年一月

## 目次

- 北滿の奥地に於ける特産物取引……………一
- 一九二三年度上半期東支鐵道營業狀態……………二五
- 東鐵の「チェック」と運賃關係……………三五
- 哈爾濱市布度稅の沿革並に現狀……………四七
- 中國人の見たる哈爾濱に於ける金融逼迫の原因……………五八
- 一九二三年度北滿穀物の生産並過剩高……………六七
- 華農政府の内情……………八九
- 極東露領に於ける經濟事情……………一〇九

南滿洲鐵道株式會社

5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

# 始



哈爾濱商務所調查時報 第二卷第一號

北滿の奥地に於ける特産物取引

前 言

滿洲に於ける我が特産物商は近時支那新業者に壓倒せられて一般に窮狀に瀕し、何んぞかして新生面を打開しなければならぬ現狀である。

斯の如く我が特産商が不況に陥りたる原因には種々あるべきも、其營業が唯に鐵道沿線の取引にのみ限られ、取引上に根柢ある支那商に常に機先を制せられておることが、其最大の原因をなすは否むことは出来ぬ。

茲に於て我特産商も、一步其取引範圍を奥地にまで進め、支那商と同等の基礎に於て營業する時は、我には需要地市場に通ぜる有利なる得点あるを以て、有望に其將來を開拓するに至り得るものである。

特産商の奥地進入に就きては、各方面より考慮すべき問題もあるが、現に奥地において相當の成績を終めておる實証もあること故、敢て斯業有識者の一顧を煩したのである。

右見地に於て我が特産商が、奥地進入に際し參考となるべき、奥地に於ける特産物取引事情を紹介するのが本稿の目的とする處である。

北滿の奥地に於ける特産物取引



目次 一、北滿に於ける穀物の取引 二、奥地に於ける穀物取引経路 三、穀物取引業者  
四、取引の種類 五、取引の方法 六、穀物取引と使用通貨

## 一、北滿に於ける穀物の取引

北滿の地が移民開墾の爲に開放せられたるは、僅に六十餘年前のこととてそれ以來幾多の曲折があつて、今日の如く開墾せられたのは極めて最近のこととて、自然其所産物資の取引もそれに伴つて發達したものである。

故に農家と、其所産穀物の取引業者との關係は、南滿に於けるものゝ如く濃厚ならず、一方農家の富の程度も南滿に於けるそれよりも高く、生活上にも概して餘裕あるを以て取引方法も隨つて異り、先物取引等も南滿に於けるそれよりも性質を異にし、又南滿に於て見るが如く集市傳と稱するが如き、穀物市場も出來てゐらぬ。

然し此外に北滿地方には穀物取引を特に複雑ならしむる事實がある、それは穀物が輸出港に搬出せらるゝまでに、東支、南滿、烏鐵等各鐵道によらざるべからず、運輸系統が安定せず其爲に北滿獨特の取引系統を採り、糧棧及び輸出業者の關係は南滿に於けるそれと又多少趣を異にせざるを得ない、其他馬賊の横行地方貨幣制度の混亂等、穀物取引を困難ならしむることは南滿に於けるそれよりも顯著である、

是等の点に就き以下項を分ちて明にして行く積りである。

### 一、奥地に於ける穀物取引経路

北滿の穀物は先づ奥地々方の集散地に集中するのであるが、奥地の集散地としては各縣城所在地及び其他の地方商業地である。

北滿は開墾に着手せられた當時から、今日に至るまで馬賊の跳梁甚しきを以て其防禦上自然人家は一ヶ所に集り、市街をなしてゐる隨つて馬賊の防禦上最も安全なる地は警備の設備を有する、縣城所在地の右に出するものなく、縣城は商賈も四方より來集して取引最も殷盛で維踏を極めてゐる、故に如何に地の利がありても居住の安全が保証せられなければ、商業地として發達してゐらぬ 現に望奎縣の如きは豊饒なる農作地の中央に位置し、呼蘭河の水運の便を有し背後に拜泉、海倫等の大農墾地を控へたるに拘らず、最近まで一寒村に過ぎざりしが民國六年(一九一七年)置縣せられて以來、數年の内に急激なる發達をなし、今では北滿有數の商都市となりしに見て明である。

故に各縣の縣城の所在地は、皆地方の商業地である此外各縣には何々鎮と稱せらるゝ程の部落が三四個處はある、是等の地は人口も多く警備もありて穀物の取引が盛んに行はれてゐる、是等の地方集散地には少くも數戸多きは百數十戸の穀物取引を業とするものを見る。其内特に大市場と見るべきものは、

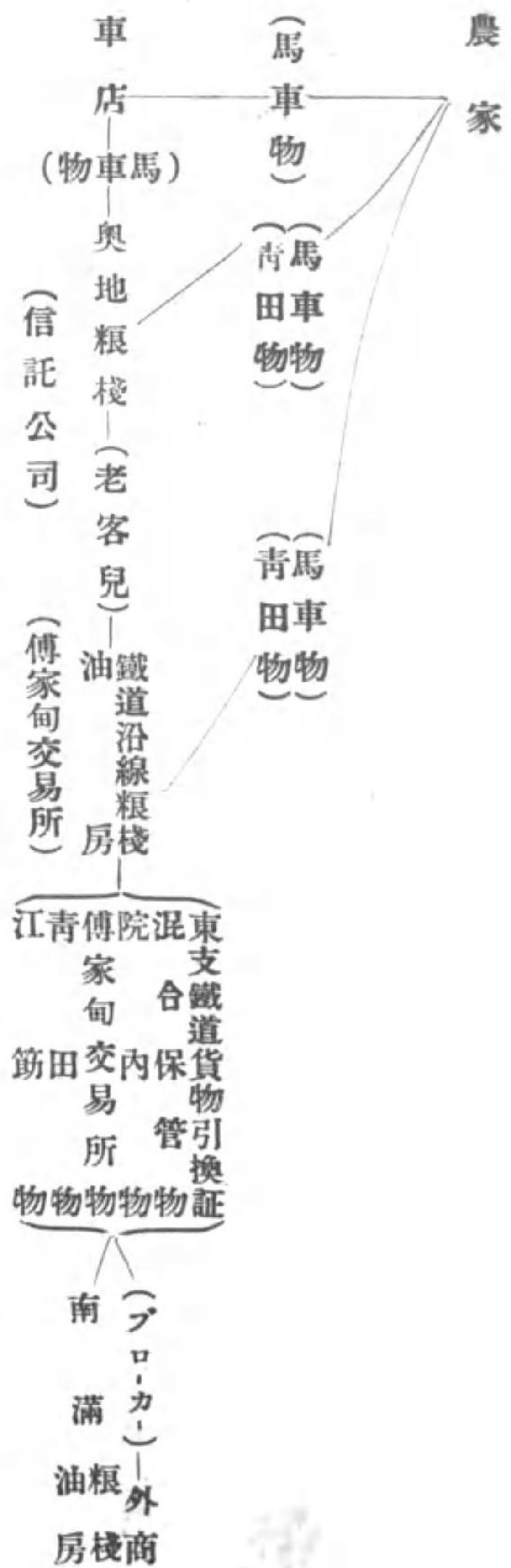


呼蘭縣、綏化縣、海倫縣、望奎縣、拜泉縣、克山縣、青岡縣、蘭西縣等の縣城所在地、及び綏化縣下の興隆鎮、七里鎮、望奎縣下の蓮花鎮、拜泉縣下の三道溝、青岡縣下の興化鎮、蘭西縣下の榆林鎮等である。縣城の所在地にても、其附近の地味肥沃ならず、又は馬賊の跋扈する等の爲に、開墾不能のところもありては、未だ大なる發展をなしてならぬ、安達縣、林甸縣、及び邊陲の地にある鐵驢縣、綏榑縣、通北縣、龍鎮縣等は之である。

鐵道沿線附近の農家、及び大農家等にして、沿線集散地に於ける商取引に、通曉せるものは、直接哈爾濱、安達等の沿線集散地に、農家自ら搬出することあるも、多くは先に記するが如き地方集散地に於て、其地の粮棧に賣却するものである。

鐵道を離れたる奥地に於ける穀物の取引は、粮棧及び車店の取扱ふ處にして、外人の直接之に當ること稀で、ワツサルド商會が、綏化に出張所を設け、出廻りだけ、露人店員を派出して、買付けに従事してゐる位である。右の如く奥地の取引は、支那人の手に、よるものなるを以て、多く支那の慣習に従つて行はれてゐる。

斯くして、地方粮棧の手に集りたる穀物は、鐵道沿線に搬出せられ、外商の手によつて、海港に輸出せらる、其關係を圖示すれば次の通りである。



右の圖に見るが如く、穀物が農家の手から海港に移出せらるゝまでには、頗る複雑な經路を辿るものである、今右各穀物取引業者に就き、其取引上に於ける機能を、順次明にして行く積りである。

### 三、穀物取引業者

北滿に於ける穀物取引上、粮棧は最も重要な地位にあるが、其業務の保助的地位にある、信託公司、車店並びに、近時此地方に於て、異りたる營業上の性質を有するに至りし、諸銀號、儲蓄會等も其取引上、注意しなければならぬ機關である。

(イ) 粮 棧



糧棧は、農家から穀物を買ひ取り、之を沿線に搬出して、糧棧又は外商に、賣却するを業とする支那人經營の穀物商である。比較的早く開墾せられたる、鐵道沿線に近き地方に於ける、糧棧の内には、古くより營業するものもあるも、鐵道を去る事遠きに及びて、次第に開業の日淺く取引發達の程度も、遅れてゐる様である。

是等糧棧は概して、小資本にして、數千元を有するに過ぎざるも、此地方にて富豪と稱せらるゝものは、大底雜貨商、油房製粉業等、あらゆる事業を經營し、糧棧をも兼營するもの多きを以て、此種のものにありては、數萬圓の大資本を擁するものである。

是等大小の糧棧は、個人の資本を以てするもの少なく、大底二三人乃至四五人の、共同出資によることが多い此場合、支那古來の慣習により、現金出資の外、勞動出資をなすものもある。

糧棧は、規模の大小により、其經營は一定してゐるものではないが、營業の内容を知るに便せん爲、五千元餘の資本を有する、代表的の糧棧の、營業組織を記することとする。

掌櫃的 一名

糧棧の經營管理に任ず。

管賬的 四名 (内掌櫃的一名)

現金の出納帖簿の整理等、糧棧内部の事務的方面の事に干與す。

上粮市的 五名 (内掌櫃的一名)

終日市中に出でて、農家の搬出する穀物を買付け、又は取引所に於ける取引に従事するもので、糧棧の最も重要な業務を掌るものである。故に上粮市的に屬するものは、三四年間は學買賣的に商業見習ひをなし、更に管賬的に於て、店内の事務を會得したものでなければ、之に當ることは出来ぬ。

管院的 二名 (内一名は掌櫃的)

糧棧の構内の取締りに任し、穀物受渡しの際に於ける立ち合ひ秤量、及び倉庫に保管せる物資の管理をなすものである。

學買賣 數名

所謂見習ひにして、糧棧の責任ある業務をなすことなく、店内の雜務に従事し、初め糧棧に入店したものは、最初數年間は、必ず經由しなければならぬ過程である。

管賬的、上粮市的、管院的には各一名の掌櫃的が在る、彼等は此糧棧に、共同出資して、營業の利益配當を受くるものである、一般の糧棧にありても、細部の組織に至りては、各々異りたる處あるも、大体大同小異の様である。糧棧は右の如くして、營業を進むる外に、老客兒オヤコと稱して、奥地の糧棧は、鐵道沿線の糧棧に、又鐵道沿線の糧棧は、奥地の糧棧に、互に自己の店員を得意の糧棧に派して、宿泊せしめ、穀物の買付、或ひは販賣に當らしめてゐる。



其他に糧棧は、經紀と稱し專屬の仲買人をも利用し、賣買を圓滑ならしめ其業を營んでゐる。

(ロ) 車 店

車店は、元來旅人を宿泊せしむる旅店である。

穀物を搬出したる農夫は、先づ車店の構内に、自己の穀物を牽入し、買主を求め、車店は農夫と買主たる糧棧の間に立ち、仲介の勞を取るものである。北滿は新開の地にして、農家と糧棧の間に、直接密接なる關係を有せざるを以て、其間に仲介の勞をとる車店は、北滿の穀物取引上頗る重要な地位にある。

茲に於て穀物を牽いて地方の集散地に出たる農夫は、各々泊りつけた車店に宿泊することになつてゐる。故に彼等が市場に出たる時は、多くは直ちに一直線に得意の車店に車を牽入し、其賣却は車店に任ずるのであるが、車店は此際農夫の身方となつて、極力農夫の利益をはかることにつとめてゐる。然して車店は、穀物を搬出せる農夫を、無料で宿泊せしめ、場合によりては前以て麻袋を農家に貸與して、専ら己の店に農夫を招來して、賣買の手數料を利得することを、目的とするものもある。北滿の奥地に於ては、多くは手數料を徴することなく、唯宿泊料を徴するのみにして、賣買の仲介の勞に對しては、別に料金をとらぬことを常としてゐる。

(ハ) 取引所

哈爾濱に物品交易所條例によりて、設立せられたる、濱江證券糧食交易所股份有限公司なるものがある。拂込み資本金五十萬元を有し、國債、株式、社債、其他の有價証券、及び大豆、小麥、麥粉、豆油、豆粕、雜穀の取引を標榜するも、實際に於ては、証券の取引をなすことなく、専ら大豆、小麥及び麥粉の取引をなす。

本交易所は、最初日本取引所法に據つて制定せられたる、民國十年三月五日公布の、物品交易所條例に準據して、創立せられたもので、其後民國十一年法律の改正によつて、現行章程に改められ、更に民國十二年八月、奉天財政廳が、東三省の取引所を、劃一する目的を以て、公布したる訓令の拘束を受けるものであるが、大体日本に於ける取引所と、趣を同ふしてゐる。本交易所の實質及び經營に就きては、別に報告する處あるべきを以て、詳細はそれに譲ることとする。

北滿奥地にも、哈爾濱の交易所の營業に則りて、設立せられたる錢糧業信託公司と云ふのがある。

北滿に於て、現在此種の信託公司の存する處は、安達、呼蘭、綏化、海倫、望奎の諸地で、最近拜泉にも、設立せられたるが、未だ其成績見るものはない。是等各地の信託公司是、大体類似の組織機能を有し、官督商辦の株式組織の會社が多く、概して豊富なる資本を擁せず、加之北滿地方の經濟事情は、取引所の取引を必要とする程度に、發達してゐる爲に、多少の大洋官帖の取引があるのみにて、穀物も上場すると云ふ規定あるにも拘らず、一般に其取引なく、僅に安達驛と望奎に於ける信託公司に於て、



大豆、小麦等の主要穀物の、上場を見るのみである。

さき黒龍江省財政廳は、所謂信託公司の營業に對して、布告をなしてゐる、其布告には、(イ)上場物件を制限して、大洋票及び黒龍江省官帖とし、穀物は大豆、小麦及び高粱に限り、(ロ)一ヶ月を三期に分ち、受渡しをなすことを定め、(ハ)取引人を、其信用程度により、一、二、三等に分ち身元保証金を徴し、それに應じて取引高を制限し、(ニ)取引に際し、納入すべき諸金額を、制定したものであるが、其他に各地の信託公司是、他方の事情、商慣習を參酌して、細則を定めてゐる。

地方集散地に於ける、是等信託公司是、先きに述べたるが如く、其勢力範圍とする市場狹隘なる上に、青田賣買なども行はれ、信託公司に於ける取引を待たずして、一般的に取引相場定りたるを以て、斯の如き取引所の必要に迫らるゝことなく、自然其取引は不振で、漸く其影が認めらるゝ望奎、安達の信託公司に於ても、哈爾濱からの入電を待て、僅に取引が行はるゝのみで、奥地に於ける、穀物取引には、あまり重要な地位にたらぬ。

#### (二) 金融業者の營む穀物取引

糧棧の外に金融業者にして、穀物の取引に干與してゐるものがある。こは特に最近に於て、顯著なる現象で、儲蓄會、銀號等の名稱を有するものに多い。彼等は其營業上に於ける立場を利用して、穀物取引に従事するのである。即ち元來是等の機關は、金融を業とするものなるが、糧棧に對して金融をなさ

ずし、直接農家に投資し、青田買等をなし、糧棧の營業の領域をかかすもので、穀物取引上に次第に重要な位置を、得つゝあるは注意すべき現象である。

#### 四、取引の種類

地方農家は、其所産の穀物を、鐵道沿線を離れたる、其地方の集散地の商人に賣り渡し、奥地商人は、更に之を哈爾濱、滿溝、安達等の鐵道沿線の集散地に搬出し、之を外商又は糧棧に賣却し斯くして海港に輸出せらるゝに至るものである。

鐵道沿線の大集散地に於ける、特産物の取引は、現物取引と先物取引の二種類がある。

現物取引の内には、(イ)東支鐵道の貨物引換證、並びに、(ロ)滿鐵の混合保管証券によりて取引するもの。(ハ)糧棧の院内にあるもの、取引。(ニ)馬車にて入市せるもの取引。(ホ)松花江の水運により入市せる江物の取引との五種に分る。先物取引は、(イ)傳家尙交易所に於ける定期取引もの。(ロ)青田物、及び(ハ)江筋物の三種に分類することが出来る。

奥地集散地に於ける取引にも、現物先物兩取引方法がある、現物取引は、(イ)馬車にて入市せるもの、取引、(ロ)院内物の取引、の二種にして、先物取引は、(イ)青田物、(ロ)江筋物、(ハ)信託公司に於ける定期物の三種である。

右各種の取引の地位並びに性質を明にする爲に、次に建値及び呼方を明にすることゝした。



鐵道沿線現物、建値及び呼方、

(A) 東支鐵道貨物引換証物

(B) 院内物

(イ) 外商が各驛構内に手持ちせるもの、

(ロ) 沿線の糧棧が農民若くは特産商より販賣を委託され居る物、

(ハ) 油坊又は糧棧の手持せる物、

露國油坊手持品、

支那油坊及糧棧手持品、

(C) 江 物

(イ) 東支鐵道船車連絡物、

(ロ) 露國汽船による入市物、

(ハ) 支那汽船による入市物、

(ニ) 支那民船取扱物、

(D) 馬車物

金圓建 一布度幾圓

金圓建 一布度幾圓

大洋建 一布度幾元

金圓建 一布度幾元

大洋建 一布度幾元

金圓建 一布度幾圓

金圓建 一布度幾圓

大洋建 一布度幾元

官帖建 一石幾吊文

大洋建 一石幾元

鐵道沿線先物、建値及び呼方、

(A) 傳家向交易所物、

(B) 青 田 物

(イ) 沿線糧棧と地方農家との契約物、

(ロ) 沿線糧棧と外商との契約物、

(C) 江 筋 物

(イ) 外商が哈爾濱糧棧と契約する物、

奥地集散地現物、建値及び呼方、

(A) 馬 車 物

(B) 院 内 物

奥地集散地先物、建値及び呼方、

(A) 青 田 物

(イ) 外商の派遣員と農家との直接契約物、

(ロ) 地方糧棧と農家との契約物、

(B) 江 筋 物

大洋建 一布度幾元

官帖建 一石幾吊文

大洋建 一布度幾元

大洋建 一布度幾元

官帖建 一石幾吊文

官帖建 一石幾吊文

官帖建 一石幾吊文

官帖建 一石幾吊文

官帖建 一石幾吊文



外商派遣員が、沿江地方集散地の糧棧、又は埠頭手持品を有する、農家と契約する物、

- 官帖建
- 一石幾吊文
- 官帖建
- 一石幾吊文

(C) 信託公司先物、

右に記するが如く、北滿の穀物取引に使用する貨幣の種類、買取引單位は、多種多様にして、取引の方法も一々異り、特に地方通貨との關係は、取引上非常に困難な問題であるが、此点は項を改めて詳記する積りである。

### 五、取引方法

(イ) 馬車物の取引

馬車物の取引には、地方農家が、市場に搬出する處を、糧棧のものが街頭に待ち受けて、買付けをなす場合と、農夫が穀物を搬出して、車店に宿泊せるものを、買付くる場合と、二つの場合がある。前者は、北滿に於ては、一般に糧棧と農家との間に、特に密接なる關係なき爲、糧棧は農夫の無智に乗じて、不當の利得を收むることあるを以て、農夫が市況を熟知せるか、又は糧棧と農夫との間に、久しき取引關係を有してゐる場合でなければ。行れぬ方法で、多くは後者の方法によるものである。

此方法は、穀物を搬出したる農夫の、多數宿泊せる車店に、糧棧の店員は早朝農夫の未だ寢にある間に出張し、農夫をして見本を持參せしめ、各人の見本が總て集りたる時、そこに集りたる糧棧の店員は、

各々見る處によりて、品質を鑑定し買價を定む。茲に於て車店の掌櫃的は買方たる糧棧の付値に對して、賣方たる農夫が耳打ちする手放値段を聞き、農夫に代りて、多數の買方との間に値段を糶り、取引價格を大体定めそれによりて、最後に農夫と直接糧棧との間に値段の取り定めが出来るのである、斯して取引が成立したる時は、農夫は直ちに買主の院内に穀物を持參して、受渡を了し、代金の支拂ひを受くるもので、穀物取引の大半は斯して市場に出る、所謂馬車物と稱せらるゝものである。

(ロ) 青田物の取引

支那商の所謂批賣買で、先物取引である。

(二)の穀物取引経路の項に、圖示したる順路により、穀物の出市の時とは反對に、外商から鐵道沿線の糧棧に、鐵道沿線の糧棧から奥地の糧棧に、更に農家にと云ふ順に、青田賣買の契約が順次締結して、行かるゝものである。

北滿に於ける青田賣買は、農業金融と云ふ見地に於て、南滿に於けるそれと趣きを異にするは、先きに述べたる北滿に於ける、一般農家の經濟状態より見ても、首肯出来ることである。随つて北滿に於ける青田賣買は、小農家に對する金融として存せずして、大農家との間に行はるゝ取引方法である。

即ち小農家にありては、自己の耕地を自己の勞力を以て、耕作するものなるを以て、其耕作には、特別の資金を要せざるも、大農家にありては、多數の勞働者を雇備する等の關係上、擴大なる土地を耕作



する爲には、多額の資金を要するものである。然るに如何に大農家にも、馬賊の危険あるを以て、決して多額の金銭を手許に有するものではない。又地方通貨たる、官帖相場の騰落は、常に一定せず、故に久しく現金を所有する時は、其爲に不慮の損害を蒙るものである。故に大農家にありても、當座に必要とする以外の現金を手持ちするものではない、こゝに於て耕作に際し其金融上の必要より、大農家と糧棧との間に青田賣買が行はるる所以である。

故に北滿に於ける青田賣買は、比較的安全なる取引方法であるが往々糧棧が青田の空賣買をなすことあり、其爲に屢々經濟界を攪亂するは誠に忌むべきことである。

元來青田賣買は、右の様な性質上、舊曆五六月の耕作期の資金を要する時節に行はるゝものであるが、近時は外商が南滿に賣繋ぎの必要上、一ヶ月乃至三ヶ月の期限で、先物取引が行はるゝ様になつた、其爲に青田賣買は七、八月頃が最も盛んに行はるゝ様である。

受渡し期日は小麥にありては、舊曆九月十五日大豆は同じく十一月一日を普通としてゐるが、當初の契約によりては、十一月十五日、十二月一日等の受渡しも行はれてゐる。

青田賣買の行はれたる時は、契約價格の金額、又は八九掛を前渡ししそれに對し賣方は受領金額、穀物の引渡し期日、引渡し穀物の一石當り重量を記載せる紙片を交付するのみで多く信用により取引せらるものなるを以てそれに對して保証人を要するが如きことは稀である。

青田賣買の相場は前渡し金額に對する利息、穀物市價の騰落に對する危険等を按じて、決せらるゝもので相場決定の順序を明にする、一例として拜泉の糧棧の採算の方法を、記すれば次の通りである。

一、七月の青田賣買に際し當時の官帖相場大洋一元に對し百二十五吊文。

一、引渡し大豆の重量は十三布度八一二五とす。

一、鐵道沿線まで搬出する馬車賃一石に付き三百五十吊文とす。

右の如き事情にあるを以て、糧棧は其年の收穫を豫想し、利益を收め危険なき程度に打算して取引をなし、相場が、大体公定せらるゝに至るものである。

斯くして、定りたるものは、代金全額渡しにて、七百八十吊文乃至八百七十八吊文であつた。

然るに現在受渡し期に於けるものを見るに例年ならば、官帖相場は出廻期に上騰するを常とするも本年は、同率にて、依然百二十五吊文を唱へ、又馬車賃は、一石當り四百二十吊文、より四五十吊文に上騰したるも大豆の現在市價は、千百五十吊文、より千三百吊文を唱へてゐる故尙餘程の利益を收めてゐる、一石當りの重量に至りては、歲の豊凶により豫想と多少の増減あるべきも奥地の糧棧は、秤量に當り多少の手加減をなすを常とし之により利益を得ても損害を蒙ることはない。

斯くして青田賣買により取引せらるゝ高は、地方により歲により一定するものではないが、大体穀物の全取引高の三割乃至四割に相當してゐるものとして間違ひはない。



(ハ) 奥地の糧棧と鐵道沿線の糧棧との間の取引  
 沿線及び奥地の糧棧は、其關係集散地に支店出張所を分設することは、稀にして先に述べたるが如く、關係の集散地に各々取引店たる糧棧を有し、それに自己の店員所謂老客兒ラッコと稱せらるゝものを派し、穀物の買付け、賣捌きの爲に各地に密接なる連絡を保ち哈爾濱の糧棧は、奥地の取引店に對して傳家甸交易所の日々の相場表を配布して奥地糧棧の買出に便してゐる、斯して出廻季に入れば、鐵道沿線の糧棧は、買付の爲に奥地糧棧に、又奥地の糧棧は賣捌きの爲に沿線糧棧に、老客兒を派遣し、各其糧棧の手を通じて取引をなすものである。

糧棧の院内にある穀物所謂院内物の内には、奥地糧棧の老客兒の手持ち品にして、糧棧に販賣を委託せるものも多く、市價の上騰を待ち賣却するものである。

近時鐵道沿線市場と奥地との通信の機關が、漸次備り取引上には、便宜であるが、其爲に奥地市場が、哈爾濱市場に比し狭き關係上穀物の市價が、逆鞘を呈する傾向がある此現象は、通信機關として哈爾濱より電話を有し交通上にも最も便利なる地位にある呼蘭に於て特に顯著である、其結果漸次奥地との堅實なる取引を困難ならしめてゐる。

然し呼蘭を除く他の集散地に於ては、未だ歴然其現象を顯すものなく、現に昨年中某製粉會社が拜泉縣に於て其原料小麥買付中調査をなしたる處に、見てもわかることである。

月	日	原地相場	大洋	官帖	哈市着値段	哈市現物相場
八	二三	九〇〇一八七〇 <small>吊文</small>	@九三	三七〇 <small>吊文</small>	一、〇六元	一、一八元
九	一	九一五一八四〇	九六	全	一、一三元	一、〇〇元
九	二	八六〇一	九九	全	九八	九四
九	二二	九〇〇一八二〇	一〇六	全	九四	一、〇〇元
九	三〇	九三〇一八二〇	一〇八	全	九六	九二
一〇	一〇	九〇〇一八三四	一〇八	三八〇	九三	八八
一〇	二〇	九二〇一八五六	一一七	四五〇	八九	八九
一一	八	九二〇一八四五	九七	四五〇	一、〇六	一、一五
一一	一九	一一〇一、二〇一、〇五〇	九五	三七〇	一一二	一、〇七
一一	二八	一〇七〇一八九〇	九五	三九〇	一一〇	一、一〇
一二	八	一〇三〇一八六〇	九三	四〇〇	一一九	一、〇七
一二	一八	一一〇〇一八七〇	九二	四一〇	一二八	一、一八
一二	二七	一〇一〇一八九〇	八六	四〇〇	一二七	一、二五



一	四	一、〇〇〇—八一〇	八八	三九〇	一、三三三	一、三三〇
---	---	-----------	----	-----	-------	-------

右の表に見るが如く、奥地市場の穀物相場は、傳家何交易所の定期の相場と官帖相場の騰落により影響を蒙る、外出廻り状態鐵道に搬出せらるゝまでの運賃の如何等によりて頗る複雑に變動するものであるが、大体に於て是等の奥地買付は沿線に於ける取引よりも有利になし得るは、事實である。

斯くして買付けられたる穀物は馬車によりて鐵道沿線に搬出せらるゝのであるが、此点に付きては項を改めて記する積りである。

(二) 外商の取引方法

本稿の目的とする處は、主として奥地に於ける穀物取引状態を明にするにあるが、外商の取引は、奥地まで及ばず多く鐵道沿線に限られてゐる關係上極めて大略を記するに止むる積りである。

外商の取引は、先に述べたるが如く、鐵道貨物引換証、混合保管証券等による取引及び停車場構内又は糧棧の院内に堆積せるもの、取引及び傳家何交易所に於て買付くるもの並びに青田買等である。

是等外商の穀物買付に際しては、外商直接に賣方と契約をなすことなく、穀物の仲介を專業とする日露人の仲介商の手、を通じてなされてゐる。我が特産物商の穀物取引上の地位は、即ち是で糧棧に比して極めて不利の條件で、取引せざるべからざるは、實に止を得ざることで先きに述べたる奥地取引事情

に、見ても我が特産商は、今よりも有利なる地步開拓の餘地ないでもない、斯業者の一顧を煩したい点である。

六、穀物取引と使用通貨

先きに記したるが如く、穀物取引は各々系統によりて使用通貨を異にし、特に官帖及び大洋は其市價の變動甚しくして、それを豫測することを得ず、穀物取引を非常に困難ならしむるものなるを以て、使用通貨と穀物取引との關係を明にするは最も必要のことである。

穀物取引上大体に於て日本商人間、日商及び露商間並びに日露商人との關係は、朝鮮銀行券を以て行はれ鐵道沿線市場に於ける、支那商間の取引は大洋を以て行はれ、奥地に於ける取引には官帖を用ふるのである。

(イ)官帖調達方法

黒龍江省に於ける官帖は、齊々哈爾に本店を有する廣信公司の發行する處であるが、其發行回收權は一部人士の手中にあるを以て、官帖相場は彼等の私利の爲に翻弄せられて騰落し、省民は常に塗炭の苦を嘗めてゐる、奥地の穀物取引上の、使用通貨は官帖なるを以て、糧棧は不斷に官帖騰落の脅威の内に曝され、其運用の如何は直接事業の成敗と密接なる、關係を有するのである。

右に記するが如く、官帖は齊々哈爾で發行せらるゝのであるが、其市價は黒龍江省に於ける穀物の中



心市場である、哈爾濱に於て決せらるるを以て、糧棧は直接間接に哈爾濱市場と関係を持して、金融の途を講じなければならぬ。

奥地に於ける穀物買付の爲に、糧棧が官帖の調達をなす方法に二途がある、一つは傅家甸の交易所又は商家にて官帖を買ひ求め買付地に現送するもので、他は奥地に於て匯票と稱する爲替手形を發行して、官帖を調達する方法で最も普通に行はる、ものである、此方法は糧棧又は老客兒が奥地に於て官帖を必要とする時匯票を發行し、綿系布雜貨等輸入商にして、沿線にて物資仕入れの爲に資金を必要とするものに賣却するもので、其際發行者は爲替料に相當する匯水を負担しなければならぬ、匯水は地方により又需給の關係によりて、一定してゐるものではなく、時によりては全然之は必要とせぬ場合もあるが、普通壹萬吊文に對して百五拾吊文乃至三四百吊文を常とす、然し匯水は現送点を越ゆることなきは、經濟上の原則に反するものではない。

奥地の糧棧又は老客兒が、鐵道沿線の取引店又は自店宛の匯票を發行したる時は、直ちに其旨電報を以て通知するを以て通知を受けたる時は、官帖相場の騰落による取引上の危険なからしむる爲に、速に支拂ひ準備をなしたき、匯票の一覽後二日迄に支拂ひをなす慣習である。

右に記するが如き、官帖調達方法も行はる、を以て正當の手順を踏めば、奥地取引に於ける官帖相場の騰落より、來る危険を極度に減ずる途もあり吾特産商の奥地發展の餘地もないではない。

### (ロ) 大洋調達方法

支那商は、皆銀資金なるを以て、穀物取引上に之を調達する必要なきも、邦商は多く之を有せず必要に際して之を調達しなければならぬ、哈爾濱の豆粕取引に於て油坊公會は、金圓による取引を承認せざるを以て其取引に當らんとする我特産商は、自然銀資金の必要にせまらるゝものである、然るに銀資金を有する正金銀行支店に於ては、相當の担保を提供するにあらざれば、容易に調達に應ずることなく支那側諸銀行に至つては、充分の担保を提出しても年一割三分、乃至二割の高率の利息を徴するを以てても利用することは出来ぬ。

自己の取引、銀行に於て銀の豫約をなす便法あるも、銀行に於て之をなすことを好まず、又一割乃至二割の保証金を要するが故あまり多く行はれてゐらぬ。

茲に於て特産商は、止を得ず一萬圓に付き三百圓の保証金と仲買人手數料を負担して錢舗を通じて、傅家甸交易所に銀の先物契約をなすことが多い、然るに先物契約受渡し期日は、十日目毎なるを以て内地との商談の都合によりては、幾度も乗換へなければならず、其度毎に手數料を徴せられ、若し不幸にして相場が、下落したる時は、其都度追証據金を請求せらるゝ不利あるのみならず、荷爲替取組期日が、交易所の銀の受渡し期日と一致せぬ時は、折角の交易所の利用も無意義に終るに至る不便もある。



近時我特産商の内には、信用狀の寫を露商に提出し、該露商と取引銀行との諒解を行ひて金資金にて取引することが、行はれてゐる。

奥地との穀物取引を開く場合には、銀資を要するも其有利なる調達方法は、結局見出すことは出来ぬ、茲に於て我特産商は先づ此点を解決し、奥地の事情をよく諒解して一步其商業範圍を擴張するは、新し面を打開する爲に最も必要のことである。

此点に就きては、具体的拙案あるも項を改めて記することにする。

(三田丁一)

### 一九二三年度上半期東支鐵道營業狀態

目次 一、緒言 二、發送別に依る貨物輸送 三、主要貨物の輸送 四、營業成績  
 五、技術的作業(運轉) 六、總貨物出廻狀況 七、結論

#### 一、緒言

一九二三年度、上半期の東支鐵道の營業成績を、一九二二年度、同半期と比較せんに其の間何等遜色なく却つて好成績に終れるを知るべし。

目下東支鐵道としては、同鐵道自身の財政の一轉換期に達著しつつ、而かも一方鐵道の營業狀態を急遽發達せしめんことにのみ、努力せるが本年度上半期の營業は、左の如き狀態を呈せり。(單位布度)

	一九二二年 (上半期)	一九二三年 (上半期)	増減率
普通貨物	七四、四四七、七八三	九八、七六九、八二六	(+) 三二、七%
軍需品	四三六、四八八	三九六、三五八	(-) 九、九%
社内品	九、二〇九、三〇九	六、八八九、〇七四	(+) 三三、二%



右の統計に據るときは、本期間内に於て商品貨物は實に、三二%の増加率を示し、尙ほ軍需品並に社内品扱、三四%、一〇%の減退を來せるも極めて激増せるは、營業品貨物にして鐵道運賃高きにも不拘實に、稀有の増大を爲しつゝあり。

戦前(一九一三年)、に於ける東支鐵道の輸送平均増加率は、僅かに一ヶ年を通して五、六%、位にして隣接鐵道滿鐵にして三、四%、に過ぎざるに而かも本期の如き三〇、四%、の増加率を示せるは實に、異例とする所なり。

二、發送別による貨物輸送

本年度上半期に於ける發送別貨物の輸送内譯左の如し。

	一九二二年 (上半期)	一九二三年 (上半期)	増減率
總輸送量	七四、四四七、七八三	九八、七六九、八二三	(+) 三二、七%
輸出滿鐵向ケ	二九、六五八、一六〇	三四、五三〇、六二三	(+) 四五、七%
輸出烏鐵向ケ	二二、二七〇、八七四	二八、二九七、六四三	(+) 二七、一%
輸入滿鐵より	八、〇八四、七二〇	一二、四六七、三六三	(+) 五四、二%

輸入烏鐵より	八三九、六四五	五八八、四九〇	(-) 四二、六%
地方移送	二二、五九四、三四四	二二、八八五、七〇七	(-) 一三、一%

即ち特に東行浦潮向け輸出貨物は、常に増加を繼續しつゝ、本期に於ては既に、二千八百萬布度に到達し、昨年度同期の二千二百萬布度に較べて二七%、の増進率を表はせり。

同様に南行貨物も昨年度、同半期の二千九百萬布度より三千四百萬布度一四五%、の増率一の數量に上れり。

然るに烏鐵よりの輸入貨物の總数は、昨年度同半期よりは著しき減退を來し、輸出の二百八百萬布度なるに比して輸入は、僅か五十五萬八千布度と云ふ、僅少の數字に止まれり。之に反して滿鐵よりの輸入は、昨年度同半期の八百萬布度より一躍一千二百五十萬布度にまで増大し、乃ち五四%、の増加を示せり。依是觀之鐵道の目下の緊急問題は取りも直さず、浦潮輸入貨物に對する誘引策を講ずること是れなり。

尙地方移送は左記表に觀るか如く、一九二三年度上半期より對後具加爾、移出入貨物を地方的扱に加へて計算せるが、本貨物の出廻り縮少せるにも不拘尙ほ總數量に於ては、二千三百萬布度に達するの盛況なり。

(單位布度)



	一九二二年(上半期)	一九二三年(全)	増減率
滿洲里驛輸出	一、七九三、七八二	五六八、六六一	(一)一、二二五、一一一
滿洲里驛輸入	一、一二五、五九九	七七五、二五〇	(一)三五〇、三四九
合計	二、九一九、三八一	一、三四三、九一一	(一)一、四七五、四七〇

後貝加爾地方よりの貨物の出廻は、總數量に於て一九二三年度上半期は、百五十萬布度の減少にて主として滿洲里驛、を中心としての輸出入なるが、自由輸出貨物に對する輸出禁止はこれが、減退の因をなせり。

### 三、主要貨物の輸送

一九二三年度上半期の主要輸送貨物を一九二二年度上半期のそれと、比較せんに左の如き數字を表はせり。

主要貨物名	一九二二年度(上半期)	一九二三年度(全)	増減率
一、穀物	四七、九一四、八四三	六七、九一四、八四三	(+) 四三、五%

内譯	大豆	小麦	豆油	其他	木材	並薪	炭	建築用材																
大豆	二六、三二五、五九〇	三九、三三〇、六一六	(+) 四九、三%	二、九八四、五一九	六、四六八、〇七三	(+) 一五〇、二%	二、六〇九、九一四	三、二七〇、一五〇	(+) 二五、三%	七、二七二、三〇五	一二、九四一、一二六	(+) 七、八%	七、九九八、七六四	一、〇九六、七二〇	(+) 五、一、六%	八、八九四、九五八	九、三一三、八八七	(+) 八三、六%	五、〇六〇、九九六	九、二九一、八九五	(+) 九八、八%	三、五四五、〇四六	一、四八〇、八七六	(-) 九八、八%

即ち一九二三年度上半期の穀物輸送は、昨年同半期の輸送よりは約三〇%、以上の増加をなし主として大豆、其他穀物の輸送夥しがりが。只滿洲里驛よりの輸出貨物は僅少なりき。  
 尙ほ輸送貨物中豆粕、豆油は一九二三年度の上半期に於ては、豆粕千三百萬布度、豆油百萬布度に達し、一九二二年同半期に比し格段の増加を爲し、一九二一年上下兩半期の一倍半の輸送高を示し、近年稀れに見る記録を作れり。  
 (單位布度)



輸送年度	豆	粕	豆	油
一九二一年度 (上期下)	八、六七一、三五〇			三四四、一一一
一九二二年 (上期下)	一二、八六九、九八二			一、一七四、六六六
一九二三年度 (上期)	一二、九四一、一二六			一、〇九八、七二六

即ち豆粕、豆油の輸送は一九二二年度上半期よりは七八%、の増率を表はせるがこれは取も直さず、北滿洲に於ける油房工業の發展に對し東支鐵道の執れる政策の當れるを証するものなり。

随つて石炭の輸送増大せるも主としてこれか原因は、油房工業の盛況より起る必然の結果にして約四百萬布度即ち石炭全輸送量の八四%、を使用せり。如是北滿、油房工業の殷賑が惹いては、東支鐵道の輸送を活發ならしめたるは論を俟たざる所にして、其他建築用木材、薪木輸送率の僅少の増加を見ればこれか、因を木材相場の反響より來るものとせざるべからず。

この外に貨物輸送中特に著しく減退せるものに建築用材あり、即ち石材、礫石、石灰其他なるが、これは主として、哈爾濱に於ける石材需要の激減、並に哈爾濱電車敷設に依る事業縮少が、直接影響せるものなるべし。

#### 四、營業成績

一九二三年度上半期の鐵道營業成績の確實なる統計は左の如し。

收 入	一九二三年度(上半期)		増 減 率
	一九二二年(上半期)	一九二三年度(上半期)	
收 入	一七、三九七、三二四	一八、九四一、三二二	(+) 一九%
支 出	一四、三〇五、五〇四	一三、七五八、四八五	(-) 五%
差 引 純 收 入	三、〇九一、八二〇	五、一八二、八三五	(+) 六七%
收 支 係 數	八二、二三%	七二、六四%	(-) (一)

右の表によるときは、一九二三年度上半期の總收入は、昨年度同半期に比し約百五十萬留の增收にして總支出は、輸送貨物の如き特に顯著の作業ありしに拘りらず、本期に於ては昨年度同期に比し、約七十萬留の減少を來し本年度上半期の鐵道營業の純收入は、五百十八萬二千留の巨額に上り昨年度同半期よりは、約二百萬留即ち六七%、の超過となり。一面に於て例年の東支鐵道營業收入の減退を一變換せしめたるものと謂つべし。

#### 五、技術作業(運轉)



	一九二二年度 (上半)	一九二三年度 (上半)	増減率
商品貨物輸送數量	七四、四四七、七八三	九八、七六九、八二六	(+) 三三、七%
列車走行露里	二、六四五、六一五	二、三九八、七八二	(-) 一三、七%
平均一列車編成車軸數	七、八二四	九四九	(+) 二一、三%
平均一列車編成純車軸數	三〇、二九五	三九、六五四	(+) 三〇、九%
平均積込耐重量	四二、五一八	四八、五三五	(+) 一四、二%
空車率 %	三四、三一%	三七、五三%	(+) 三〇、九%

如是鐵道の運轉作業は、決して易々たるものに非らずして且つ(輸送貨物の増加)其の作業能率は、著しく増進したるに拘はらず、列車走行に消費せる「エナルギー」の數量は大なる減少を來し鐵道運轉の係數の上に反響を及ぼせり。

平均一貨物列車編成車軸數は、七八より九五にまで増大し著しく列車編成が、經濟的になり随つて運轉上の支出に關係を及ぼし減額せり。次に同純車軸數の平均率に至りては、一九二三年度上半期は昨年度上半期に比較し、約四千布度即ち三〇%の増率にして相共に、其の結果は列車編成車軸數並に積込耐重量の増進となれり。

而して一九二三年度上半期の平均積載貨車々軸耐重量は、四八五風袋即ち平均一貨車九七〇布度に達せるがこれも幾分の増率にして惹いては鐵道營業上に好結果を招致せり。

空車率は一九二二年度上半期に於ては稍々減少し、一九二三年度上半期に於ては三七%の増加率を見たるがこれが主因とも云ふべきは前年度に於て特に東向貨物列車續發の不成績の結果に依るものにして加之此等東行貨物列車が浦潮輸入貨物減退のため随つて空車を多く生せしに由る。

六、總貨物出廻狀況

	一九二三年度 (上半期)	一九二三年度 (上半期)
穀物	六三、六%	六八、七%
木材並薪	一一、七%	九、三%
建築用材	四、七%	一、五%
家畜類生産物	〇、九%	〇、七%
石炭	六、八%	九、三%
其他貨物(主として輸入品)	一一、三%	一〇、五%
合計	一〇〇%	一〇〇%



右の表率によるときは穀物は六八、七%にして木材並薪木は、昨年度上半期の一一、七%より九、三%に低下し家畜類生産物は〇、九%より〇、七%に落ち石炭は輸送無限なるにも拘はらず、總輸送貨物の約一〇%を占めたるに過ぎざる状態なりき。

其他輸入貨物の減退は、滿洲工業の復活と後貝加爾、輸出禁止と相俟つて著しき兆候を示表せり。

### 七、結 論

右に記せる部分的説明を一括せんに左の如し。

- 一、本年度上半期の貨物輸送は、營業貨物の輸送増進し、鐵道社用品輸送減退せり。
- 二、主要輸送貨物たる特に大豆、豆粕が鐵道政策に則りて運賃の方面に又經濟の方面に其の企圖通りに實施せられつゝあり。
- 三、輸入減退並滿洲里驛輸出貨物の減少が、鐵道貨物出廻の上に著明の反響を蒙れり。
- 四、本期の鐵道營業純収入は、五百十八萬二千留を算し、昨年度同期に比し二百萬留(六七%)の超過なり。
- 五、本期に於ける技術的作業(運轉)は顯著の進歩をなせり。

(堀 内)

### 東鐵の「チェック」と運賃關係

東支鐵道が「チェック」即當座預金小切手(以下單に「チェック」と稱す)を發行して、之れを一般特産物商會に融通し以て、特に特産貨物の運賃及料金の支拂の便に供しつゝあるか、茲に少しく「チェック」其のものゝ、本來の性質並其の流用に就て研究して見ますと、鐵道の「チェック」に對する取扱方法、並其の機能は畧銀行に於ける當座預金小切手の其れと、殆んど性質の同ふせるを觀るのであるか、只一二其の異なる點を擧ぐれば、(一)東鐵の「チェック」は専ら運賃及料金(料金は運送規定に掲載せるものに限る)の支拂に適用し、其の他の支拂には全然使用し得ざること、(二)銀行の當座預金には一定の利子を附するも、鐵道の當座預金には全然如此き特點なきこと、又兩者の利害並目的の稍々同しくせる點を擧ぐれば、兩者何れも一般商人の常に莫大なる現金の保管に伴ふ、危險を避けしめ且現金計算上に不尠る手數と、時間の空費とを除去するにあることである。乍併前述せる通り鐵道が、「チェック」制を流用するてふことは、鐵道目らか運轉資金に窮乏せる場合之れか金融を得んとするに際し、「チェック」を發行し相當の割引を以て銀行なり、特産商なりに賣付け預金口座を開かしめ以て鐵道は、一面に於て臨時に財政難より切抜けんとする方策に出つることである。即普通之を稱して東鐵の「タリーフ」を賣ると云ふて居る様であるか、抑々東鐵が「チェック」制を設けたのは、一九〇三年運輸業務開始と同時に、



既に設定せるものなりといふ、然れ共當時東支沿線は、周知の如く人口稀薄、何等の産業なく從て商工起らず、經濟的權威更に認め得ざる状態なりし結果、「チエツク」制の存在の如きは全く忘却せられ、實際に利用さるゝ域に達し得なかつたのであるか、爾來沿線の産業が漸次に發展し、商勢も頓に昂かると同時に、近々數年前よりは、東鐵は周圍の事情縷述する迄もなく幾多の財政難に逢着し、加之に貨幣制度は混亂し、露貨の暴落に伴ひ運賃計算上に不尠る繁瑣を招來せる結果、半面に於ては財政難より逃れ又他面に於ては運賃の現金計算上の簡捷を計る爲一九二〇年の輸送期より、遂に鐵道「チエツク」制を流用し鐵道自ら「チエツク」を發行し、且適當の割引をなして運賃前拂の策を取るに至りたるものと云ふ、這は東支鐵道收入審査課長、「ソーボルフ」氏の言てあるか尙同氏に就て一九二〇年以前の毎輸送期に發行せる「チエツク」の總高を見るに左の通である。

一九二〇年	約一〇、〇〇〇、〇〇〇留
一九二一年	九、二〇二、三二九留
一九二二年	一三、五〇〇、七七七留
一九二三年	九、〇三六、五二七留

〔該年度は露貨混亂の時代にて今日正確なる數字を擧げ得ず〕

(十一月二十三日止の計算)

而して之か賣出方法を見るに、(一)銀行を経由する場合(二)露國特産物仲介人を経由する場合(三)直接東鐵支社より買付くる場合、の三であるか(一)の場合の銀行を経由するときは、乃ち東鐵か一定の

割引を以て銀行に賣付け、一時的の金融を計るものであつて此の割引率は、年々時に依り、又賣出高に依り、一定せざる様なるも本期に於ける對極東銀行との、「チエツク」の割引率を見るに賣出高の幾何に依らず、一八パーセントなりと云ふ。左に參考迄に一九二〇年度の輸送期より、東鐵か銀行を経由して賣出した總高の概算を調査せるに左の如くである。

一九二〇年	全然なし
一九二一年	約三、〇〇〇、〇〇〇留
一九二二年	約八、〇〇〇、〇〇〇留
一九二三年	約七、〇〇〇、〇〇〇留

右は概算的のものであるか依之て觀るに、一九二一年を除いては「チエツク」の發行高の大部分は、銀行を経由して東鐵か金融を計りつゝあることか分るのである(一)(如斯數字に關しては極めて嚴秘に附して居る關係上調査極めて困難である)(二)の仲介人を経由する場合は、仲介人が銀行より直接「チエツク」賣捌の委託を受け特産商に賣付くること、此の場合の割引率及仲介人手數料を見るに、銀行は「チエツク」額面の五パーセントを割引して委託し、且仲介人は買手より一留に付四分の一の手數料を收めて居ると云ふ、此の一留に付四分の一の手數料は殆んど公定の手數料となつて居り、銀行より「チエツク」を買受くる場合乃至東鐵支社より直接仲介人か、現金を納めて買付くる場合と同率のもので



ある、(三)の特産商が東鐵支社より直接に、「チェック」を買ふ場合にして此の間に於ける割引率は特に種々なる四圍の事情に依り一定せざるもの、如く、第三者の全く窺知を許さないところの極秘であるから、無論特産商に依り亦時と場合に依り、割引率の相違あるは想像に難くないのである。東鐵は如斯「チェック」を發行し、銀行なり乃至特産仲介人或は又直接特産商に、一定の割引を以て賣付けて居るか、これは半面に於ては、鐵道の運賃を割引することになれば、荷主の利益するところは大きなのみならず、殊に東支沿線の現金保管に危険の伴ふ僻地に於て、莫大の特産物取引をなしつゝある、特産商にありては非常に便利なるものであるか、故に進んで此の「チェック」制を利用しつゝあるは事實である本年度に於ける日露支の特産商に於ける「チェック」の利用率を示せば左の通りである。

- 一、露國特産商 五三パーセント
- 一、支那特産商 四五パーセント
- 一、日本特産商 二一パーセント

支那特産商の比較的利用率的の多きは、運賃割引を第一目的とするよりは、寧ろ東支沿線に於ける馬賊の脅威を避ける爲に、「チェック」を利用するに至るものとして此れ等支那特産商は、露國仲買人の手より前述の如き手数料までも支拂つて「チェック」を買付けて居る状態である、又露國特産商の利用する「チェック」は殆んど割引の「チェック」で、主として銀行を経由せるものである。日本人に於ては「チェック」

「ク」を利用するもの極めて少く今日に於ては、安達にある北滿製油會社のみであると云ふ、尤も本年に於ける邦人特産商は、頗る不振の状態の特産商と言ふよりは、寧ろ特産仲買人として活動するもの多きか故に、「チェック」の利用も必要な譯である、以上「チェック」本來の性質は前述の通りで、別項に「東支鐵道貨物運賃支拂用當座預金小切手に關する規定」の翻譯せるものを掲げ置きし故、之に依り明瞭ならんも元來本「チェック」の使用範圍は、東行貨物並南行貨物の各連絡運賃にも適用せらるゝものである、所謂對外鐵道に關する運賃政策とは、何等の關係なきものであることは瞭である。

因に各種の東鐵發行の債券、例へば材料購入費乃至は、退職者恩給金其他に對し債券を發行し、支拂期間到來せるに、東鐵が支拂不能の場合前記の「チェック」に切り換へ、運賃支拂に便する等巷間に傳へらるゝも、斯の如きは極めて稀有のことに屬し、儘にあるも其れに依て運賃割引等の如きは絶対無しと云ふ、這是露國特産仲買人組合長次席の「ハプロトフキン」氏の談であるか、氏は東鐵の各債券の賣買をかねて取扱つゝあるものなれば事實のこと、想はるゝのである。

左に「チェック」に關する東鐵の規定を御參考迄に掲載する。

### 東支鐵道貨物運賃支拂用當座預金勘定ニ關スル規定

- 一、東支鐵道ニヨリ運送セル貨物ノ運賃料金其ノ他引換代金等ノ支拂ハ左記各條項ノ示ストコロニ從



- ヒ荷受人及荷送人ハ鐵道當座預金小切手ヲ以テ計算ヲ爲スコトヲ得
- 二、當座預金貸越契約ニ對スル保證金ハ其ノ金額ハ荷主ノ任意ニシテ現金、公債、東支鐵道債券、銀行並取引所ノ保證狀其ノ他有價物件及有價證券ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得、而シテ鐵道長官ハ商業部ノ申請ニ依リ其ノ都度審査決定ス
- 三、當座預金貸越契約ニ依ル保證金ノ申込ハ商業部ニ届出テ預金ハ現金ヲ以テ收入審査課ニ納入スルモノトス而シテ鐵道長官ノ認可ヲ要スルモノトス
- 四、當座預金申込書面ニハ左記ノ事項ヲ掲載セサル可カラズ
- イ、父名及姓氏名 稱號並住所
- ロ、當座預金口座設定驛名(引出驛名)
- ハ、各驛ニ於ケル貸越所定額
- ニ、各驛ニ於ケル當座小切手引出人署名者名
- ホ、保證金種別、公債ナレハ券數其ノ他其ノ種類ヲ詳記スルコト
- 尚申込書面ニハ實際責任者ノ署名ヲ爲シ以テ正副二通ヲ添附シ届出ツルモノトス而シテ提出ノ保證金公債及其ノ他有價物ヲ以テ爲ス場合ハ申込書面ニ左記ノ如ク記載スルヲ要ス、乃チ一運賃料金並其ノ他ノ支拂ヲ所定期間内ニ支拂ハサル場合は鐵道ハ前記ノ債券或ハ又其ノ他有價物件ヲ換價シ

- 賣拂フコトニ際シ申込者ハ如何ナル抗議ヲモ爲スヲ得ス
- 五、商業部及收入審査課ノ孰レカ、當座勘定ノ開設ヲ認可シタル場合ハ申込者ニ對シ其ノ旨ヲ通知スルト同時ニ又當座預金ノ貸越契約ヲ爲サントスル場合ハ保證金納入方ヲ促シ、而シテ保證金納入後其ノ他一切ノ手續ヲ了シタル場合ハ當座勘定開設指定驛ニ之ヲ通牒シ同驛へ申込書ノ寫ノ分ヲ添送スルモノトス、當座預金ハ以上ノ手續完了後其ノ効力ヲ生スルモノトス
- 六、當座預金貸越契約ヲ爲サントスル者ハ本社會計課へ或ハ又各驛ノ現金係へ任意ノ抵當物件ヲ納入スルヲ得ルモノトス而シテ此ノ場合抵當物受領ノ證トシテ本會計課發行ノ受領證書ヲ交付ス、又各驛所現金係へ納入セル場合ハ各驛ニ臨時ノ受領書ヲ交付スルモ十五日間以内ニ本課發行ノ受領書ト交換スルモノトス
- 七、保證金トシテ提供セル債務ノ價格カ下落セル場合貸越高ハ適當ニ減額サル、モノトス、債券ノ騰落ニ就テハ庶務部之ヲ注意シ、變動アリタル場合其ノ都度商業部ニ通知スルモノトス
- 八、當座勘定ノ保證金トシテ提供セル債券ニ利子ノ下附アリタル時ハ、該利子ハ債券所屬人ニ支拂フモノトス
- 九、運送貨物ノ運賃料金其ノ他ノ支拂ニハ本規定ニ添付セル通りノ小切手帳ヲ使用ス
- 一〇、本小切手帳ハ常ニ豫備ヲ供へ小切手使用者ニ供與ス、而シテ小切手帳表面ニハ小切手使用者ノ



實際署名ヲ表記セラル可キモノトス

一、貨物受渡ノ場合ハ必ス本小切手ヲ使用スルモノトス、而シテ小切手帳所持人ハ運賃並其ノ他ノ料金を支拂フ場合ハ自ラ小切手面ニ貨物ノ發着驛名、運送狀番號、品名、重量等ヲ明記シ小切手帳ト共ニ驛現金係ニ提出スルモノトス

二、驛現金係ハ右小切手帳ノ提示ヲ受ケタル場合ハ支拂運賃ノ記入額差引殘高、又ハ貸越高等ヲ審查シ小切手及同控ノ分ニ必要事項ヲ補記シ、運賃計算係員(現金係)ノ署名ヲ爲シ、小切手帳ハ支拂用ノ分ト共ニ小切手帳所持者ニ返還シ、小切手ハ運賃計算報告係ニ廻附スルモノトス

三、貨物ノ發送並引渡ノ際運賃料金を小切手ヲ以テ支拂ヒタル場合ハ運送狀並同副狀面ニ小切手番號並支拂金額ヲ記載スルモノトス

四、貨物運賃現拂ノ場合ハ運送狀副狀並同控ニ、又運賃着拂ノモノニ對シテハ貨物引渡簿並該報告表ニ小切手番號ヲ掲載シオクモノトス

五、當座勘定口座ノ指定驛ハ預金高ニ餘裕アリ、且支障ヲ來タザル範圍内ニ於テハ當座小切手ニヨリ特別支拂ヲ爲スコトヲ認容シ得ルモノトス

六、當座預金勘定ヲ清算スル爲ニ各驛ハ當座預金ノ特別簿ヲ作成シ、當ニ收支ノ殘高ヲ明瞭ニ記載スルモノトス

一七、發驛ニ於テ運賃其ノ他ヲ計算シ、小切手ヲ以テ支拂ヒタル金高ニ付キ着驛ニ於テ誤謬ヲ發見シタル場合ハ荷受人ヨリ直接追徴スルモノトス

一八、當座預金小切手ニ依リ支拂ヒタル運賃ニ不足ヲ發見シ之カ追徴ヲナス場合ハ小切手帳所持人ニ其ノ旨ヲ通知シ追徴ヲ爲スモノトス、但此ノ場合ハ一般貨物ノ受渡ニ使用スル小切手帳に依ラス、追徴用ノ特別小切手帳ヲ發行スルコト

一九、當座預金小切手ニ依リ支拂ヒタル運賃其ノ他ニ過徴ヲ發見セル場合ハ過徴金拂戻規定に準シ別ニ現金ヲ以テ支拂フモノトス

二〇、收入審査課ハ毎月運送狀副狀及其ノ他ノ材料ヲ以テ當座預金勘定計算表ヲ調成シ預金追納方ヲ促シ、過月分發送貨物ノ運賃未納高ハ拾日間ノ間ニ支拂當日迄ノ利子ヲ加算シテ納入セシムルモノトス、而シテ利子ノ割合額ニ就イテハ商業部ハ市場相場並地方ノ商況ヨリ考慮シ決定シ、且長官ノ認可ヲ經ルモノトス、假リニ保證金中ヨリ現金ヲ以テ返済スル場合ハ會社鐵道ノ收入金ニ充當振替方ヲ指令スルモノトス

二一、保證金ヲ現金ヲ以テ納入セス、他ノ有價物ヲ提供シタル場合ニ本規定第二十條ニ依ル支拂期間十日間ニ現金ヲ以テ返済セサルトキハ、前記ノ利子以外ニ科料トシテ一晝夜三十分ノ一パーセントヲ加算シ計算スルモノトス、尙當座貸越限定額全額ヲ流用シ、運賃料金を其ノ他會社ノ收得トナルヘ



キ利子及科料金を合算シ、餘剩高無キ場合ハ爾後當座預金口座ヲ停止シ、抵當物件ハ全部正貨ニ換算シ、精算ヲナシ残額アル場合ハ之ヲ返還スルモノトス

二二、當座預金加入者カ爾後同勘定ヲ停止セントスル場合ハ届書ヲ認メ提出スルモノトス、尙此ノ場

合小切手帳ハ返還スルモノトス

小切手雛形別紙ノ通

(鈴木)

(表)

東 支 鐵 道 會 社	<p>貨越高 小切手帳第 號</p> <p>小切手№</p> <p>何々驛長殿</p> <p>小生當座預金勘定ヨリ本小切手裏面ニ記載ノ運送狀ニ對スル貨物運賃其他ノ支拂ヲ御差引相成度候也</p> <p>署名</p> <p>小切手發行人</p> <p>年月日</p> <p>驛記載事項</p> <p>前運送貨物運賃ヲ貨越高ヨリ支拂シ金額</p> <p>本切手殘高(金高=實證)</p> <p>貨越高殘高</p> <p>署名</p> <p>驛係員</p> <p>年月日</p>	<p>貨越高 小切手帳第 號</p> <p>小切手№</p> <p>何々驛長殿</p> <p>小生當座預金勘定ヨリ本小切手裏面ニ記載ノ運送狀ニ對スル貨物運賃其他ノ支拂ヲ御差引相成度候也</p> <p>署名</p> <p>小切手發行人</p> <p>年月日</p> <p>驛記載事項</p> <p>前運送貨物運賃ヲ貨越高ヨリ支拂シ金額</p> <p>本切手殘高(金高=實證)</p> <p>貨越高殘高</p> <p>署名</p> <p>驛係員</p> <p>年月日</p>
----------------------------	---	---



(裏)

本小切手ニ依リ支拂 ヒタル運送狀ノ撮要			
運送狀 番號	發着驛		金額
	發驛	着驛	
小切手發行者署名			

本小切手ニ依リ支拂 ヒタル運送狀ノ撮要			
運送狀 番號	發着驛		金額
	發驛	着驛	
小切手發行者署名			

### 哈爾賓市布度稅の沿革並現狀

- 一、哈爾賓市の自治に就いて
- 二、哈爾賓市布度稅の起原
- 三、同現狀

#### 一、哈爾賓市の自治に就いて

哈爾賓市布度稅の沿革を説明する必要上哈爾賓市の自治制に就いて述へんに  
 哈爾賓市は取りも直さず表面は自治制に依りて市制一般を處理しつゝ、ありと雖も其の實は該市が東支  
 鐵道の附屬地帯に介在する關係上、又東支鐵道が其の大半を建設せし都合上、哈爾賓市の行政其他一般  
 に亘りて東支鐵道の容喙する處多く一方東支鐵道に依りて援助せられ、他方哈爾賓市獨立して自治團體  
 の行動に出でたり。されは之を嚴正に批判せんには哈爾賓市は自治三分の獨立機關たる市制と見るを正  
 當とせん。

斯かる立場にある哈爾賓市が勢ひ東支鐵道の如何に依りて市制が左右せられしは言を俟たざる處にし  
 てされば其の「哈爾賓市制」を見るに。



第一條 東清鐵道附屬地域内行政組織ノ基本ニ基キ哈爾濱市内ノ經營及施設ヲ其ノ選舉ニカ、ル市制機關ニ委任ス而シテ該機關ノ行動ニ關スル監督ハ東清鐵道本社及東清鐵道長官之ニ任ス

第五條 哈爾濱市ハ本則ニ規定セル手續ニ依リ公共ノ費用トシテ左ノ課金ヲ徵收スル權利ヲ有ス

- 一、建物ヲ有スル土地ノ評價ニ對スル課金
- 二、家屋及建築物ニ對スル課金
- 三、商工業ニ對スル課金
- 四、辻馬車、自轉車、自働車其他ニ對スル課金
- 五、馬及犬ニ對スル課金
- 六、戸ニ對スル課金
- 七、市内ニ於ケル不動産ノ移動、及土地長期租借契約ノ移動ニ對スル課金
- 八、動産公賣課金
- 九、病院ニ於テ治療ヲ受ケル權利ニ對スル課金

東清鐵道附屬地行政權問題ニ關スル露清豫備協約

(一九二一年)

第十五條 鐵道附屬地内ノ重要都市ニ於ケル公益上並財政上ノ重要問題ハ議員會議ニ於テ審査ノ後鐵道督辦並ニ東支鐵道本社ニ移牒シテ其ノ共同審議及認可ヲ求ムルモノトス

## 二、哈爾濱布度稅の起因

今哈爾濱市制第二條を見るに本項布度稅の如きは徵收し居られず。されは此の哈爾濱市布度稅は如何なる性質の課稅なるかを見んに。

哈爾濱市は其の市街建設に當りて道路、橋梁の開鑿架設等の爲め莫大の費用を要するに就いて、之が補助を東支鐵道本社に仰けり。然るに東支鐵道としては哈爾濱市なるものは、東支が其の附屬地域内に建設せる重要中樞の大都市にして之が市街の發展は東支鐵道としては影響する處頗る大なる爲め、右哈爾濱市の款願を容れ潔よく支出することゝせるが、尙ほ東支としては茲に一策を案し東支哈爾濱管區に出廻る貨物にして該管區各驛に發着する貨物に對し、哈爾濱市道路修繕費の意味なる一種の附屬地帯への入市稅を賦課すべく之が裁決を東支鐵道本社(在ベラルブルク)に仰き一九一三年九月二十二日電報第九五五六號にて許可するに到れり。これ實に哈爾濱市布度稅(Т. Харбина Поньянско-Скопа)の起原にして次いで東支鐵道は一九一三年十一月二十六日附を以て左の布告文を公にせり。

哈爾濱中央驛、並哈爾濱埠頭ニ哈爾濱市布度稅ヲ賦課スルノ件

一九一三年十月一日以後哈爾濱中央驛並哈爾濱埠頭ニ對シ一九一三年九月二十二日附本社電報第九五五六號ニヨリ東支本社カ許可セル哈爾濱市布度稅ノ賦課ヲ右各驛へ出廻ル東支鐵道發着ノ貨物ヨリ徵收



該布度稅ノ徵收ハ滿十ヶ年間即チ一九二三年十月一日ニ到ル迄ノ期間トシテ該布度稅ノ徵收金カ其ノ徵收ニ要スル雜費ヲ差引イテ合計一、二一八、二二六留二二哥ニ到達セルトキハ假令徵收期間滿十ヶ年ニ充タスト雖モ之レカ徵收ヲ停止スルコトヲ得。

尙上記ノ各驛ノ構内ノ發送貨物保管倉庫ニ移送シ來テ積置キセル貨物ニ對シテハ哈爾濱市布度稅ノ賦課ヲ免除ス(一九二三年十月八日附本社電報第一〇、八七六號)只目下該貨物ノ發送貨物保管倉庫トシテハ哈爾濱營業所所屬倉庫及哈爾濱八區穀類保管倉庫ヲ充當ス。而シテ之等ノ發送貨物保管倉庫入庫貨物ニ對シ布度稅ヲ免除セラル、各驛ヲ見ルニ之等ノ貨物ハ一旦倉庫内ニ搬入サレ然ル後規定ノ六ヶ月以内ニハ別ノ輸送「タリフ」ニ依リテ遠ク再發送セラルヘキ性質ノ貨物ニシテ取りモ直ホサス之等貨物發送貨物保管倉庫ニ搬入サレルヤ、哈爾濱ニアル荷主ノ手ニ移リ豫メ貨物ノ鐵道證券ノ到着ヲ俟タストモ最初ノ通り輸送「タリフ」ヲ利用セスニ倉庫ヨリ引出シテ發送セラル、等ノ貨物ナレハ布度稅ヲ課セム。哈爾濱市布度稅ハ哈爾濱中央驛、並哈爾濱埠頭驛ニ發着スル鐵道貨物ニ賦課シ之レカ爲メ特ニ傾收證ヲ制定シ本稅ハ運送狀中ニ記入シ鐵道料金トシテ徵收スルヲ許サス。該哈爾濱市布度稅ノ計算ニ關シ又ハ一定ノ期間滿了前ニ該稅ノ徵收停止ハ東支鐵道收入審査課ニ於テ爲ス

東支鐵道トハ爾濱市役所トノ間ニ協定セル右課稅ノ徵收規則ニ關シ不審ノ廉アラハ之レカ說明ニ應ス

東支鐵道長官陸軍中將

ホルワツト

東支鐵道文書課長

ア、プラタノフスキー

哈爾濱市布度稅徵收協約

(哈爾濱市役所並東支鐵道トノ間ニ協定セラレタル哈爾濱中央驛、哈爾濱埠頭、哈爾濱營業所經由哈爾濱市出入貨物ニ對シ哈爾濱市布度稅徵收ニ關スル協約)

一、東支鐵道支社ハ貨物ニ對シ賦課セル哈爾濱市布度稅徵收實施ノ日ヨリ十ヶ年間東支營業所ヲシテ哈爾濱中央驛、哈爾濱埠頭、哈爾濱營業所發着ノ貨物ニ對シ布度稅ヲ徵收セシム

二、在哈爾濱市參事會東支鐵道代表ハ一九一三年五月二十七日第八七八三號ニ依リ認可ヲ經タル一九一三年九月三日附議定書第八十二號ニ依リ布度稅率ヲ左記ノ通り定ム

一、旅客及急行便貨物運送狀ニ依リ輸送スル貨物 一布度 一哥〇〇

二、普通便貨物(但左記各項ニ掲クルモノヲ除ク) 一布度 〇、五〇

三、前項以外ノ普通便貨物

イ、穀物及採油用種子(第一〇六及第一一七類集) 一布度 〇、二〇

ロ、鹽(第一〇一類集) 一布度 〇、二〇



- ハ、特種運賃「タリフ」ニ依ル貨物(但鹽及第四項ニ掲クルモノヲ除ク)
  - 一布度 〇、二〇
- 四、イ、建築用木材(第二四、五五類集)
  - 一布度 〇、一〇
- ロ、石材並原礦
  - 一布度 〇、一〇
- ハ、獸竹(未製品)
  - 一布度 〇、一〇
- ニ、石炭泥炭類(第一一二類集)
  - 一布度 〇、一〇
- 五、個數扱貨物
  - イ、牛、馬其他(第三四類集)
    - 一頭 一〇、〇〇
  - ロ、山羊、綿羊、豚其他小動物
    - 一頭 二、〇〇
  - ハ、馬車、小舟其他(第一二二六類集)
    - 一個 二〇、〇〇

註 右徵收ノ際總合計ニ於テ厘位ハ四捨五入ス

- 三、上記ノ貨物ニシテ鐵道便ニ依ル薪木(第三二類集)並ニ松花江各埠頭ヨリ直通聯絡ニ依ル貨物並ニ時哈爾濱發送貨物倉庫ニ搬入シテ後鐵道便ニテ他驛ニ發送セラル、貨物ニ對シテハ課稅セス  
其他本布度稅ヲ免除セラル、貨物左ノ如シ
- イ、前記諸驛經由スル通過貨物並哈爾濱市道路ヲ通過セサル貨物

ロ、軍用又ハ囚徒用貨物

ハ、郵便物

- ニ、手荷物領收書ニ依リ旅客列車及貨物列車ニテ輸送サル、旅客手荷物並其他貨物
- ホ、政府ノ命令ニ依リ輸送スル貨物又ハ東支鐵道社用品(但シ鐵道請負人ノ納品ヲ除ク)
- ヘ、豫メ神社、佛閣用品トシテ免稅セラレシ貨物又ハ地方民救濟品トシテ免稅セラレシ貨物

註 松花江流域ヨリ河川汽船ニテ搬入後鐵道ニ依リ直チニ發送スル爲メ鐵道倉庫入庫スルモノハ假令該貨物カ直通船車聯絡運送ニ依ラサルモノト雖モ本布度稅ヲ免除ス。但其ノ都度特別ノ書式ニヨリテ哈爾濱市役所ニ書類ヲ提出シテ許可ヲ受クヘシ

- 四、哈爾濱中央驛、哈爾濱埠頭、哈爾濱營業所ハ一旦荷主ヨリ貨物ヲ引受ケ布度稅ヲ徵收シタルトキハ如何ナル理由アルモ之ヲ返納セス

- 五、哈爾濱市布度稅ノ賦課徵收ハ之レヲ哈爾濱中央驛、哈爾濱埠頭並哈爾濱營業所貨物取扱所ニテ取扱ヒ其ノ受入「徵收金」ニ對シテハ特別領收證ヲ交付ス同領收證ノ印刷費ハ哈爾濱市役所ノ負擔トス
- 六、哈爾濱市布度稅ノ賦課徵收並之レカ帳簿ノ管理等ニ對シ哈爾濱市役所ハ一九一〇年三月二日裁可ヲ經タル法律第九條ニ準シ東支鐵道ニ相當ノ報酬ヲ支拂フヘキモノトス

- 一即チ毎年ノ納稅三、〇〇〇留マデニ對シテハ二〇〇留ノ報酬ヲ又三、〇〇〇一〇、〇〇〇留ニ對シテハ四〇〇留ヲ、一〇、〇〇〇一〇〇〇、〇〇〇留マデニ對シテハ同シク四〇〇留ヲ支拂ヒ尙一



〇〇、〇〇〇留以上ニ超過スルトキハ三%ヲ増加ス

七、東支カ便宜受入徵收セル哈爾濱市布度稅ハ特別勘定トシ各月分ニシテ哈爾濱市役所ニ交付シ市役所ハ之レニ對シ第六項ニ據リテ各月報酬金ヲ東支ニ支拂フヘシ

八、哈爾濱市役所ハ毎月一回哈爾濱中央驛、哈爾濱埠頭並哈爾濱營業所ノ哈爾濱市布度稅ノ徵收ニ關シ徵稅檢査ヲ行フ權利アリ。若シコノ檢査ヲ爲サ、ルトキハ假令其ノ月ノ勘定ニ違算アルモ東支鐵道ハ其ノ責ニ任セスサレバ該定期檢査ハ第七項ニ依ル特別勘定提出ノ日ニ哈爾濱市役所ハ其ノ帳簿ヲ檢査スヘシ

九、哈爾濱市役所ハ東支鐵道ニ布度稅ノ計算上ノ過不足全額ヲ辨償スルノ義務ヲ有シ過徵金ニ對シテハ一定ノ利息ヲ附シ拂戻スコトアルヘシ

一〇、哈爾濱市布度稅ノ賦課徵收ニ就イテ若シ不當要求ノ發生セル場合又ハ荷主カ東支ノ徵收ニ不服ヲ唱フルトキハ東支鐵道會社ハ哈爾濱市役所ニ裁決ヲ移スモノトス。而シテ市役所ハ東支鐵道ニ同意シ若クハ自ラ適當ノ裁決ヲ與フルコトヲ得

一一、現規定ハ哈爾濱市布度稅ノ特別徵收ノタメ定メタル全期間ニ適用シ該布度稅賦課徵收ノ日ヨリ向テ滿十ヶ年トス

若シモ該稅ノ徵收金額カ右年期間内ニ其ノ徵收ニ要スル雜費ヲ差引キタル殘額カ一、二一八、二三

六留二二哥ニ達セハ東支鐵道ハ直ニ殘餘期間ニ對スル該稅ノ徵收ハ之レヲ停止スルコトヲ得ヘシ

- |          |           |
|----------|-----------|
| 哈爾濱市長    | ミ、ウマンスキ   |
| 哈爾濱市參事員  | フエ、ムイムリン  |
| 同        | ウエ、セミヤニコフ |
| 同        | エ、ドビイソフ   |
| 哈爾濱市秘書役  | ミ、レジイマン   |
| 東支鐵道長官   | ホルワツト     |
| 信憑人 營業所長 | エ、ホポフ     |

### 三、哈爾濱市布度稅の現狀

如是觀之右協約第十一項並に一九一三年十一月二十六日附東支布告文第四五三號に依るときは、哈爾濱市布度稅の賦課徵收期間は一九一三年十月一日より一九二三年十月一日に到る滿十ヶ年間に於て、若し該稅の徵收金が其の徵收に要する諸雜費を差引いて一、二一八、二三六金留二二哥に達せるときは、全徵收期間の滿了するまで、徵稅を繼續するの必要なく隨時停止して差支なきものなるに拘らず、實際に於ては東支支道の徵收せる市稅は右の數字を超過すること夥しき額に達せり



されば右の條文によるときは哈爾濱市布度稅の徵收は、之れを逸早く以前に停止すべき性質のものなり

然るに今日に至るも徵稅を停止せざる所以は、哈爾濱市の行政と東支鐵道との關係が右協約締結當時其の趣きを大いに異にせる爲め其の儘繼續せるものなるへし

何ほ一九二二年八月十六日東支布告文第一七七號にて、右哈爾濱管區の各驛出廻發送貨物の中松花江川筋もの、直通貨物の賦課を廢止せるは全く右の理由に基くものにして、目下東支鐵道は哈爾濱市役所との間に更に布度稅賦課問題に關し協約を繼續する意嚮あるもの、如く、交渉中にして第一七七號の布告文の如き一時的のものなるへし。今左に該布告文を記さんに

一九二三年八月十六日告示第一七七號

東支鐵道並哈爾濱市役所トノ間に協約セル哈爾濱市布度稅徵收規定ニ關シ協約第三條ノ「註」ノ改訂ニ關スル達令

哈爾濱市役所ト東支鐵道支社トノ間ニ協約セラレタル哈爾濱中央驛、哈爾濱埠頭並哈爾濱營業所經由輸出セラル、貨物ニ對シ、一九二三年十一月二十六日附ニテ東支支社並哈爾濱市役所ノ告示第四五五號ニ依ル布告文ノ哈爾濱市布度稅ノ賦課徵收ニ關シテ、更ニ該協約第三條「註」ニ對スル協約ヲ左ノ如ク改訂ス

鐵道便扱ヒ輸送貨物トシテ松花江流域ヨリ河川汽船ニテ着哈シ、哈爾濱船車聯絡貨物積替埠頭經由輸出貨物ニ對シテハ、哈爾濱市布度稅ノ徵收ヲ免除ス、但シ該貨物ニ對シテハ營業所ハ鐵道證券面ニ松花江流域ヨリ搬入シ、又ハ馬車輸送ニテ入庫シ市ニ搬出セラレスシテ直通貨物ニシテ鐵道ニ依リ發送ノモノナルコトヲ證スルタメ捺印スルコトヲ要ス

而シテ右證印ノ事實ト相違ナキコトニ對シ、哈爾濱營業所ニ於テ責任ヲ負フモノトス、尙哈爾濱市役所ハ哈爾濱營業所ノ手ヲ經テ免稅貨物ニ關スル檢査ヲ爲スヘシ

東支鐵道長官代理 技師 オフフエンベルグ  
東支鐵道商業部長 プ、メンシコフ

されば現行の哈爾濱市布度稅が尙續行せらる可きや否やに就いては、今の處不明に屬し追つて東支より

「東支鐵道附屬地行政權問題ニ關スル露清豫備協約」第十五條に依り審議の結果告示せらるべきことならん

註 本文脱稿後該布度稅續行に關し、東支鐵道と哈爾濱市役所との間に再協約締結せられたり

(堀内)



## 中國人の見たる 哈爾濱に於ける金融逼迫の原因

(本稿は十一月十三日發行の上海新聞報から翻譯したものである)

一、總說 二、遠因 三、近因

### 一、總說

哈爾濱は北滿第一の商業地であると同時に北滿商業上に於ける北門の管鑰を握つて居る、故に哈爾濱市上に一たび變化を發生すれば北滿の各商業地は直に其影響を受ける、然るに哈爾濱は露國內亂の爲己に非常なる悪影響を被り今日に至り金融上絶大の恐慌を發生した、此地に於て巨商の稱ある製粉界の廣源盛、成發祥、震大、厚康等の如き、金融及糧業界の福厚、長大、生厚等の如き、油房界の天生達、豊順等の如き今春以來均しく相繼いで休業した、其設立の資本多きは百餘萬元少きも數十萬元なるものに均しく維持する能はざるが如き状態である、其他三萬乃至五萬元の小資本のもの亦殆んど毎日の如く相繼いで破産しつゝある、斯くの如き有様であるから法院に於て接受せる商人の債務關係に屬する紛擾事件も七百餘件の多きに達し、未だ訴訟を提起せざるもの亦殆んど其の幾何なるを知らない、故に目下市中は實に氣息奄々の状態を呈し金融界の狀態は實に哈市開闢以來未曾有の悲境に陥つた、其恐慌の原因を考ふるに極めて複雑であり且つ其悪影響を被れること決して一朝一夕のことでないが、其遠因は大略

四項に分つべく、其近因は概括して三項となすことが出来る、試に詳述すれば下の如くである。

### 二、遠因

一、留布の影響 哈市は原來露人の勢力圏内に在りし爲、従前市中に於ける有ゆる取引は一切留布を以て本位と爲し、留布以外には殆んど取引上の媒介物(即貨幣)はなかつた、然るに民國八年の秋留布が突然下落して全く廢紙と等しい様になつた、之れが爲各商店の多年苦心經營して得たる所の利益は全部喪失したこととなりしのみならず、即原有の資本も亦烏有に歸し、直に其基礎まで根本的に覆へされた、就中専ら金融の流通を以て主業とせる錢莊及銀行の如き甚しく困難を感じた、故に地方的銀行である農業、農産、農商、輔商、商業、工業等十餘の銀行及百五十餘の卸店は全部閉店の已むなきに至つた、此れ哈市金融界が影響を受けた絶大なる遠因の一である

二、金票の影響 露國帝制時代に當り留布の北滿に於ける勢力は極めて擴大せられて居たので、日本人は之れを見て垂涎し久しき以前より其金票を用ひて之れに代らしめんと欲して居た、故に留布の下落し始むるや日本人は哈爾濱に於て正金、朝鮮、松花、龍口、哈爾濱、東拓、北滿等の如き金票發行の機關を設くること十餘の多きに達した、民國八年の秋留布が廢紙と等しきが如くなるや日本人は此機會を看過せず、前記十餘の銀行は一齊に大に金票を貸出した、蓋し哈市に於て販賣せらる、



各種の雜貨は芝罘、天津或は漢口、上海から輸入されて居る、而かも芝罘、上海等に於ては均しく銀塊或は大洋を本位とし各商店の商品仕入代金は皆三節(舊曆十二月年末、五月端午、八月仲秋節)を以て清算期として居つたのであるが民國八年秋留布に大變化を來せるや、上記の各地に於て此報を聞き直に其影響を受けんことを恐れ、凡そ哈市と關係を有する各地方より特に人を派遣して賣掛金の取立に來た、然るに此時己に留布は廢紙と化し、又中國交通兩銀行の紙幣は吉黒兩省軍憲の爲に拒絶せられて發行することが出來ない状態であつた(民國六年の春哈市の商民は留布の日に下落する情勢を見て將來廢紙に歸せんことを恐れ埠頭區及傳家甸の兩商會より中國、交通兩銀行の北京本店に對し大洋紙幣の發行を申請した、兩本店に於ては人民の請を容れ紙幣を印刷して民國八年の秋之れを發行せんとした、然るに吉黒兩督軍は準備金不十分なりとして其發行を許さなかつた、其の然る所以は全く奉天張總司令の希望に迎合せんが爲であつたのである、蓋し張總司令は中國、交通兩銀行の紙幣が其流通區域を擴大すれば奉天票は直に其影響を受けて發展すること能はざるを恐れたからである、故に右の如き口實を設けて之れを阻止した、其後百方意思の疏通を圖り漸く該兩銀行の紙幣發行を許されたが金票は夫れより以前己に市中に多額の流通を見相當の地歩を占めて居た、斯くの如くにして今日に至つたのであるから哈市に於ける外國商人の有ゆる取引は皆日本の金票を以て本位とし相一致して支那の大洋紙幣を拒絶したものである)而して金票は不動産を抵當に

借入れることが出來たのである、然し各商人は金票の權は全く日本人の手に操縦せられて居るのであるから抵當に依り借款する時は將來必ず其害を受くることを恐れて居たのであるけれども、如何せん他に借款を起すの途なく、其信用を維持し將來活動の地歩を保留せん爲己むを得ず毒を飲んで渴を止むるの方法を取らなければならなかつたのである、果せる哉未だ一年に及はざるに已に大に其毒を受けた、其借款の當時は金票の價值は貳圓六七拾錢を以て僅に大洋の壹元に変換せられたものであるが翌年に至るに及び金票は騰貴して大洋と等しくなつた、故に前日大洋壹萬元の負債を償還する爲には金票貳萬六七千圓の借款を起すを要し、翌年此金票を返還するには元利を合し大洋參萬元を要することゝなつた、此れが爲全市の支那人が受けた損害は實に壹億五千萬圓の巨額に達した、斯くして今日に至つたのであるが金票に依る借款は未だ全部返還されてゐない、是れ哈市の金融界が絶大の打撃を受けた遠因の二である。

三、外商の横暴 民國十年の春大連に金建事件起るや哈市の正金銀行は此機會に乘じ銀券を發行し支那商人銀建主張の心理に迎合し其紙幣の勢力を恢復せんと欲した(金票の發行權は元と正金銀行が之れを有して居たのであるが其後朝鮮銀行に奪はれて今日に至つた、之れが爲正金と鮮銀とは裏面に於て大に暗闘して居る)而してインターナショナルバンク、アメリカンチャイニーズバンク、オグコンマイユ、露亞の三銀行は此形勢を見其間隙に乗して漁夫の利を得んとし各銀本位の紙幣を發



行せんとした、然るに一方支那の商人は哈爾濱は完全なる支那の領土であれば外國銀行が此地に於て自由に紙幣を發行するを許すべきにあらずとて全体反對した、是に於て正金等の外國銀行は遂に報復主義を取り暗に支那のゴロ的ブローカーと結托して金票を以て中國、交通兩銀行等の紙幣を買收し相當金額に達せば直に之れを當該銀行に持ち行き取付けを行ひ遂に中國、交通等の銀行をして兌換用現銀輸送の爲に奔命に疲れしめ毎月貳萬四五百元の損失を免れなかつた、之れが爲該銀行は敢て多くの紙幣を發行せず一切の貸付を停止するの已むなきに至り金融界の澁滯を招いた、是れ哈市の金融が逼迫せる遠因の三である。

四、建築家屋の過剩 民國七年より十年に至る間哈市に於ける家賃は毎月平均五歩の金利に相當したのであるから、各商人は此利廻りよき事業に眼を注ぎ争ふて土地の貸下を受け大に家屋の建築を行ひ、營業資金は盡く之れに投し其不足額は銀行より借款し以て今日に至つた、之れが爲め到處立派な家屋で滿されて居るけれども何れも貸家札が貼られてあつて一向に借主はない、而かも其借款に對する償還の督促は急である、此固定資本の額決して僅少でない、之れが爲め市中の金融敏活を欠くこととなつた、是れ金融逼迫遠因の四である。

以上述ふる所により哈市に於ける金融界の病根の深いことを知らるゝであらう、故に其元氣を恢復することも決して一朝一夕に能くすへき所でない。

### 三、近 因

一、錢糧兩行の定期 哈市より輸出せらるゝ土産は穀物を其主要なるものとし、其中に於て金融の活潑であるのは全く此の穀物輸出の旺盛なるか爲である、但毎年北滿各地の作柄如何に對し外國商人に於ては均しく確實の調査があるけれども支那商の胸中には毫も成竹がない、故に有ゆる買入は只外商の氣配に追従するに過ぎない、昨年北滿に於ける小麥は豊作であつたから十一、十二の二ヶ月間取引所の先物相場は一布度僅に大洋七十仙内外であり且つ日商鈴木等の店で北滿の小麥は一萬九千餘車(一車一千布度)の収獲見込であるから前年に比し三分の一の増收となる、加之市中の金融が甚しく逼迫して居るのであるから將來必ず大に下落するであらうなど、無暗に風説を立て、一方に斯くの如く吹聴しながら一方に於ては常に取引ある各店に依頼して取引所に於て大に先物を買込んだ、各支那商人は之れを見て日本商人の調査は確實であるからと爲し其聲に倣ふて大に空相場を行つたが、何んぞ知らん外國商人は空相場は十分の一で暗に十分の九の現物を買入れた、蓋し芝罘天津に於ける相場を以てすれば該地方に輸出しても利益を得らるゝ見込があつたからである、故に本年一二月の頃一布度大洋一元四十仙に騰貴したので支那人全体の損失は二百餘萬元に達した、本年新麥の未だ収獲せられない頃取引所の先物相場は一布度一元二十仙内外であつたが各支那商は新麥



は豊作であらうと豫想し新麥の上場を見れば必ず相場は下落するものと爲し大に先物の空取引をしたのである、然るに哈爾濱綏芬河沿線一帯は連日の毒霧の爲に有ゆる小麥は枯死し非常な不作で阿什河より綏芬河に至る二千餘支里の間全く収獲はなかつた、加ふるに松花江の北岸は水災を被つたのであるから北滿の小麥は著しき減収であつた、故に新麥の上場するや一布度大洋一元六十仙に騰貴した、之れが爲に全体の支那商人は又大に損害を被り其損害前後合計五百萬元に達し、市中から此の五百萬元の現金が他地方に輸出されたのであるから金融は愈逼迫したのである、且つ各油房は多く大連に在り特に人を派遣して各地に常駐せしめ豆粕の販賣に當らしめて居るのであるが日本に震災發生後各支那商人は必ず金票は下落するものと思惟し大に先物の空賣買を行つた、各油房も其擧に倣ひ空賣買を行つたのであるが之れが爲め大連の支那商人は六百餘萬元の損失を爲し哈市の支那商人も二百萬元の損失を被り、金融逼迫の際更に此の二百萬元の現金が輸出された、是れ金融界に悪影響を受けた近因の一である。

二、各貨物販路の滯滞 哈市に於ける各貨物の販路は從來多く東北地方であつて從來陸路は東支鐵道沿線に順ひ滿洲里より西伯利亞鐵道を経て直にオムスクに至り水路は松花江に沿ふて黒龍江に入り直に尼港に到つたものであるが、露國に内亂發生してより滿洲里の税關は閉鎖せられて今日に至り未だ開かれない、故に西伯利亞に於ける販路は全然杜絶せられたのである、又二年前は松黑兩江流

域に於て相當の販路を有して居たのであるが本年赤系が軍艦を派遣して三江口に停泊せしめ單に支那の商船を黒龍江に入らしめざるのみならず而かも黒龍江の流域ハバロフスク、喀利薩（コルサコフ？）尼港等に於ける販路は全く杜絶せられた、故に市中に於て如何なる貨物を論せず少しも動かなくなり、各貨物が輸出されなくなつたので貨幣の輸入されるものがなくなつた、是れ金融の逼迫せる近因の二である、

三、紙幣不統一の影響 奉天の張作霖氏は東三省の紙幣に對し早くより之れを統一せんと希望を有して居たのであるから留布の下落せる當時哈市に於て全部奉天票を行使せしめんとしたのであるが各商店に於ては奉天票は決して兌換せず且つ天津上海等に爲替を組むに頗る不便である爲に一致して反對し反つて中國交通兩銀行の發行せる紙幣を歓迎した、張作霖氏は之れを如何ともすることが出来ないで東三省銀行を設立して紙幣を發行せしめ其對策を立てたのであるが、中國交通兩銀行紙幣は南は大連、北は滿洲里、黒河、東は浦塩に至る數千支里の間に流通するので商人は之れを見て硬貨よりも便利とし、其の東三省銀行の發行する紙幣に對しては只張作霖の勢力を畏れて流通するのであつて實は之れを歓迎して居るのではない、張總司令は、中國交通兩銀行の紙幣が益々其流通を擴大するのを見て之れを挫くべく苦肉の策を講じ強制的に該兩銀行の紙幣を回收せしめ僅に各五百萬元を限り流通を許した、是れ金融の逼迫せる近因の三である、



以上に就き其遠因を觀近因を察すれば哈市に於ける金融の逼迫せるは問はずして知ることか出来るであらう。

(濱岡譯)

### 一九二二年度北滿穀物の生産並過剩高

- 一、本 源
- 二、一九二二年度の播種面積
- 三、一九二二年度作付割合
- 四、最近二ケ年間の十探点法による収獲決定
- 五、响當り平均収獲比例
- 六、一九二二年度穀物の収獲高
- 七、穀物の地方需要
- 八、穀物の過剩高
- 九、一九二二年度産穀物の品質

#### 一、本 源

東支鐵道經濟調査局は昨年度の例に倣ひ、一九二二年度の穀物の収獲並に東支隣接地方に於ける確實なる穀物の資源を知らんかため、此等各地方に向つて二葉の質問書を發送せり。

其中一葉は其の範圍を狭少に留め各糧棧(特産商)並に當經濟調査局通信員に宛て、極く正確なる調査を依頼し特に。

- 一、十點法による各穀物の収獲採点、
- 二、播種面積の响當り收獲、
- 三、一九二二年度並一九二二年度收獲穀物の品質、(小麦の品質並一斗の重量其他穀物同じ)
- 四、一九二二、一九二二年度の全期に於ける各地方穀物の買付數量、



- 五、一九二三、一九二四年度の全期に於ける各地方穀物の買付數量、
  - 六、穀物の出廻方向の上に於て何等かの變更を豫想し得るや、
  - 七、穀物の取引並輸送の整理に關する出張員の意嚮、
- 更に一葉の質問書は東支鐵道に隣接せる、吉黒兩省四十八の各縣商務會、農會に宛てたるものにして、此質問書には特に各縣の耕地の播種面積を照會せり。
- 一、响を單位とせる各地方の播種面積
  - 二、十點法による確實なる穀物の收穫採点、
  - 三、响當り收穫高、
  - 四、平均一斗の重量、
  - 五、石を單位とせる總收穫高、
  - 六、地方需要高、
  - 七、各縣より輸出可能の穀物過剰高、
  - 八、特記すべき事項に對する摘要、

二、一九二三年度の播種面積

由來北滿に於ける作付耕地面積は不確實なるものにして、一定せる土地台帳、地圖等の資料無く作付播種面積を算出するに據る可き確たる統計に困却せり。支那官憲が地租賦課の根據となし國庫の收入とする統計數字の如き實に杜撰にして本より據るべからず。播種面積が斯かる一大欠点に立脚し計算せらるゝが故に著しく減少して發表せられ居るは必然的傾向として蓋し已むを得ざるべし。

如是き無理をして拵へたる數字なれば當經濟調査局は尙此外に各々異りたる立場より間接的に、工風を凝らし(移民の數、殖民狀勢、輸出貨物其他の狀況により)加ふるに今回の通知により得たる材料を以て訂正することとせり。

東支經濟調査局の算出せる北滿穀物の總播種面積

地方別	年 度	一 九 二 一	一 九 二 二	一 九 二 三	單 位 千 响
一、齊 々 哈 爾		五三〇	五四〇	五四〇	
二、安 遼		二、四六〇	二、六九五	二、七五五	
三、哈 爾 濱		一、三三〇	一、四七〇	一、四一〇	
四、松 花 江 下 流		一、一九〇	一、一四〇	一、二一九	



五、伯都訥	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
六、南部線	一、九六〇	二、〇四五	二、〇四五
七、東部線	七〇	七五〇	七〇
合計	九、三七〇	九、七五〇	九、七五〇

一九二二年度一九二三年度の穀物收穫に關して各地方よりの回答による總播種面積の歩合は左の如くなり。

回答數 %	一九二二	一九二三
増加せりとするもの	五%	四%
減少せりとするもの	一五%	二五%
増減なしとするもの	三%	三五%
合計	一〇〇%	一〇〇%

今播種面積の増率の狀勢を見るに、増加せりとするもの一九二二年度に於ては五三%一九二三年度に於ては低下して四〇%になれり。當經濟局通信員の報道は主として馬賊とは關係の少き地方の移民、商

況を比較的明細に記しあるが、是は東支沿線地帯の調査か、幾分容易に行はるゝ故にして、且遠隔の各縣の農業は何等進展なく却つて退歩しつゝあるを見受くることさへありとの報道は林甸、拜泉、慶城、鐵驢、木蘭、方正、湯原、肇州、大賚、五常、寧安、穆稜諸縣よりの回答の分にありたり。

如斯して今其の結果を綜合するに、一九二三年度の東支鐵道隣接四十八縣の總播種面積は幾何も増加せず、寧ろ若干の減少と見るを正當とせん。然るにこの問題に就いては何れの方面より得たる觀察も樂觀的なりき。

當經濟調査局は鐵道隣接の十六縣即嫩江、納河、克山、肇東、望奎、蘭西、湯原、賓江、方正、依蘭、泰來、大賚、扶餘、双城、阿城、穆稜の諸縣より、一九二二年度、一九二三年度の第二回の調査報告を受領せるが、之等諸縣の播種面積は一九二二年度の二、七三一(千响)に比し一九二三年度は二、六五三、二(千响)にして二、九%の減率なり。

主として播種面積の増加しつゝあるは、東支鐵道に近接せる安達縣並に其の東方(西部線の約半)なるも、前述の如く馬賊の出没の憂多くして地方保安の出來ざる、諸縣、殊に林甸縣を中心とせる一該縣並拜泉縣一安達の穀物出廻區域もこの中に含有さる。

今一九二三年度の農業一般を見るに、北滿に於ける農村經濟の二十五ヶ年の發達も行詰まれるの觀を呈し、若し馬賊の巢窟地方の進展策を經濟學上より充分に研究し、特別の方法を講じて馬賊を討伐勦滅せ



ざれば、恐らく農村は自滅の破目に墜入るべきものと斷言するを得べし。

三、一九二三年度の作付割合

一九二三年度に於ける北滿重要穀物の作付播種の割合に就いて、當經濟調査局の有する資料を以て示さん。〔百响に付割合〕

地方別 穀種	小麥	大麥	燕麥	黃豆	其他 豆類	高粱	谷子	稷	黍	其他 穀物	合計
一、齊々哈爾	一五	四	五	一七	五	一〇	一三	一〇	九	一一	一〇〇
二、安達	三三	七	一	二五	〇、五	一一	一五	三	六	八、五	一〇〇
三、哈爾濱	三三	四	〇、五	二五	六	一一	一〇	五	七	九、五	一〇〇
四、松花江 下流	二七	三	一	二二	五	一一	一五	四	一〇	一一	一〇〇
五、伯都納	二二	二	一	二二	五	二四	一九	四	四	八	一〇〇
六、南部線	一八	二	一	二八	二	二七	二二	三	四	一三	一〇〇
七、東部線	一五	二	一	二六	二	一五	二二	二	一三	一三	一〇〇
總地方當り	一六、七	三、九	〇、六	二四、六	三	一四	一六、二	三、八	六、七	一〇、五	

右に關し當經濟調査局通信員の報道に據れば、本年度に於て大豆並支那人の糧食の一部なる、小麥の作付面積は増加せりと謂へり。斯くて右表の作付割合よりして一九二三年度に於ける各種穀物の播種面積を計算すれば左の如し(單位千响)

地方別 穀種	小麥	大麥	燕麥	黃豆	其他 豆類	高粱	谷子	稷	黍	其他 穀物	合計
一、齊々哈爾	八〇	三三	二七	九二	二七	五四	七〇	五四	四九	六五	五四〇
二、安達	六三〇	一九二	二七	六八四	一四	三〇二	四一〇	八二	一六四	二二二	二、七三五
三、哈爾濱	三三〇	五五	七	三三三	八四	一五五	一四二	七二	九九	一三四	一、四一〇
四、松花江 下流	一九〇	三三	一	二五六	五五	二二三	一六七	四五	一一	一三四	一、一一五
五、伯都納	二二二	三三	一	二四四	五五	二六七	二二二	四四	四四	八九	一、一一〇
六、南部線	二六三	四二	一	五七三	四二	三四八	四七〇	六二	八二	二六六	二、〇四五
七、東部線	二二六	一五	一	二〇〇	一五	二一六	九三	一五	一〇一	一〇一	一、〇七五
合計	一、六三三	三九二	六二	二、三九二	二九三	三六三	一、五七三	三七二	六四九	一、〇一〇	九、七二五

四、十採点法による最近二ケ年間の收穫決定



一九二二年度並一九二三年度に於ける穀物收穫の採点に就いて、第一回の質問書に對する各回答者よりの平均數を示せば左の如し(括弧の中にあるは只に一通の返信を以て平均數と見做せる數なり)。

穀種	地方年度別													
	齊々哈爾安達	哈爾賓	松花江	伯都納	南部線	東部線	總地方	齊々哈爾安達	哈爾賓	松花江	伯都納	南部線	東部線	總地方
小麥	六三(五〇)	六九	三七	七二	四三	三三	二五	六三	七二	四三	三三	二五	六三	七二
大麥	三九	六四	六六	七五	四七	九〇	七二	五二	六九	八五	六八	六三	七二	三九
燕麥	八一(二〇〇)	八〇	六八	五七(七五)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八一
黃豆	八四	六〇	八六	七五	八七	六四	七六	八四	八一	八五	七九	八〇	七七	八四
高粱	四七(八〇)	五九	五九	七一	五九	三六	七五	七八	八二	七八	八五	七六	六四	七一
谷子	四六(八〇)	六八	七四	七一	八四	四二	八五	七八	七四	七〇	八四	七三	八六	六五
其他穀物	五二(一〇〇)	六九	六九	六九	七五	四二	八〇	六九	七六	七五	八三(一〇〇)	七五	六七	八〇
黍	六一(八〇)	七九	七〇	七八	八〇	五九	八五	六八	七一	七二	七七	八三	八一	七八

右表を見るに小麥の收穫は、北滿各地方共に昨年度に比して著しく減少せるが、その中最高点は伯都納地方の四、四点にして平年作の六、〇点より稍々低下せり。其他各縣の收穫は各通信者よりの報

道によれば、それ以下即ち平年作よりは著しく低下せることに一致せり。

大豆の收穫に對する通信者よりの報道は、昨年と殆んど同額が又は稍不良なり。一安達、哈爾賓、東部線地方の大豆の收穫採点數は低下し、伯都納地方の分は増大し、松花江下流並南部線地方の收穫は昨年度と畧同程度なり。斯くて全体の上より見たる大豆の收穫は、昨年度に比して幾分低下せるに拘はらず全般に亘りても、又各縣別の上よりするも平年作より増加せるは事實なり(齊々哈爾地方の分は未だ確報なし)。

高粱の收穫は昨年に比し、哈爾賓附近、伯都納、並東部線地方は減少し其他の地方は共に増大し、之れを全般に亘りて見るときは多少増收せり。

谷子並其他の支那人の糧食物(蘇子、稷子、小米子)の收穫は一九二二年度よりも遙かに上出來なり。黍の收穫の昨年度よりも増收せるは松花江下流並南部線地方にして減少せる地方は安達附近のみにして其他の地方は大体に於て同收穫なり。

大麥は安達、哈爾賓並松花江下流地方は一九二二年度よりは良好にして伯都納並東部線は不良なり、されど全般に亘りては昨年度よりは幾分の増收にして尙ほ燕麥に關しても同様なりと通信員よりの報道に見えたり。

五、响當り平均收穫の比例



第一質問書に對する、第二回第三回の質問(响當り何石の收穫一石の平均重量)を以て各縣よりの本年度の穀物收穫の正確なる平均重量を決定せんとせり。

支那斤の換算率は

支那の一响は

露「フント」一、三三三として  
露「デシャチエン」三分二として

今左に換算の結果による本年度並昨年度の平均收穫の比例を見んに(一响よりの布度當り上段一九二二年度下段一九二三年度)

穀種	地方別		安達		松花江		南部線		東部線		全地方
	チ、ハル	安	下	流	伯都納	南部線	東部線	當	り		
小麥	四	五	四	一	三	二	一	六	三	七	六
大麥	五	六	七	五	四	三	二	九	三	七	七
燕麥	三	六	一	一	一	一	一	一	一	一	五
黃豆	五	六	五	六	四	四	三	七	七	九	五
高粱	九	九	三	六	三	七	七	七	五	六	五
谷子	七	六	六	六	七	九	五	七	五	六	六
蘇子	七	六	五	六	七	七	五	七	五	六	六

本年度の各地方に於ける小麥の平均「實入り」は、一响より十六布度(「テジャチエン」より二十四布度)にして昨年度の約三分の一に相當す、右の中最も「實入り」の良きは伯都納地方にして、一响より二十五布度(「デシャチエン」より三十九布度)又最不良の「實入り」は、東部線地方にして中には「刈入れ」さへせぬ地方あり。

大豆の「實入り」は、全般に亘りて一响より五十九布度(約「デシャチエン」より九〇布度)にして、伯都納地方の四十七布度より松花江下流の六十七布度の間を上下す。該兩地方の收穫は昨年度よりは遙かに「實入り」好く其の他の地方稍々低下せり。

其他の穀物の「實入り」は、一九二二年度よりは各地方全般に亘り幾分の増加なり。

右穀物收穫の「實入り」の表を作成せるは、當經濟調査局第一質問書掛員並に各地方特産商會(糧棧)の代表者なり。

今左に右の表に適當なる修正を加へ、以て一九二三年度に於ける北滿穀物の收穫の、各地方別による穀物の「實入り」を計算する爲、便利なる測定表率を作りたるが該表によれば、(單位响當り收穫高布度)



地方別	年度穀種別			小麥	黃豆	高粱	谷子	黍	總穀物
	一	九	二						
一、齊々哈爾	四七	五〇	四七	二〇	四五	六〇	五〇	六〇	四六
二、安達	四七	六〇	五五	二〇	五九	六二	七〇	七二	五二
三、哈爾賓	四八	六〇	五五	一五	六〇	六九	七〇	七九	五二
四、松花江下流	四四	六〇	五二	二〇	六〇	七〇	七〇	八〇	五二
五、伯都納	三四	四〇	四五	二五	四七	五〇	五〇	五三	四五
六、南部線	四三	六〇	六〇	二〇	六二	八〇	七〇	七五	六二
七、東部線	三七	六〇	五三	一五	五五	六〇	六五	七〇	五二

右表に見るか如く、右記各地域の平均收穫は大約一响より五十布度となるが、これを以て推せば本年度に於ける穀物の收穫は、平年作以上の地方は南部線並松花江下流、尙ほ平年作或は稍それ以上の地方は安達、哈爾賓、並東部線地方にして、平年作以下にあるは齊々哈爾並伯都納地方（齊々哈爾地方に於ける收穫數量の不足なるは絶体に他地域への搬出不可能なり）なり。

小麥の收穫は北滿全域に亘りて、甚だしき減少なるが、若し農業上小麥不作の因をなせる夥しき、濕氣に對して確實なる驅逐策を講せざる以上は、今後小麥の收穫は全滅するの外なかるべし。一譯者曰くこは起丹の現象を説明せるものなるべし。

六、一九二三年度穀物の收穫高

既に記載せる播種面積よりし、又穀物の「實入り」よりして、一九二三年度の北滿に於ける穀物の收穫を豫想し、一九二二年度と對照するに左の如し（單位百萬布度）。

地方別	年度穀種別			小麥	黃豆	高粱	谷子	黍	其他	合計
	一	九	二							
一、齊々哈爾	三、八	二、八	一、八、四	一、六	四	三	四	三	九、四	二五、〇
二、安達	三、一	四、二	七、六、三	二、六	三、八	一、九	二、九	一、一	二九、四	一三、九
三、哈爾賓	一、四、九	二、四、〇	四、二、一	四、七	二、一	一、一	一、一	八	一八、三	七、四
四、松花江下流	九、七	一三、八	三六、五	三、八	一、五	八	一、二	九	一四、二	六、二
五、伯都納	五、三	八、八	三九、九	三、三	一、二	一、三	一、一	二	八、七	五、〇
六、南部線	七、二	四、〇、三	七五、五	三、三	三、五	二、八	三、三	六	七、〇、二	二、六



七、東部線	四、一	九、〇	三、六、九	四〇、〇	一、八	一、一	七	七	六、二	三、九
合計	七六、〇	一三八、九	三二一、六	五二六、五	三、一	三、六	八、九	一〇、六	四、六	一〇六、九
										五、五

即ち北滿穀物の總收穫は、五億壹千五百萬布度にして中小麥は三千萬約六%（昨年度は一四、四%）に當り、黃豆は一億三千八百萬布度にして、昨年度より三、四百萬布度の減少なるが、この減少は播種面積の増加によりて補填せり。尙ほ小麥以外の支那人の糧食物の收穫は上出来なりき。

小麥と大豆とを除きたる、其他穀物の收穫の昨年度は三億一千二百萬布度にして本年度は約三億五千萬布度なり。只本年度の總收穫高は昨年度よりも若干の減少を來せり。尙ほ最近の最大收穫年度は、昨年度の五億二千六百五十萬布度にしてこの數字は一九二三年十二月の推算に據るものなるが、餘りに精密に計算せる傾きあること、全期を通し其の結果に現はれたり。

されば昨年度の收穫は約五億三千乃至五億三千五百萬布度にして、本年度の確實なる收穫を北滿全域（東支線隣接四十八縣）に就いて見んに、左の如し、（單位百萬布度）、

穀種	小麥	黃豆	其他穀物	總（穀物）
平均收穫高と播種面積より計上したる一九二三年の收穫せらるべかりし數量	七〇	三八	三〇一	五〇〇

一九二二年度の實際的收穫	七	一四〇	三九	五五
一九二三年度の收穫豫想	三	一六	三四八	五二五

即ち本年度の穀物の收穫豫想高は五億一千五百萬布度にして、中、西部線並哈爾濱地方の分は三億布度即ち五八、二%（昨年度五九、五%）に低下し、南部線地方は一億七千六百萬布度即ち三四、二%（昨年度三三%）東部線は三千九百萬布度即七、六%（昨年度七、五%）に相當せり。

今小麥、大豆等穀類貨物の鐵道に對する集中歩合を左に示さん。

線區別	一九二二年		一九二三年	
	百萬布度	%	百萬布度	%
東部線に集中するもの	三	六、〇	三	七、八
西部線並哈爾濱管區に集中するもの	一四一	六五、三	一〇〇	五九、九
即ち東支幹線に集中するもの	一五四	七、三	一三	六七、七
南部線に集中するもの	六二	二六、七	五四	三、三
合計	二六	一〇、〇	一六七	一〇、〇



昨年度の東支鐵道に對する穀物出廻の割合と、本年度の出廻豫想とを比較せんに、本年度は南部線の分は増超し東部線の分も一部増加の見込みなり。

### 七、穀物の地方需要

一九二三年度の北滿穀物收穫の報告に付、當經濟調査局發行の雜誌「ウエストニツク、マンジュリーヤ」正月號にて、穀物の地方需要を徹底的に調査することは至難にして、特に確然たる數字を知ることには覺束なしと詳細に報道せり。

而して地方需要高を知るには、先つ次の實際的變遷を知悉すること肝要なり。即ち北滿の支那農民は豊稔の年は穀物を思切つて手放すと共に持越す量も莫大にして、凶年の時は全然反對なり。尙ほ昨今の如く短期資金を以て運轉する農事は平年作にありては、支那住民の地方需要高としては前述の全地域にて三億八千萬布度に達し、豊年の際は四億乃至それ以上の需要あることを豫想するに難からず。本年度の地方需要高としては、三億八千九百萬布度即ち昨年度三億九千四百萬布度より五百萬布度の減少と看做して差支へなかるべく、之れを各地方別に割當てる時は左の如し。(單位百萬布度)

地方別	需要高	地方別	需要高
一、齊々哈爾	二〇	五、伯都納	三
二、安達	五	六、南部線	六
三、哈爾賓	六	七、東部線	七
四、松花江下流	七	八、合計	三六

### 八、穀物の過剰高

一九二三年度の北滿穀物收穫高、並に地方需要高の決定より推して北滿に於ける、穀物の過剰高を計算せんに左の如し。(單位百萬布度)

地方別	一九二三年		一九二二年		一九二三年過剰高		
	總收穫	地方需要	總過剩	總收穫に對する過剩%	總過剩	過剩に對する%	內譯
一、齊々哈爾	二五	二〇	五	二〇	五	二〇	小麥 〇、五 大豆 三 其他 一、五
二、安達	三九	九、五	四七、五	三三	四四	三三	小麥 〇、七 大豆 三、三 其他 四
三、哈爾賓	四	六、四	一三	一六	一〇	一四	小麥 一 大豆 一、〇 其他 一



一九二三年度北滿の生産穀物並過剰高

四、松花江下流	六二	四一	一三	三三	一五	二四	一、五	一〇、五	三
五、伯都納	五〇	元	一一	三三	一一	三三	一、〇	八、〇	二、〇
六、南部線	二六	九六	三三	二六	三〇	二四	一、〇	二四、五	四、五
七、東部線	三九	二八	一一	二二	一一	二八	一、〇	九、〇	一、〇
合計	五五	三八九	一三二、五	二五	二六	二五	二、〇	九八、〇	一六、〇

八四

一九二二年度に於ける收穫高より、地方需要を控除して生せる過剰高は、一億三千二百五十萬布度なるに、一九二三年度は一億二千六百萬布度にして約五%の減少なり（上掲一九二二年度の數字は全年十月調へに據る稍周密なる統計にして其の實は一億三千五百萬布度なり）これが主因は普通平年作の場合には小麥にては、收穫の中より五三%までの可能性を有せる過剰高（二千二百五十萬布度）が僅かに、一千二百萬布度に留まれることなり。然りと雖もこの減少は大豆や其他の穀物の増獲によりて、相償ひ得たり。今この過剰高を各搬出交通路線別に割當を豫想するとき左の如き面白き數字となるべし。

（單位百萬布度）

地方別	一九二三年度の過剰高	搬出交通線路別		摘要
		方向	出廻高	
一、西部線	四九、〇	—	四九、〇	
内譯	五、〇	東支沿線	三二、〇	馬車輸送
		長春	一、〇	馬車輸送
		哈市對青山	一五、〇	馬車又は水路輸送
		蒙古	〇、五	
		其他	〇、五	
安達	四四、〇	—	四四、〇	
二、松花江下流	一五、〇	内譯	一五、〇	
三、哈爾濱附近	四七、五	哈爾濱	一三、〇	馬車又は水路輸送
		黑龍江	二、〇	水路輸送

一九二三年度北滿の生産穀物並過剰高

八五



内 譯	同地方の分	10,000	内 譯	哈爾濱管區 よりの發送	4,000	鐵道による
	安達中より	15,000		長 春	0,500	馬車輸送
	の松花江より	13,000		精 酒 製	3,000	
	東部中より	1,000		造 原 料	1,000	
	東部線より	1,000			1,000	
	南部線より	0,500			1,000	
	集中せるもの	8,000			1,000	
	各沿線より	4,000			1,000	
四、南 部 線	集中せるもの	3,000	内 譯	南部沿線に 出廻るもの	2,000	馬車輸送
内 譯	伯都納地方	2,000		長春、洮南	1,800	
	南部線地方	3,000		一面坡	2,000	

五、東 部 線	13,000	吉 林	0,500	全
内 譯		哈 爾 濱	0,500	水路輸送
		東部沿	13,000	
		線出廻	10,000	
		哈爾濱	1,000	馬車輸送
		烏鐵域内	1,000	
		出廻るもの	1,000	全
		長春、双城	0,500	
		堡に出廻る	0,500	全
		林區其他に	0,500	
		出廻るもの	0,500	

今右表より東支沿線に於ける一九二三、二四年度全期を通しての穀物出廻を見るに左の如し。

(單位百萬布度)

西 部 線	3,000	南 部 線	20,000	合計	100,000
哈爾濱管區	44,000	東 部 線	10,000		



何ほ之に管内輸送の四、五百萬布度を加ふるときは、本年度東支鐵道による穀物の輸送可能量は、一億一千萬布度内外にして昨年度より四百二十萬布度の減退なり。

### 九、一九二三年度收穫穀物の品質

最近ニケ年間に於ける小麥の平均品質に就いて、第一質問書に記載せるを見るに。(單位ゾロトニツク)

地方別	一九二二	一九二三	地方別	一九二二	一九二三
齊々哈爾	一一〇	一一〇	哈爾賓	一一三	一〇四
安達	一一三	一一三	松花江下流	一一九	一〇六
南部線	一一三	一一〇	伯都納	一一五	一一三
東部線	一一三	一一五	平均	一一〇	一〇七

本年度小麥の品質の稍々良好の地方は、伯都納並南部線にして、大豆の品質は、各地方によりて大なる差異あり、即ち九〇、九五ゾロ又は一一〇、一一五ゾロにして、一般に大豆の品質は良好なるが只安達地方の一部(北部の拜泉縣)に未成熟の青豆を生せり、秋期に於ける天候は特に申分なかりしが、一般地方特に南部線地方にては收穫せる大豆に濕氣を含めり。其他穀物の重量に就いては上出來の「實入り」なり。

(堀内)

## 勞農政府の内情

- 一、陰謀の曝露
- 二、共産黨内部の空氣
- 三、共産黨首腦部
- 四、「レーニン」の健康と之に關聯する諸般の問題
- 五、國立銀行正貨現在高
- 六、勞農露國の新聞
- 七、勞農政府の對外親善政策
- 八、勞農露國の承認問題
- 九、専門學者の心理
- 一〇、避難移住民に對する勞農政府の態度
- 一一、國民の政治觀
- 一二、勞農露國に於ける日常生活狀態
- 一三、勞農露國は革命の前日に在る

最近勞農露國の狀況を報するもの其御用たるを反對派たるを問はず、一つとして國內の産業危機・經濟危機を説かぬものは無い。

極東露領の情報に至つては既に農民が武器を執つて、反政權運動を開始し、場所に依つては軍隊又之れに加擔したさまを報して居る。

氣の早いものに至つては現勞農政權の没落期を來春二月乃至五月の間に在りまなし、代り立つべきに立憲君主政體なりと確言する。

左に記述するものは當所の得たる九月乃至十二月の情報を綜合したるものであつて「勞農政府の内情」と題して報告する。を了した。



### 一、陰謀の曝露

本年九月末莫斯科に於て勞農政府に反旗を翻さんとする陰謀の一團が曝露せられ、政府の命令を以て一味徒黨は悉く檢束せられた。

彼等は外國に於ける秘密結社との連鎖を有し、獨逸の「ファシスチ」運動とも亦密接なる關係を有して居たとさへ傳へられて居る。以政府的陰謀の噂が共產黨内部に喧傳せらるゝや、忽ち黨内に動搖を來たし共產黨幹部は此の機を利用し、黨の結束を益々強固にし、彼等の樹立せる政權を失はざらん爲に國民に向つて宣傳を盛んにしたのであるが國民は依然として極めて冷靜なる態度を失はず、何等の感動をも受けなかつた。最近の情報に依れば、勞農露國內に於て樞要の地位を占め、一般共產黨より信任深かりし者も亦此の陰謀團に参加し居た爲め、「クレムリ」に於ける勞農政府首脳部は動搖を來たし、直ちに自衛の爲め命令を發布したと云。此の一事は俊嚴を極むる勞農政府の探偵統治下に於て而も一見安泰を來したるが如き今日未だ尙且つ反逆の徒の潜在することを物語るものである。

### 二、共產黨内部の空氣

政權爭奪の六年は去り「戰時共產主義」の實施を見たる殘虐時代は漸く安寧時代に代ると共に、共產黨

の意氣も自ら沈衰し來たつた、極めて有利なる地位を占むると共に、生活上の安定を贏ち得た、多くの共產黨員は黨より脱退し黨の爲めに活動するを中止せるのみか反つて極めて冷淡な態度を執るに至つた、黨内に存續せるものと雖も共產主義に對する確乎たる信念を失ひ、殊に新經濟政策の實施を見たる當初より、共產黨首脳部に對する信任をも全く失ふに至つた、黨の爲めには彼等の如きは寧ろ冷淡なる態度を執りつゝあるものよりも、遙かに危険と言はねばならぬ。又黨内に於ては内訌を生じ黨員相互は相反目するに至り、黨内の規律は全く頽廢した。新共產黨員の加入を見ざるは勿論、各々自由意志に依りて脱黨する者日に月に増加しつゝある現象である。勞農政府は斯くの如く黨内の空氣が沈衰の傾向あるを認め、革命氣分を復興せしむべく凡ゆる手段を講ずるに努めて居る。

### 三、共產黨首脳部

共產黨幹部内に於ては主權踏襲の野心を持つて、目下民衆の預り知らない暗闘が續けられて居る。一部の或情報に據れば近々の内に此の暗闘も遂には公然と露出せらるゝことゝなるであらうと、其の原因は常に共產黨の首脳たるのみならず。勞農政府の巨魁たる「レーニン」が病魔に呻吟することになり。之れが爲め勞農政府並に共產黨の主權を何人か踏襲掌握す可きかと云ふ重大問題が彼等の焦眉の間に擡頭し來つたからである。「レーニン」が病床に伏した當初に於ては「カールメネフ」「ルイコフ」及「スター



リン」の三巨頭が彼に代つて政權を掌握することゝなつた。

右の三巨頭の内「レーニン」と最も關係深く且又彼の思想に心服繼承せる「カールメネフ」は軟派共産黨に屬し、現今に於ては黨の内外を通して動かす可からざる勢力を有して居る。而かも彼は右黨共産黨の爲め大讓歩を惜まざるの氣概あると共に共産黨中央委員會と國民執政官會議との人材の轉換を實現し度いと云ふ抱負を持つて居る。即ち中心と地方とに論無く國政樞要機關には純露西亞人を採用し以てスラヴ人の結束を固くせんとするのか、彼の要望する點である。彼の此の方策は反猶太主義に立脚せるものであるか、果して之か實現を見ることか出来るや否やは將來の問題であるか、一面に於て反猶太的氣分の濃厚になつたことを有力に物語るものである。「レーニン」の健康は回復の見込全く無く、政務を全然放棄した今日に於ては「レーニン」の名は假空的存在を續くる計りであつて、國民は既に「レーニン」の健康に就いての興味を失つたが爲め、彼の死か例へ近々の内に發表せらるゝとも、現實には何等の變化をも來たさないであろうと云ふ一般の觀察である。

一方に於て「トロツキー」は軍閥の獨裁政治を實現せんとの野心を懷抱せりと云ふ噂か喧傳せられ、殊に智識階級の間には「トロツキー」の右傾は最近殊に顯著なりとして彼の主宰に依る政府の樹立は必ずしも望まぬものなほとして密かに之を歓迎するかの如き觀がある。

第十二回共産黨大會開催前に於ては一時「オスジンスキー」を首領とする彼等の所謂「勞農黨」が可なり

の勢力を有して居たか大會に於ては遂に成功を贏ち得なかつた。

外に於ては共産黨と中央並に地方機關との間に軋轢を生し殊に小露西亞及高架索に於ける地方機關は莫斯科の施政方針を認めず、動搖を來たし、之か爲め政府は沈壓の目的を以て「ジノーヴィエフ」を差遣した程であつたか、成功の徵更に無く、國粹思想の普及は日に月に擴大し地方共産黨の間に於ても之れか主張論者を出した程である。

#### 四、「レーニン」の健康と之に關聯する諸般の問題

茲に共産黨内部の空氣を可なり明瞭に抽寫し得た一共産黨員の信書の拔萃を掲ぐ。

「イリイチ」(レーニン)の病氣は遂に危篤に陥り病勢は益々昂進の徴がある。「セマシコ」醫師を長とする。醫師會の發表に據れば、現在の狀態は今尙ほ二三週間は繼續す可きも何れは悲しむ可き運命の最後は避け難いと云ふことである。

次に此の信書には將來に於ける共産黨首脳部に關して記述してある曰く、政治部(ポリトビュロ)に於ては目下改革を急ぎつゝありて、次回共産黨大會に於ては左の諸氏が候補者として出馬の豫定である。即ち

「スミドローヴィチ」「トムスキー」「プレオブラセニスキー」「スターリン」「ブハリン」「トロツキー」「ラ



デク」「ジノーヴィエフ」「サトウスキー」「マルセフスキー」「ベトロフスキー」「ホクロフスキー」「カ  
ーメチフ」「サルワキー」「タイビコフ」

政治部長並に委員は黨の最高機關たるの役割を演ずると共に「レーニン」と同等の權威と信望とを以て  
總ての問題を解決しなければならぬ。地方に於ては權威ある三巨頭黨ありと雖も四圍の環境は自黨非な  
るを傳へ、就中々樞部の權威の失墜は殊に地方邊境の地に於て甚大である。

續いて此の書信には「トロツキー」か先頃英新聞「デーリーケラロッド」紙記者との談話に關して記載し  
てある。

此の談話は「トロツキー」か全生涯を通して實現せんとせる事業に對し彼自ら確信を失ふと共に革新主  
義に傾きたる事實を明瞭に物語るものである。此の書信の主は受取入に向つて曰く「トロツキー」は吾か  
共産黨の爲めに極めて忠實なる士であるか故に右談話を以て共産黨に不敬なるものとする共産黨紙の言  
論に抗辯するを要すと述べて居る。

右の書信は莫斯科一九二三年十月三十一日の日附に成つて居る。

### 五、國立銀行正貨現在高

本年當初に於ける國立銀行の帳尻の示す正貨現在高は左の如くである。

金	貨	一、二四六、四六五、〇留
外國正貨		四五六、八四六、五留
外國手形		六五九、二一八、七留
商品低當借入金		一、一三九、六四六、〇留
發行手形		二、七二五、〇〇〇、〇留
兌換紙幣準備金		七七五、一七六、二留
合計		七、〇〇〇、三五二、四留

勞農政府は右の資金を以て、「チエルウオチツ」金貨を發行すると共に一、二、三、五、一〇、及五〇  
留の各兌換紙幣を發行せんとして金建制度に改正した結果諸物價の騰貴を來したのであつた。

富籤付内債を募集せんとした試みは政府當局の凡ゆる努力と期待とを裏切つて矢張り不成功に終るに  
相違無い。政府は既に今之を見込んで官吏一同か希望せざるにも拘らず、俸給の一部を此の富籤債券を  
以て支拂を開始し本年五月一日に定められたる抽籤も十一月一日に延期したのであつた。然も果して同  
期日迄に内債の應募數か豫定の數に達するや否やは甚疑はしく、再び抽籤期を延期せざる可からざるに  
至るは想像に難くない。

### 六、勞農露國の新聞



露國共產黨中央委員會出版部の統計に依れば一九二三年一月一日に於て勞農露國全土に於ける發行新聞数は四四二種を算し之を一九二二年一月一日に於ける八〇三種に比すれば殆んど半減した。之は郡部の新聞が主として減少せるに據る。尙發行部数は一九二三年一月一日に於て一、五二〇、二二一にして一九二二年一月一日に於ける二、五〇〇、〇〇〇に比すれば大減少である。原因は資金の不足と民衆側よりの興味と講讀力とが減退せるに據るものである。

### 七、勞農政府の對外親善政策

露國內外の視聽を集めた勞農露國承認問題に關聯して勞農政府並に諸新聞は將來に於ける諸外國との提携問題に關し外國側の有力なる貿易業者又は政治家の意見並に談話を掲載發表して居る。

然し勞農各新聞紙上に表はれたる是等の意見並に談話は總て何等のセンセーションをも與へないのみか反つて將來の提携に對する囑望を微弱ならしむるか如き觀さへある。此の點に氣付いた新聞紙は將來に對する何かの新曙光を以て漸次衰頹に向ひつゝある氣分を轉換せしめることに努めて居る。

曾つては「世界革命」てふ標語の下に之か實現の大抱負を以てラテツク及トロツキの如きは前後數回のミーチングの壇上に於て或は新聞紙上に全世界の社會的革命を高唱し、獨逸は今や革命の門戸を開放せんとしつゝありと絶叫したのであつたか今回彼等の唱導する貿易上に於て將又國交上に於て諸外國と密

接なる關係を結び相共に提携す可しと云ふことは極めて必要なことで且又國民か自分の日常定規の生活に歸りたる今日尙更其の必要の急なるを痛感するものである。

### 八、勞農露國の承認問題

勞農露國の承認は勞農政府の爲に一大難關と云ふ可き問題である。共產黨内部に於ては此の問題の爲に自然二派に分裂を來し、一は承認を希望歓迎し他は之に反對の見解を固持して居る。後者の一派の意見に依れば承認の實現は勞農政府の爲に再び挽回し得可からざる害毒を齎すべし、其の理由は、言論の自由を全く束縛しつゝある現今に於ては「クレムリ」の中樞機關の爲には彼等の所謂「國政を操舵し易く」若茲に勞農露國の承認が實現せらるれば多數の外國人は國內に侵入し來り、ペトログラード及莫斯科兩中心都市を始め、隨意隨所に自國語の新聞を發行し勞農露國に於ける秩序が如何なるものであるかの報導に努む可く其の結果露國民も亦諸外國の事情に通するに至り現今の施政方針を云爲するに至るであらうと。之を要するに諸外國に於て勞農露國を承認した結果として勞農露國內に於て言論の自由を許さる可く從て直接的に政府の爭奪を行はすとも言論の力を以て現下の政權を自ら倒壊せしむるであらうと言ふにある。斯く諸外國よりの承認問題が勞農政府主腦部を動搖せしめて居るに反し一方民間に於ては之に對し何等の興味をも有し居らず全然無關心の態度を持し例へば勞農露國の



承認が實現せらるゝとも露國內部に於ては更に變化を來すへきものではないと信じて居る。

### 九、専門學者の心理

共産黨の意氣が益々沈滞の境に進みつゝあるを認め勞農政府は甘言と約束とを以て大いに専門學者の招聘に意を用ひた結果、當初に於ては各専門家も求めに應じ各方面の業務擔任を承諾し無所属黨員として何等の壓迫をも加へられず樞要の機關に就いていたのてあつたか是も永くは續かなかつた。光輝ある將來を夢想し居たる専門家達は故國の財政經濟界の慘狀か豫想の外深刻なるを發見した時彼等の渾身の勇氣は忽にして根底より覆されたのである。斯くして彼等は漸次官僚主義の思想に浸潤し然も業務は仲々進捗しなかつた、是に於て勞農政府は之を考慮に入るゝと共に避難移住民の上に注意の眼を向けたのである。

### 一〇、避難移住民に對する勞農政府の態度

最近屢々勞農官報紙上には避難民の歸順を促すか如き論説を掲げて居る。全露村長カリニンも亦先頃發表掲載せる所説に於て智識階級の避難民か自己の爲せる失敗の點に熟慮再考す可きことを勸告して居る。或は之か爲か、在外勞農代表公館に於て新勞農國民として登録するもの益々増加の傾向を示しつゝ、

ある。又各地に於ける勞農代表は勞農露國承認の時期遠からぬことを告げ若是か實現を見んか直ちに大赦法令の換發を見るに至り故國復興の爲に避難移住民の歸國を許さる可しといふか如き宣傳に努めて居る。

### 一一、國民の政治觀

過去數箇年に比し生活狀態か遙に改善の機運に向ひたると同時に勞農政府も著しく資本主義に接近し來りたるを認め國民は漸く現下の施政方針と融和するに至つた。此の融和は勞農政府か共産主義を廢棄すると共に漸次軟化の方針を現實に示し來つた爲である。左傾せんとする行爲か悉く國民側の反感を買ふものであることを熟知し共産黨首領は自黨員の極端的左傾を戒め又政府自らも讓歩の經路をたどつて居るのである、曾ては「世界の革命」を標榜し居たるも國民の間に之を信するもの無く共産主義も漸次死滅し勞農政府の終局も遠きにあらすと確信し其の後如何なる政府か樹立せらるへきかと云ふか如きことを考ふるものも無い。

各人各様に自己任意の生活を營まんとすると同時に次第に過去の苦痛を忘れ唯々現在に於ける天與の恩恵に浴することのみ吸々たる有様である。彼等の爲には政治は既に昔時の一傳説に過すして興味を抱くものすら全く無い。生活上に於ける國民の主眼は物質的の安逸を得るにありとして出來得る限り多く



の金錢を收得するを理想とし之か目的の達成には手段を撰はず投機を始め泥坊をも辭せずとなして居る神聖なる勞働に對しては報酬極めて尠く。之を以て満足することは出来ないて賄賂或は官金着服は正當なる行爲であるか如く解せらるゝに至り政府は執る可き手段すら知らないと言ふ状態である。本年一月一日より五月一日迄に一ベトログラード縣のみに於て強盜と公金着服罪に依つて銃殺の刑に處せられたもの二百五十四人を算した程である。

露國內外を通しての戦争或は諸外國の露國內政干渉等は國民の利益を阻害するものとして嫌惡することは甚しく。又對過激派戦争に關する智識階級の見解は極めて薄弱にして一定見すら持たない。一部の者は戦争は國民一般の要望せざるものなるか故過激派は反つて此の戦争の爲に益々地位を強固ならしむるであらうと唱へ、又他の一部の者は赤衛軍は殆んど無力に等しきものなるが故に如何なる戦争と雖勞農政府の倒壊を速にせざるものは無いと論じて居る。更に又勞農政府自ら凡ゆる戦争を恐怖することは甚しい。と言ふのは政府直屬の軍隊は全然無く地方駐屯兵の數すら極めて些少であるからである。又動員を行ふか如きことは極めて至難の事業にして國民の間に大なる動搖を來す可く民警の充實を計らむとした先頃の企圖も失敗に歸したか爲薄弱なる兵力を擁する勞農政府はあらゆる方法を盡して武力の争闘を回避するに努め、如何なる讓歩をも惜しまないと言ふ覺悟である。

茲に尙注目し價するは國粹觀念の普及は嘗に軍隊のみに止まらず國民の各階級を通して達成せられて

居ることである。米國及獨逸を除き何れの國と雖好感を以て迎へらるゝものなく佛、波、ルーマニア、セルビヤ、チエツク、日及英等に對する反感は可なりに強い。

又國民の間に於ける反「猶太」熱は益々猛烈となり、猶太人を嫌惡することは極めて甚大である。然し目下猶太人の掌握する實權の大なるを考慮し沈黙を守つて居るけれども一度好機到來せんか直ちに國民は猶太人に對する殺戮或は壓迫の手を加へるに躊躇しないであらう。カーメネフの唱導する猶太人排斥も此の間の消息を語るもので決して理由の無いことでは無い。

又農民の方面を顧るに物價騰貴と苛重なる課税の爲其の窮狀は全く想像以上である。初め食糧品の徵發に遇ひ、後に税金の代償として食糧現品税を徵收せられて居た農民は現今農業税を課せられて居るのであるか何れの課税と雖其の税率か餘りに苛酷にして到底之を遂行し得へき性質のものでは無い。資金拂底の爲執る可き手段をすら知らぬ勞農政府は農民の収入の唯一の源泉たる土地に對して累進法を以て課税して居る。之か爲貧農階級は耕作を棄て、都市に於ける勞役に服す可く流れ込み無職農民の數は莫大なる數に達し勞農政府は首府莫斯科へ彼等入市の禁止令を發布した程である。

勞農政府が多數の穀類を輸出せんとした時農民は著しく亢奮し一部動搖を來した程で斯の如き経験を有する農民は勞農政府が彼等を欺き彼等を利用しつゝあることを知り出來得る丈け少く勞働せんことに努めて居るか故に例へ如何なる籠絡手段を以て彼等の収益を擧げさせんとしても熱心田畑の耕作に従事



せうとは思はれない。

更に労働者は如何と言ふに穀類の輸出に依りて食糧品の高騰を來したるに拘らず彼等の労働賃金は依然として値上げせられないと言ふ情況にあるを以て矢張り同しく不平の念を抱き最近に於ては更に之が高調し來つた觀がある、最近或確かなる筋より得たる情報に依ればペトログラード其の他の都布に於ける各種工場は苛重なる課税の負擔を受けて經營困難の窮地に陥り閉鎖の餘儀無きに至つたことに關聯して労働者側は政府の政策に對し不満の聲を放ち形勢益々險惡に成りつゝあると言ふことである。而して現今に於ける失職労働者の數は十萬二千人を算し（一説には二百八十萬人とあり）益々増加の徴候がある。之か爲め工業中心地に於ける紡績業者は現下の窮狀を國民執政官會議に具陳せんか爲代表者を派遣すると共に一方工業シンジケート中央管理局はノーギン書記官の發議に基き國內商工業の衰頹を來せる苛重なる課税に對し勞農政府當局に抗辯書を送つたのであなた。然も本年八月一日迄に於て徵收し得たる税金は豫算金額に比し僅かに十分の一パーセントに過ぎない。斯の如く工業界に於ける不振の狀態は個人企業界にも亦反映し昨年迄は莫斯科に於ても未だ是等の企業家を散見することか出來たか現今に至つては全く其の姿を認むることは出來ない。斯の如きは總て前述した様に苛酷なる課税政策の結果にして各種私設事業は漸次閉鎖し政府と多少連絡を有する半官的若くは官營事業か之に代つて税率を低減せしめて居るのである。従て國庫の収入は激減し常に大缺損を告げつゝあるのである。

大工業は政府の補助金に依つて辛して存在を續け鐵道の如きは常に缺損を示しつゝあるも運轉を繼續して居るのである。最大の収益歩合を示すものとせらるゝニコラエフスク鐵道（十月鐵道）すら營業費の九割の収入を擧ぐるに過ぎず他は皆六割前後に止つて居るのである。斯の如き現況にありて勞農露國は商、工、運輸界を通して皆名狀す可からざる程の經濟的危機に類せるものである。

斯の如き場合に於て唯一の期待を囑せる外國資本の流入は商工市場の確立復興を來すものではあるか他面に於て私有權を擴大し個人企業を盛んにするのみならず延いては漸次外國資本に霸者的勢力を與へ過激派と地位轉倒を來すものとして恐れて居るのである。然し大勢は既に之を餘議なからしめて居る。勿論現在の如く勞農紙幣相場場の極めて軟弱にして外國資本側より全然信用無きこと、課税の堪へ得ざる程苛重なること、明日のことさへ測り知り難く、第一必需品は日に月に奔騰しつゝあること等か商工業の發達を許さざるは論を俟たない。國內市場への供給を目的とする各種國立工業すら國民の購買力無き爲殆んど閉鎖の姿にして農民は以前の手職時代に再び歸り、個人の商工業は税金苛重の爲經營困難にして存續し難いと云ふ情況である。多少有望と看做される木材、亞麻、柔毛、穀類等の輸出は一般經濟的不振を支持するには餘りに小規模である。

## 一一一、勞農露國に於ける日常生活狀態



革命の争闘時代に於ては國民は群集籠絡的標語に共鳴し革命萬歳を謳歌したものであつた。然るに今や四圍の環境は一變し來たり、國民は一位専心自己の生活舞臺の開拓に従事し廢頽せる家政の復興に努力すると共に祖先の築ける生活の秩序に歸り、革命の爲めに一時廢除し居たる民權を再び尊重するに至つたのである。斯くして舊式に則り婚禮の式を擧げ、學校を開き教會を建て、居るのであつて、要するに彼等は昔時より爲し來つた生活全然復歸したのである。勿論革命の後日常生活の上に従前と異なる新事實を認むることは出来るが其事實たるや、共產主義の範圍から遠く離れたもの、若しくは之に全然相反するものであつて、共產黨員の家族に於て既に然りである。過激派の首腦者は未だ革命を夢想しつゝありと雖も若し彼が家庭に於て従來の生活に打勝つことが出来ないならば多數の國民と種族との團結たる國家に於ける生活との争闘に於て勝利を得可からざるは敢て論を俟たぬ。

而して、若し過激派の所謂後退の歴史的經驗を深く觀察すれば新經濟政策を實施する以前に於て既に各國民性並其習慣に對して甚大なる讓歩後退をして居たのである。此の意味に於て過激派は革命運動の酬なる時、總てのもの、破壊行爲が行はれたる時に於てすら、全然無力無能であつた。革命の直接行爲の餘燼も全く消え盡したる今日、勞農露國民は既に各自任意の生活に従ひ高唱したる革命の主意をも忘れ去らんとして居る果して日常生活上の諸般の現象には打勝ち得ないものであらうか？之が爲めに他に何等かの方策を講ずる必要は無いか？斯の如き問題が今や共產黨が當然解決す可き問題となつたのである。

所謂「道徳法」なるものも何等の結果をも齎さず、總てのものを千扁一律に見るの非なるを覺ることが出來た。獨り國民のみならず共產黨員も亦生活の奴隸となり、殊に最近に於ては自黨の政治上或は教育上の問題を審議するにあらずして日常生活問題に關する協議會を開き報告を讀み、我は講義を聴き、家政を如何に處理するかに就き討論考究して居るのである。

茲に興味ある例を擧ぐれば、共產黨の規則に依りて共產黨員は最近迄は豚一匹を所有することは出來ても二匹以上を私有することは出來なかつた、然るに仔豚が親豚となり懐胎するや各自共產黨員は其處置に窮し爲す術を知らぬと云ふ馬鹿げさであつた。と云ふのは豚の産殖は直ちに黨の規則に觸れるからである。更に奇異なるは共產黨青年會に於ては第一に宗教と性の改革を期すことが重要問題の一つであり、又論議の中心でもあつた。然るに相手方婦人は内縁的自由結婚を肯んせず正教々示に則り婚姻の祭典を擧ぐるを要求するも青年共產黨員の爲めには之を許されず、其結果多くの場合心を奪はれたる青年は遂に婦人の要求に従はねばならない。斯の如く統治獨裁權を掌握しつゝも過激派は自分の新生活を創造することが出來ず、革命の生活は革命と共に去り革命生活に代つて依然永年習慣付けられた生活が再び生れ出たのである。過激派は終始此の生活の形式に打ち勝つことが出來なかつた。斯の如き反面に於て過激派專制の終局が近付きつゝあることを立證するものであるまいか。

### 一三一、勞農露國は革命の前日に在る？



前述の如く勞農政權に弄はれた一般國民は今や全く共產黨首脳部に對し不信任の念を抱き始めたのみならず今は既に不平を唱へる様になつた。入手した情報に依ると勞農露國は今や革命の前日に在る。重税に苦しみ將來此の重税から脱れる望みを失つた農民は既に政府の味方でなく國家の爲を計らず單に自己の利益のみを考へて居る爲政者たる猶太人を惡む事が甚しい。商工業が終極に近い程廢頽した結果何等の稼高をも持たない失業者は勞動者間に極端な不平を起させる分子となつた。

今日迄極く忠實に勞農政權から授かつた任務を遂行して來た職業同盟は今では反對側に立ち出した、即ち勞働大衆の不満を基礎に共產黨首脳部に依つて實行されたる經濟政策に對し公然と反對し出したのである。

職業紹介所は新革命の巢窟である、勞農露國の統計を信なりとせば其最近の統計に據ると職業紹介所に登記された失業者の数は實に二百八十萬に達して居る、而も此の數字中には智識階級の失業者が加はつて居らぬ、勞農共和國と名づくる國內に此種大多數の失業者があると云ふ事は即ち現政權の爲政が良好でないこと云ふ事を裏書するものでなくて何んてあらう。

此の如き状態に於て前にも記した様に共產黨首脳部が又面白く行つて居ない、新經濟政策に依つて起

つた黨内の分裂は減少せざるのみならず反つて益々増大しつゝある、而して今や共產黨内に左傾、中間、右傾の三派を生ずるに至つた。

右三派の内「ブハーリン」を首領とし眞に共產主義に忠なる一派は現勞農政權は資本主義に降服したるものとなし新經濟政策の唱導者であり「ブハーリン」の敵たる萬國共產黨委員會をして革命の恐怖を抱かしむるに至つた。

中央執行委員會々議の席上「ブハーリン」は若し彼の要求にして容れられずんば彼れは有力な其黨員を卒ひて反勞農政府運動を起すのみならず公の破裂をも辭せないと言言して居る。

「昨日は軍事共產主義を唱へ今日は新經濟政策を布き明日は有産階級の天下たらしめ何處に吾が革命の跡ありや」と叫び「余は吾黨の要求を以て最後の通牒に代ゆ」と述べ「余及共產黨員は革命良心の示す處に従つて自由行動に出することあるべく此間何等讓歩の途あるなし」と獅子吼したのである。

右傾共產黨中には「カリーメネフ」、「ジノーウイエフ」、「スターリン」がある。中間黨は改革を主張し「サフロノフ」を首領とし其中でも左傾分子は「ブレオブラゼンスキー」代表として急進改造を唱へて居る。

以上の如く共產黨員間には非常な戦ひが行はれて居る而も誰れが最後の勝利を得るかは未來の問題に屬するが要するに協力一致は破れ古い首領の權威は地に墜ちて昔日の光のないのは争ふべからざる事實



である

一般國民の不滿は今や攻勢的色彩を帯びて來た某々コムミツサール等の言に依ると政權は全く危地に在る

此の狀況に於て共產黨が自己の立場を救ふの途は只一つありとなされて居る夫れは日々に國民間に擴大しつゝある反猶太熱を利用して猶太人放逐運動を起す事が之れである、夫れかあらぬか現時猶太人コムミツサール外國に去るもの日に多きを加へて居る。

更に見逃すべからざる現象は共產黨内に分裂が起ると同時に無所屬黨が政界に現出した事である。彼等は共產黨員であつて勞農政權を認めて居り自由に人民から選舉されるのである。情報に依ると此無所屬黨員は強力な秘密結社を組織し徐々にポリシエウイキヤに對して戰闘準備を整へて居るのである、彼等は革命の形式に依らず國民の同情を利用し各種の會議に於て爲政者の無腦を攻撃し農民、勞働者及小有産者の利益の保護に任じて居る。

斯くして無所屬黨員の手に依り露國は遂に共產黨の魔手から脱がれるのではなからうか、最近の委員選舉の結果は有力に此間の消息を物語るものではなからうか、選舉された委員中七〇乃至九七パーセントが無所屬黨員である事とポリシエウイキヤが之れに對して取るべき手段に悩みつゝある事實は勞農露國は革命の前日に在ると云ふ事を許さないだらうか。

## 極東露領に於ける經濟事情

本書は露國當局の手になつた報告書の抜萃であつて極東露領に於ける經濟事情を窺知するの好資料たるを思ひ譯出す事とした

- 一、財政—沿海縣に於ける通貨狀況—極東財政計畫(沿海縣財政部資料に據る)
- 二、運輸—輸出入—水運
- 三、商業—極東に於ける商業政策に就て—輸出入—國家機關の事業
- 四、漁業—極東魚獵部の事業—ニコラエフスクの漁區

## 第一 財政

### 沿海縣に於ける通貨狀況

(沿海縣財政部の資料に依る)

浦潮が「サウエート」露西亞に統一されてより、沿海縣財政部は一九二二年末金貨留と圓との相場(一金留を一、二三圓と定む)を規定したる爲め露國金貨留は漸次滿洲より沿海縣へ流入し始めて今日に至れるが同時に規定されたる銀行銀券の相場(一金貨留は銀貨一留)が有利なる爲め銀貨も亦滿洲より流入し、現在その流入額は金貨約五六十萬留、銀貨六十萬留、總計百萬乃至百二十萬金留に達した。

縣財政部又縣内に金貨留及銀貨の流入するを助長したるを以て現在銀行、國營機關及個人企業の手に



あるもの及び縣内に流通する露國貨幣は大畧次の如き額に達した

- 一、金貨留 七〇〇、〇〇〇乃至八〇〇、〇〇〇金留
- 二、大銀貨 六〇〇、〇〇〇乃至八〇〇、〇〇〇金留
- 三、小銀貨(金貨留換算) 一、〇〇〇、〇〇〇金留
- 計二、三〇〇、〇〇〇乃至二、六〇〇、〇〇〇金留

この外個人として金貨留を貯蓄して居るものもあり其の額明確ならざるも、これは縣内に於て特に必要なる場合の外囊裡深く秘せられて、前述の金貨留及銀貨の如く流通せしむることは出来ぬ

然るに金貨留は極東露領の基本通貨となり且つ政府機關も總て金留勘定を採用しつゝあるに拘らず、圓は實際取引上に於て抜くべからざる勢力を有し、別に小口取引用として小額の白銅が圓と共に流通し、金貨留及銀貨留は恰も商品の如く取扱はれてゐる。元來沿海縣市場が商取引上に必要とする現金は約千八百萬乃至二千萬留であるが今日事實上沿海縣内に流通せる、圓は一千萬乃至千四百萬圓の間に在り爲めに通貨の不足を感ぜしめて居る。

沿海縣の經濟組織は日本及支那と密接なる關係を有し、従つて確實なる貨幣の流通を渴望して居るが、現在圓に代つて日本の經濟的干渉を斥け圓に代はるべき露國貨幣は勿論外國貨幣は一つもない状態である。とは云へ將來尙日本貨幣の支配に甘んずるは國家の一大損害にして、露國貨幣の流通に依り漸次外

國貨幣を驅逐するは政府の緊急問題である。

現在沿海縣は小額貨幣の飢饉状態にある、然るに現在流通しつゝある銀貨は市場の需用を充すことが出来ないのみならず、二留以上の携帯にさへ不便にして又その相場は低率(一金留は小銀貨二留六十哥)且つ不安定にして小口取引に不便多く、加之相場は金貨留と并行せず人民は爲に莫大なる損害を蒙りつゝある、如斯は特に貧困なる労働者階級を益々苦境に陥れ、労働者及俸給生活者は最も不利益なる小買をせねばならぬ。

新たに銀貨を流入せしむることは曩に支那に流出したる銀塊が既に鑄潰されたるを以て、全く不可能であり、之を本國から流入せんとするも本國に於ける其相場は現在著るしく軟調であるから、若しこれを極東に輸入することも直ちに支那に流入して、全く無役に終るべく。國家的見地よりするも相場の軟調なる銀貨を流入するは國民經濟上にも不利益である、蓋し銀相場の變動は支那に近き國境に於て又銀價格の變動は世界市場に於て勢力を有し居るからである。要之沿海縣に於ては銀貨も亦恰も價格の變動する商品の如く、貨幣たる價值なく、僅かに流通するのみにて、金融界に些の影響をさへ及ぼさざるを以て、沿海縣には露國の小口貨幣は全く皆無と云ふも過言ではない。

故に沿海縣に現在流通して居る小額貨幣は朝鮮銀行發行の十、二十及五十錢札であるが、この貨幣も亦人民にとり不便利のもので、即ち紙幣圓と金貨留との相場はこの小額貨幣の相場と全く關係が無い



から、前記の銀貨同様に労働者階級に不便である。例へば十哥金留を支拂ふ場合は約九哥金留に相等する十錢紙幣に三哥以上に相等する「グルベンニツク」を添へねばならぬ。故に商人は商品の値段を定めるには不安定なる留に依らずして、比較的安固なる圓を以てし、剰餘の生じた場合は錢を以て支拂ふを例とするに至つた。然るに朝鮮銀行の發行する小口の紙幣は最早や擦れ切れ、穢くなつたから従來朝鮮銀行に莫大な利益を興へて居つた同銀行券も漸次支拂能力を失ひ、金融市場より蔭を逸するであらう。朝鮮銀行亦この事實を熟知して居るらしいが、汚損せる小口の紙幣を新札に切り換へやうとせざる盛んに流通せんとしつゝある或る種の紙幣に壓迫を加へんとして居る。若し住民が古紙幣を新紙幣と交換する爲に朝鮮銀行に來た場合は銀行は餘儀なく小額の交換をなすに過ぎず、而も各札共に詳細に検査して、若し兩角がない場合は交換額の七五%若し四角共ない場合は五〇%を支拂ふに過ぎぬ。故に現在小口の貨幣の窮乏に不便を感じて居る住民が何を好んで日本の植民的銀行の利益を擁護する理由があるか。政府は國家的には勿論地方住民特に住民の大多數を占め、且つ一文の錢にさへ窮乏して居る労働者階級の爲めにも一日も早く小額の新貨幣を流通せしむることが必要である。

現在沿海縣に於て小額の勘定の爲め小額貨幣を渴望して居ることは露國本國の經驗よりするも又戰前に於て約一五乃至二〇%の流通をして居た經驗に徴するも明瞭なる事實にして、これが爲めには二三百萬留の小額貨幣を流通せしむれば充分であり、保證は僅かに發行額の二五%にて足るのである。現在沿

海縣は一、五、一〇、二〇、及五〇哥金留の小額貨幣は喜んで且つ容易に市場に流通するに相違ない程沿海縣は小額貨幣の大饑饉に罹つて居り住民は國家發行の小額貨幣のみならずコンムン、コーペラーチャ乃至個人發行のものをも使用する時期の近づける事は過去の經驗が雄辯に物語りつゝある處である。

六月八日開催されたる沿海縣實業倶楽部の會議に於て極東大學總長ケ、ケ、クルターエフ氏は「沿海縣に於ける金融及びその強調策」と題して次の如き演説を試みた。

「從來沿海縣には本國より約五百五十萬留の金銀貨留が流入したかその大部分は外國へ流出してしまつた。最近滿洲より貨幣が流入した事は事實であるが、幾何丈住民の手にあるかは不明である。然るに現在沿海縣の金融状態を見れば約二百五十萬乃至三百萬留は個人の金庫に秘藏され、實際流通しつゝあるは千萬乃至千二百萬圓に過ぎずして、約千五百萬金留を必要とする沿海縣市場は約五百萬圓の不足である。現在の相場にて極東に銀貨を流通せしむるは國家の不利にして、銀貨は新紙幣發行の準備基金として銀行に保存すべきである。

此の上本國との經濟的分裂を續くる事なかるべく。現在サウエート露國は愈々經濟的に復活しつゝあるを以て、吾々は本國との關係を密接にし、本國より原料及商品の供給を受け得べく斯くて吾人は國內工業の開發及び貨幣の強調を保つ爲めに協力せねばならぬ。

吾が貨幣制度を改革せんとせば世界金融市場の現状を充分研究することが必要である。沿海縣に國立



銀行券即ちチエルウォーネツを流通せしむることは焦眉の問題には違いないが、現在の如く未だ不換紙幣にては相場の硬調なる圓と競争することは到底不可能である。故にチエルウォーネツを流通せしむるとすれば金資金を以て兌換準備の基礎を作ると共に沿海縣内にサウエート商品を提供する確固たる販路を求めらるべきである。但しこの目的を達する爲めには吾が鐵道輸送は未だ不完全であるから商品の水路輸送を實行しなければならぬ。沿海縣に國立銀行券を流通せしむるには、自から本國と性質を異にせるものでなければならぬからチエルウォーネツの流通は地方的伸縮主義を適用する必要がある又他の方法即ち地方銀行として充分の保証と兌換力を有する銀行券を發行せしむることにして、この改革を實施するには確實なる計畫を立てねばならぬ演述者は貨幣改革に關する大體の計畫を數期に分ち、準備期に於ては現在沿海縣の労働者階級が渴望しつゝある小額貨幣を發行して、この貨幣と金貨留との關係を密接に保たしむると共に商品の供給及輸送計畫を樹て、露國本國との輸送業務を改善せねばならぬ。第二期に於ては外國貿易を發達せしめ、財政及銀行政策を確立して銀行券を發行することである。外國貿易の國有は不用商品の輸入を阻止し、沿海縣は商取引及バランス勘定のみならず、近く各種行政機關の財政も豊裕になり、漸進的に且つ充分の警戒を以てすれば、この計畫の實行も容易にして、何等行政的手段を必要としないのである。

現在に於ける日貨の流入(特に小紙幣)は寧ろ餘儀なき現象である、これ露國の日本に對する債務であ

り而も沿海縣には日貨の流入を禁止し或は其の相場を變動せしむべき要素は遺憾作らない」と。(ゴリヤス、ローヂヌイ)

沿海縣財政部の調査に依れば、五月以來の商業の不振は益々金融市場の緊縮を招致し、特に知多官憲の命令に依り沿海縣に於ける日貨の流入に壓迫を加へたるを以て、強調なる貨幣の流入をさへ少なからず減少し、加之從來の輸入品に對しては定期に支拂はねばならなかつたので、金融は益々緊縮する一方であつた。在浦三外國銀行の統計に依れば、五月中三銀行が本國より補給を受けたる現金は約五十萬留に過ぎずこれに反し市場の實際需用額は約二百萬留であつたので、銀行は常に現金の不足に悩み、最初は問屋に、それから漸次一般金融界に影響を及ぼした結果五月には約百二十萬金留の預金を持つて居つた五大地方銀行も預金の大幅調を來し、營業は増々困難となつた。故に購買用として、且つは金融を潤澤にせんが爲め安固なる貨幣特に日貨の需用は一時増大したが、縣財政部が確立したる金留と日貨との相場(一、二三)は浦潮に於てのみ日貨が稍々硬調であつたのみで、保合つて居つた。これ縣財政部が強硬なる態度を維持して居つた賜である。次に金貨留に對する各貨幣の相場を示さむ

一、五月中變調を來さなかつたもの

大	銀	貨	留	一、〇〇
小	銀	貨	留	二、六〇

極東露領に於ける經濟事情



日 貨

〇、八七

二、變調を來したるもの

米 弗 (金)

メキシコ弗(銀)

五月 二 日

一、八四

五月 二 日

一、〇〇

五月 七 日

一、八三

五月 三 日

〇、九九

自五月 卅一日

一、八二

五月 十八 日

〇、九八

極東銀行は五月の下半月に銀貨(大洋)の相場を下落(〇、九三)せしめたが、而し六月初旬には再び大洋は引上った。如斯大洋の下落は從來沿海縣に名目價格即ち金貨留と同様の相場で流通して居る銀貨留の相場には全く影響を及ぼさなかつた。五月には銀貨留は國境住民及農民の需用により滿洲より流入し金貨留と日貨との相場も五月中は全く變動なく一金貨留は一、一三圓の公定相場を維持して居つた

極東財政計畫

財政省極東全權は六月中の地方財政計畫を極東國民經濟會議に提出した

この計畫案に依れば極東財政状態は次の如し、即ち本年六月一日財政省極東全權會計部の帳簿に依れば、同部には現金、百六十四萬一千留、未拂支出五十五萬四千留にして、六月初旬の殘金は百八萬七

七千留である。

租稅徵收機關より提出されたる統計を根本とすれば 六月の國家收入は次の如し

一、營業稅	三三、〇〇〇
二、均等稅	三五、〇〇〇
三、市民財產稅	二六、〇〇〇
四、印紙及爲替稅	五一、〇〇〇
五、其他稅金(交通稅、相續稅、奴婢使役稅等)	二五、〇〇〇
直接稅總額	一七〇、〇〇〇
六、酒精稅	五〇、〇〇〇
七、麥酒及其他酒類消費稅	三、〇〇〇
八、燐寸及卷煙草卷紙消費稅	二一、〇〇〇
九、諸煙草類製品消費稅	五八、〇〇〇
一〇、茶消費稅	二八、〇〇〇
一一、其他商品消費稅	五、〇〇〇
一二、特許稅	四、〇〇〇
極東露領に於ける經濟事情	一一七



一三、罰金	1,000
消費稅總額	170,000
一四、關稅	500,000
一五、課稅	150,000
收入總計	1,000,000

尙これを各縣別にすれば

收入種目	間接稅	直接稅	消費稅	關稅	計
後貝加爾	30,000	35,000	30,000	100,000	195,000
沿貝加爾	4,000	18,000	10,000	25,000	57,000
黑龍江	26,000	33,000	20,000	60,000	139,000
沿黑龍江	18,000	11,000	20,000	45,000	95,000
沿海	9,000	5,000	8,000	27,000	57,000
計	170,000	177,000	160,000	500,000	1,000,000

故に六月初の殘金百八萬七千留を加ゆれば六月の殘金現在額は二百八萬七千留となる。然るに茲に一

言すべきことは六月中否將來に於ても國家の歳出入を研究する場合は、各官廳の歳出入は交通省極東支  
部(ダリオプヌ)の外大藏省よりの補助金を仰がずして、地方收入にて決濟して居る事である。

六月中に於ける國家支出豫算は二つの根本即ち(一)過去三ヶ月間に一定したる勞働賃銀の支拂ひ費用  
(二)自四月至六月間の平均支出概算に六月中の季節的特別支出を加算したるものを根本として作成され  
たる次表に明なり(交通省支那及交通管區を除く)

支出種目	沿海縣	極東四縣	中央機關	計
一、勞働賃銀	190,000	460,000	50,000	700,000
二、其他俸給費	30,000	90,000	18,000	138,000
三、起業及株式費	5,000	30,000	5,000	40,000
四、諸官廳費	10,000	49,000	10,000	69,000
五、事業經營費	2,000	10,000	1,000	13,000
六、特殊事業費	90,000	250,000	50,000	390,000
七、修繕出費	13,000	35,000	11,000	59,000
計	340,000	930,000	137,000	1,407,000



この外六月には臨時費として二十五萬留を支出せねばならぬから總支出額は百六十五萬留である。然るに六月に於ける支拂能力は二百八萬七千留にしてこれ運輸費支出四十三萬七千留を除去せるがためである。交通部の前調査を見れば補助金は常に不充分である様だが、これを以て直ちに財政省全權が財政困難に陥つて居ると斷することは出来ない。六月には交通部の補助金特に各官廳費は今後の魚區讓渡に依る莫大の収入を以て充分支出することが出来るのである。

各縣收支の豫定額は次の如し

種目	後貝加爾(フリヤトモンゴリを含む)	沿貝加爾	黒龍江	沿黒龍江	沿海	總計
現金(六月一日)	104,000	65,000	91,000	29,000	1,221,000	1,641,000
未拂支出額(六月一日)	106,000	72,000	101,000	9,000	177,000	555,000
過不足額(六月一日)	(1) 2,000	(1) 7,000	(1) 10,000	(+) 20,000	(+) 1,035,000	(+) 1,087,000
豫定収入(六月一日)	195,000	57,000	136,000	95,000	517,000	1,000,000
豫定支出(六月一日)	560,000	110,000	210,000	180,000	350,000	1,200,000
過不足額(六月一日)	(1) 365,000	(1) 60,000	(1) 84,000	(1) 14,000	(+) 1,233,000	(+) 687,000

(ダリーノ・オストーチスイ・ブーチ)

イ、沿黒龍江縣の豫算

五月六日開催されたる沿黒龍縣經濟會議は同縣の收入支出に關する事項を詳細に審議したる結果次の如き豫算の決議をなした。

**收入豫算** 繰越金及各種地方税の未収入額一十一萬五千七百六十一留五十五哥、各種企業の營業税一二十一萬四千八百三十七留四十二哥、財産税一三萬五千三百四十三留二十五哥、雜收入八萬四千五百三十七留八十五哥、現金の現物税の殘餘金一十萬五千三百四十三留二十五哥、國稅及關稅に對する比率加税一十二萬二千四百四十五留五十哥、地方諸税一十一萬四千七百七十五留、村落に於ける窻現金税一五萬留、計七十三萬千六百十九留七哥、外に國庫及縣豫備金よりの借入金及補助金三十三萬三百四十六留五哥にして豫定總收入總計百六萬六千九百六十五留十二哥

**支出豫算** 各行政官廳關係一二十三萬五千六百六十三留三十三哥、コンムン經濟機關維持費一五萬千七百十三留四十哥、コンムン關係建築物、記念牌及其他營造物一三萬六千三百八十八留六十六哥、慈善事業費一十一萬四千四百十九留六哥、國營諸事業維持費一十九萬二千五百留十三哥、地方衛生改善費一七百四留、消防費一三萬八百二十四留九十一哥、鐵道及同營造物維持費一萬千留、國民教育費一十二萬三千六百一十一留七十九哥、農業補助費一萬八千二百二十七留六十三哥、保健費一十二萬二千四百十六留九十哥、軍事費一六萬三千三百五十三留、裁判所費一三萬二千三百二十四留四十四哥、保安費一十二萬四千四百八十二



留八十一哥 雜費一三萬九千八百九十九留九十三哥、豫定支出總額一十六萬六千九百六十五留十二哥、支出超加豫算三十萬四百三十六留五哥

縣經濟會議は十月十日迄の收入豫算を七十三萬六千六百十九留七哥と概算して、一九二三年度に於ける收入豫算全部を支出したるを以て一九二四年第一期即ち一九二三年十月後の收入財源は皆無であると云ふことを發表した(ダリネオストーチヌイプーチ)

□、國稅の收入(沿海縣に於ける一九二三年一月より五月迄)

收入種目	收入豫算	實收入
繰越金	繰越金	繰越金
一、所得稅(一九二三年度)	三六〇,〇〇〇	一五〇,七三三
二、不動産稅(全)	一四〇,〇〇〇	四七,〇八七
營業稅		
(A) 賣上高より	一	一四三,〇〇〇
(B) 前年度繰越金より	一五,〇〇〇	六,七一九
追加營業稅		
(A) 前年度繰越金	一七五,〇〇〇	一
(B) (罰金をも含む)	一七五,〇〇〇	五四,三三三

(B) 工業擴張賦課稅	(C) 一九二三年度追加營業稅前納金	印紙稅	資本賦課稅	相續稅	財產累進稅	計
一	一	一	四,七三六	一〇,八〇〇	一	七〇五,〇三五
一五〇,〇〇〇	一五三,〇〇〇	三〇四,〇〇〇	一	一,二八二,〇〇〇	一	一,九七〇,〇〇〇
一	一	一	一八〇	五,五〇七	一	一八,二二六
一	一	一	一	九七〇,四八九	一	一,四八四,六三五

沿海縣に於ける消費稅の收入

(一九二三年四月及五月)

消費稅種目	四留哥	五留哥
精酒稅	三九,二二五	三〇,四〇〇
麥酒稅	二,七四一	一,一四七
葡萄酒稅	五〇五	六八二
其他酒稅	五〇五	二六八
酒類專賣稅	四,二二〇	一,九六三
煙草及其製品稅	三四,三〇〇	二五,四七五

極東露領に於ける經濟事情



極東露領に於ける經濟事情

煙草專賣稅	四八五,00	三,五五〇,00
卷煙草用紙及紙類稅	八七,三五	一,五〇〇,00
同上專賣稅	七〇,00	一,五〇〇,00
砂糖稅	四,二八〇,三三	二六,七五,六五
砂糖專賣稅	三三,〇〇	四八,00
АРИТЕЛЬ СЪ КРАСАМ. САЗАР. НАТ. И ЛЮКОШИ.	—	—
下等茶、粉茶及煉茶稅	一三四,〇〇	一三,五二,〇〇
蠟燭稅	—	—
石油稅	七,〇七,七〇	五,八九,六六
燐寸稅	九,〇九,〇四	四,〇六,五〇
燐寸專賣稅	—	一五〇,00
鹽稅	一八,四七,六六	一,一四〇,00
珈琲稅	—	四,五二,六六
珈琲茶及藥用人參代用品稅	—	一七〇,六六
エサツカリソソ稅	—	二,三〇,六五

一三四

蜂蜜、果物水、人造水、天然水稅

七,九〇,六九

酒金收入

1、飲料類	一六,一三	七,九,六六
2、煙草	六六,三四	一〇七,三五
3、卷煙草及卷煙草用紙	—	〇〇,00
4、砂糖	四二,五〇	三二,三五
5、茶	一,〇〇,〇〇	一,五,〇〇
6、燐寸	—	〇〇,00

臨時收入

二,八九,〇一

四六,三三

計 一九五,六二,六六

三〇,八〇,六七

二、運輸

「ルースキーゴロス」紙は、最近哈爾濱—ブラゴウエシチエンスク間に新鐵道の敷設が計畫されつゝ、あるを報じ、東支鐵道經濟調查局も亦東支鐵道の新線として敷設さるべき該鐵道と豊庫に關する材料を

極東露領に於ける經濟事情

一二五



舉げて敷設を勧めたこの意見書に據れば、東支鐵道とブラゴウニシチエンスクとの聯絡地点として哈爾賓(廟台子)、齊々哈爾及安達の三ヶ所の何れかを選ばんとして居るが、今これを穀物輸送上より見れば、該鐵道を哈爾賓に聯絡すれば、二、四〇〇萬「布度露里」マイナス、齊々哈爾に聯絡すれば、一、四〇〇萬「布度露里」プラス、安達に聯絡すれば、一、二二〇萬「布度露里」プラスなるが、東支鐵道の荷物吸集及鐵道建設の便益より見れば、安達―克山線の敷設が哈爾賓及齊々哈爾に聯絡するよりも有効にして且つ最も確實性を持つて居る、勿論數年前までは鐵道の建設及經營の上から哈爾賓が最適地と見做されたが、現在は安達を以て第一とする意見が多い。

輸 出 入

五月中ウエルフネウヂンスタ市を經由した知多鐵道管区内への輸入額は四七九貨車にして、四月よりも一七七貨車即ち二七%の増加で、輸入品の重要なるものは鹽―九七七貨車、鐵條及鐵製品―八六貨車、綿織物―二二貨車であつたが、これに反し輸出は二五一貨車に過ぎなかつた。次に滿洲里驛を經由した知多鐵道管区内への外國品輸入額は九六貨車にして、四月よりも二一貨車即ち一八%の減少で、輸入品の重要なるものは穀類乃ち小麦及麥粉であつた、これに反し知多鐵道管区の滿洲向輸出額は二二二貨車にして、四月よりも七七貨車即ち五三%の増加で、重要輸出品は燃料であつた。

水 運

現在黑龍江を航行する露國商船は(松花江を除く)、大汽船九三、小汽船五一、モーター船三九、荷船一一一 總計三二四隻にして、この價格は大汽船五、九三八、六一一留、其他九、九九四、三〇四留、總額九、九三二、九一五留である(ハバロフスキー・ブーチ紙)

本年極東の水運は好條件で事業を開始し、既に中央政府よりの補助資金を以て船舶の修繕を爲し多量の燃料の買込を終へたか黑龍江にある汽船及荷船の内今年は汽船五三隻(總馬力一五、五九〇)及び荷船七四隻(總積載量二、〇〇〇、〇〇〇布度)が活動を開始し、殘餘は豫備となるであらう。

ウエルフネウヂンスタ市の「ルブウヲド」汽船會社は總馬力三四五の汽船三隻及總積載量三二、〇〇〇布度(一〇〇%)の荷船三隻を活動せしむるであらうし、冬期荷物の吸収策を講じつゝあつた黑龍江國營水路部は最近黑龍江に於て四、六七〇、〇〇〇布度、セレンガ河に於て四四〇、四七六布度の荷物輸送の計畫がある(「ダリネ・ウオストーチヌイ・ブーチ」紙)

今年度黑龍江水運の豫算は收入總額一、二三二、八〇〇留、支出總額一、〇三一、五〇四留、純益金一九一、二九六留であるが、この純利益は税金、船舶修繕料及その割賦償却費に充當されるであらう。

昨千九百二十二年度の成績は個人貨物及旅客の輸送收入六七八、八七三留、軍隊及官有貨物及旅客の輸送收入一九八、三二九留、個人委托(木材及商品)二二、五〇〇留、官憲委托二二、〇〇〇留、未收入三



九、八〇一留、合計九三五、五六三留にして、其他臨時收入一七二、一六八留、總計一、一〇六、七三一留の收入があつた(ハバロフスキー・プーチ紙)、五月中の黒龍江國營水路部の輸送成績は貨物一九五、〇二〇布度、旅客三、六八四人にして、八一、九九九金留の收入があつた。

浦潮港に於ける輸出貨物の運賃表(大連及歐洲向)

輸出貨物種目	一九二〇年	一九二一—一九二三年
皮	三五、四七	三五、四七
タバ	四八、五三	三五、四七
茶	三五、四七	三五、四七
煙	四〇、二〇	四〇、二〇
豆	二四、九六	一五、五五
及		
豆	二四、九六	二二、六五
麥	二四、九六	二二、六五
亞	三四、〇四	二二、六五
麻	五六、七五	三三、八三
平均	三五、四七	二二、六五乃至三五、四七

一九二一—二三年の運賃は戦前の運賃と同率にして〇、四七二九金留即ち一〇%の割引である。多大の興味を惹く事は一九一三年—一九二二年及本年度の各四ヶ月間の浦潮商港の普通状態に於ける貨物輸送成績の比較である(單位布度)

種目	一九一三年 (自一月至四月)	一九二二年 (同)	一九二三年 (同)
外國向外國船取扱貨物運送量	一四、一七六、四九七	一三、五八、五四	一三、四九、〇九
外國向露國船取扱貨物運送量	四、二九一、六五五	一、六五六、二六〇	五九、七四五
近海航路貨物輸送量	二、〇四一、五七四	五九、四〇〇	四八七、六三三
遠海航路貨物輸送量	五、〇四七、三四四	ナ	ナ
貨物輸送總量	二五、五五九、〇七〇	一四、七九三、三三二	一四、九七七、五六六
滿洲産輸出品	一一、〇〇八、二三元	三、〇二九、九三二	二、四〇三、四九九

前記の統計に依れば一九二三年に於ける浦港の貨物輸送成績は殆んど大戦前と同額に達したると共



に、一方外國の干渉及内亂の爲め露國船の活動が著るしく不振であつたことが充分窺知される。就中鐵道輸送の成績は特に目醒しく、最近滿洲產輸出品の浦潮經由が大連に比し著るしく増加したるは、浦港が北滿の穀倉に對し地理的に有利の地位にあると共に鐵道貨率に於ても一布度に就き二乃至三哥の利益あり、且又速力に於ても東行は南行に比し約二倍の差があるからである。而も浦港經由の北滿貨物に對しては沿海縣に於て一布度に就き約一四哥金留の收入を興ゆる爲め、今年第一期間に北滿貨物の輸送により既に約三百萬金留の收入があつた。

要之滿洲產輸出品の大連經由は浦潮よりも船主及輸出入業者にとり左の得点がある

- (一) 船賃の低廉なること
- (二) 港灣税の低廉なること
- (三) 日本が最近特に輸出入業者の輸出貨物に對し多額の割戻を爲すこと
- (四) 貨物保險料金の低廉なること
- (五) 港灣の設備が完全なること
- (六) 荷役賃の低廉なること(大連は一布度に就き金留の〇、八三哥なるに反し浦潮は三、三〇哥である) 故に浦港にして大に大連と競争せんか爲には、その地理的優越を利用すると共に次の諸点を改善せねばならぬ

- (一) 船舶の淀泊を安全ならしむる爲にエゲルセリド岸壁を擴張すること
- (二) 岸壁の設備を改善し荷積費用及荷役賃金を軽減すること
- (三) 本工事に埠頭を浚渫して汽船の出入を充分ならしめ以て汽船の岸壁荷積を自由ならしめるか或は岸壁前に棧橋を設くること
- (四) 汽船の入港手續を最も簡易にすること
- (五) 通過貨物に對する諸税並に港務諸課金の低減を計ること(浦港統計課長の報告書に依る)

### 三、商 業

極東の各都市には本年六月より初めて商品取引所が事業を開始したがこの取引所は露國本國に倣ひ極東に適用されたものであるから、證券取引所は商品取引所の附屬として開設されるであらう。「ゴース・ローヂヌイ」紙も亦取引所に證券部が開設されるれば商品の取引及金融の圓滑を助け、資金の流入及集中を容易ならしむるであらうと報じて居るが、特に證券取引所の開設を必要とする都市は浦潮及ブラゴウエシチエンスタ市の如き商工業の中心地である。我が留は第一に日貨第二に支那貨大洋と市場に於て競争し、漸次これ等外貨を壓迫して、その地位を堅固にすると共に日貨及大洋の相場と留相場とを均等否それ以下に下落せしめて、市場を獨占することが必要である。特に浦潮及ブラゴウエシチエンスタ市



の經濟狀態は口貨及支那貨大洋の壓迫の爲めに不健全且つ投機的特殊狀態を呈して居るから證券取引所の開設は他の都市よりも一層その必要を痛感するのである。

極東の商品及證券取引所を開設するは内外商業上重大問題にして、これら取引所の開設と共に「サウエート」商品は従來の外國商品に代り極東市場に出現し且つ又幾分緩慢かも知れないが現在の金貨留に代るべき紙幣を容易に流通せしめ得べき基礎を作るであらう。

沿海縣聯合會は莫斯科製品一更紗、糸類及羅紗類を輸入したか、その小賣價格は地方製品より高かつた。極東チエントロサユーズ事務所は莫斯科より到着せる商品を殆んど各種「コウペラーチャ」機關に配布したが工業製品及糸類の配額額は三三二、九〇二金留で其の内工業品は一、六六五、四四三アルシんで二五、〇〇〇留の現物はストツクとなつた、尙販路擴張の爲め到着せる種々の商品即ち卷煙草、煙草類、パウロフ金製品、鐵製品等は各種のコウペラーチャに分配され、極東（黒龍洲、黒龍江下流ハバロフスク及浦潮）のコウペラーチャに見本として送られた商品は一括して知多から發送された。沿海縣聯合會も西部露西亞より砂糖の配供方を依頼され、同聯合會及コウペラーチャは直ちに注文を發し、既に十五貨車は極東に向け發送された。

極東に於ける商業政策に就て

六月知多の極東工業部の召集に依り開催されたる地方工業會議は極東に於ける商業政策に就て審議し

た。この會議の席に於て同工業部委員スウホウイ氏は極東に於ける商業政策に就き大様次の如き演説を試みた。

「極東がサウエート化すると同時にサウエート商業政策が實施されたが。之は畢竟直接外國貿易を爲し得る外國貿易省及その監督を受ける諸機關が國家のモノポリイとして外國貿易を行ひ國內通商は部分的商品に對しては何人も殆んど自由に營業し得る事を云ふのである。我か外國貿易國有主義の根本は國營工業の保護政策の下に國民の第一必需品の供給を満足せしめ、又内國商業政策に於ては國家は市場の行政的干渉を排し、經濟的改善を行ひ以て國家經濟機關の運轉資金を可及的潤澤にせんするにある。」

極東に於ける國營商業の現状及その個人商業上の關係はサウエート露國に於けるとは稍々異り、サウエート露國に於ては法令に依り商業の自由が許可され、個人商業が復活するや、従來商取引を獨占し且つ個人商業を壓迫しつゝあつた強大なる國家分配機關網にかならず脅威を感せしめたるに反し、極東には最近に至るまで個人商業以外の商業形体は見られなかつたが一九二二年國營商業部創設後最近に至りても、尙ほ個人商業の取引額は總取引額の八十八%の多額を占めたるに反し、國營商業は僅かに十二%に過ぎなかつた。故に極東に於ては國營商業も、その出現の當初から個人商業に壓倒せらるゝ狀態であつた。

地方經濟と云ふ点より見るも極東は未だ生産工業は微々として振はず、種々の工業品のみならず、穀



物さへも外國に仰く如き状態にして、戦時及革命時代は東方諸外國の干渉に甘んじて居つたのである。上述せる處に據り、極東商業政策の根本も大体窺知するに足るべく、即ち極東をしてサウエート工業品の捌口とすると共に原料品の輸入地とすることは極東商業政策の根本問題である。假令現在極東は個人商業が殷盛にして市場に優勢なる地位を占めてゐると雖も、單にこれを改革するのみにては到底個人商業も完全に市場を獨占することは不可能である。宜哉商業は現在分配の唯一の方法である、故に個人商業が優勢なるは寧ろ國家の大計畫を達成する上に於て一大障害である。故に極東經濟機關をして將來有力なる國家商業機關を創設せしむる事は極東商業政策の根本と云はねばならぬ、然りと雖も極東の現狀よりして個人商業を除外することは不可能なるを以て、新設されると商業機關は地方的大量賣買を目的とし且つ地方的必需品の輸入と、原料品の輸出に極力努力せねばならぬ。この種の商業機關を創設する主旨には最高國民經濟會議を代表する極東商業部、輸出を獨占する外國貿易省及び極東に於ける唯一の金融機關たる極東銀行も賛意を表して居るから、この三大機關を株主とする株式商業會社の創立は極東經濟機關の前に横はる難關を容易に突破することか出來ると共に現在極東に於て全く獨立して活動しつゝある大規模の「コーペラーチャ」及各種の「サウエート、シンデゲート」と協力すれば直ちに輸出入及分配に關する業務を獨占することが出來る。斯くして個人商業はこれ等の機關に壓迫され、既に上述せる如く同會社が到底手を延すことの出來ない小賣商業を營むに過ぎざる状態となるであらう。

曩に極東工業部委員スホーウイヤ氏は同部代表の名を以て該株式商業會社の設立に關する委員會を開催し、同會社の創立者を代表して極東銀行代表ベルラツキ氏、極東商業部代表メル氏及西伯利國營商業部代表ケツスレル氏其他マスレニコフ、ホダレフ、ツエルピアンの諸氏の出席を仰いだ、勿論この委員會の開催前既に數回協議會を開催して會社の定款及目的に就き種々協議されて居つたが、該委員會は尙既に前述せる一定の「プログラム」に依り「サウエート」製品を極東市場に供給する外に極東富源の輸出及金礦の探掘等を計畫し、會社の最高機關として「サウエート」を組織すること、會社の事務は凡て社長、理事會計及監査委員會の指揮を受けること及び資本金は約五百萬金留とし凡て株式を以て募集することを議し、最後に會社の根本定款の作成方を極東銀行及極東工業部の立法顧問に委託することを決議した（ダーリネ・オストーチヌイ・ブーチ）

## 輸 出 入

浦潮税關の統計に依れば四月一日より五月一日までの輸出は六、八一七、八〇二布度、五、八六〇、八四九金留、輸入は一七七、九五七布度、内國市場向輸送は一六九個にして一八九、一六二布度、九三六、六二七金留で輸入品の主なるものは穀類、糧穀、砂糖、塩、燈用石油、器械類、化學製品、金屬製品及紙類であつた。

尙同税關の統計に依れば五月中の輸出は六、四九八、一一五布度、五、三〇四、四七九金留、輸入は



一四八、七八九布度、内國市場向輸送は二二六、五五七布度、五八一、〇六六留にして、輸入品の主なものは鹽、油、紙、野菜、糧穀及粉砂糖であつた。

一九二三年一月一日より六月三十日に至る

エゲルセリド經由滿洲貨物輸出統計表(單位布度)

輸出貨物種目	一月	二月	三月	四月	五月	六月
大豆	二、六〇、四六一	二、七九、六三三	三、一九、八〇三	三、八〇、一九八	二、五八、八五二	一、七四、五二
豆粕	九九一、九五九	一、八〇〇、五九四	二、〇三、三九〇	一、九二五、八六五	二、六三、八七四	二、五七、一八四
豆油	二九、八〇九	一三、八四三	八三、八七四	九九、七三九	一四〇、三四六	一三〇、五七三
麻種	四九、三八四	九七、二〇七	五〇、五八四	五、二五六	五、〇六八	一
糠	三三、E〇〇	三五、七三〇	六一、一六四	二五、〇一五	三四、六三五	三三、〇一九
黍	四〇、一〇七	三、〇四一	二、〇二七	三、一三三	三七、一三二	一
小麦	一	五四、八三二	六、六三六	一	五九、二四七	三七、一四四
豌豆	一	一	一	七、〇八九	一、九九六	九九五
蕎麥	一	一	一	六、〇九四	一	一

種目	一月	二月	三月	四月	五月	六月
板類及杉	一	一	二〇	一	一	一
楊柳丸太	一	二六、九五七	五四、八八六	二九、八八二	五、三四二	一
野禽類	九、二九〇	一	一	一	一	一
肉類	五九、四〇三	一	一	一	一	一
鶏卵	一八、二六七	一	一	一	一	一
絨毛類	六五	一	一	一	一	一
紙類	一	一	一	一	一	三
糸類	一	一	一	一	一	三
計	三、九三、二四五	四、八六一、八三六	五、四九六、三六四	五、九八六、〇六七	五、四六六、五七一	四、五二、四六四

即ち六ヶ月間の輸出總量は三〇、二七五、五六七布度であつた。

イ、毛皮の輸出

沿海縣聯合會は知多より極東チエントロサエーズの重要任務は西比利聯合會の毛皮輸出にして、五月一日には既に十五萬枚を輸出せりとの通知を受けた。即ち極東チエントロサエーズは絨毛類の買付をなし且つ又各縣聯合會にも注文を發するのである。



皮革類は尙ほコーペラーチャ内に手持の物を沿貝加爾、後貝加爾の縣聯合會は皮革原料品調達に關しコーペラーチャと商談中なるか之等は西方に送るものである。

#### 四、鑛泉水の輸出

極東チエントロサユーズ支部は極東保健部、と知多に於てザバイカル産鑛泉水の外國及極東向委託輸出に關する契約を締結し、委託販賣總額の一〇%を手數料として極東保健部輸出課へ支拂ふことを約した、因に契約期限は三年と定められた。爾來既に鑛泉水「グラスン」四貨車を、哈爾濱、浦潮及ブラゴウエシチエンスクの各市に發送した。

#### ハ、麥粉の購入に就いて

外國貿易省極東特許局は外國及極東市場に於ける麥粉購入に關し協議の結果現在極東は黒龍江縣に有力なる大製粉工場及知多にも大製粉工場を有するを以て、松花江河口及黒河にて小麥を購入して知多及ブラゴウエシチエンスク工場を大いに活動せしむる方法を採るが萬全の策なるを知つた。

#### ニ、密輸入

四月中沿海縣稅關に依り發覺されたる密輸入事件は七四件にして、その禁制品沒收總額は四、九四四留六六哥金留にして、この外にも三五件、沒收總額一、〇七二留十七哥があつた。禁制品の主なるものは精酒一三八件、阿片一二二件、製造品一一二件、葉卷及卷煙草類一二二件、雜貨一一〇件であつた。

四月中の沒收事件は一〇九件と數へられ、總數一一四件である。而してこれ等沒收商品の内一、一二七留は賣却 三、五五一留七二哥は勞働防衛會總全權代表へ無償引渡、三二八留八一哥は發覺者への賞金となつた。

五月中稅關の禁制品沒收總額は一六、七六七留一七哥、其他の機關の沒收額四三九留六七哥であつた。禁制品の主なるものは阿片一二六件、製造工業品一九件、精酒一九件、葉卷一三件、雜貨一一〇件、モルヒネ一五七件である。

ニコリスク及同郡に於て如何に密輸入者が猖獗を極めたかは五月中に於けるニコリスク稅關の統計が雄辯に物語る所にして、この統計に依れば密輸入事件數一二五件、稅關、警察及國家行政機關にて沒收されたる禁制品總額五、六六九留三八哥であつた。

如斯は露國の國境警備が如何に不完全なるか、従つて密輸入者を市場より驅逐する爲めに直ちに國境を嚴重に防備せねばならない事を明にして居るものである。就中例へばフルダフスキー稅關の如きは從來約二十二人の稅關吏を三人に縮少し、現在は單に事務を取つて居るに過ぎない如斯き少數の稅關吏では稅關の夜中監視は勿論その附近を警戒することへ不可能である。

故に如斯現状にては到底國境の防備も不可能にして、將來は大いに實力を養ふ必要がある。

(クラスノエ・ズナーミヤ紙)



國家機關の事業

イ、國政計畫委員會

極東に於ても國政計畫委員會は既に活動の準備なり沿海、沿黑龍江、沿バイカルの各縣に於ては知多よりの訓令に依り、縣計畫委員會を組織せんとしつゝある。而して最初に組織されたるは沿海縣計畫委員會にして、既にその組織に關する資料を蒐集し且つ知多本部との聯絡をも執つて居る。

極東國政計畫委員會は五部より成り、既に三部は各々活動を開始し、その將來の計畫、部の組織、人員及經費等を決定し、蒐集せる資料を基本として極東國政計畫委員會の目的及事業に關する次の如き計畫を立てた。

- 一、極東露領各縣地方區劃を制定すること
- 二、國民經濟を改革及振興すること
- 三、各種のエネルギー即ち人力及機械力(特に電氣力)を地方に供給すること
- 四、エネルギーを得る地点即ち發電所の調査、エネルギーの測量、エネルギー採取の方法、これが配給及利用法を確立し エネルギーの使用區劃を一定すること。

ロ、極東國民經濟會議

極東國民經濟會議の目的は極東國民經濟の一般計畫を樹つること及びこの目的の爲めに地方の生産力

を増進せんとする各機關の經濟的施設を統一するにあり、最近同會議はこの重大目的を達成せんが爲め將來の活動計畫を作成することに決した。

(A) 極東に於ける生産力に關する調査書の提出を次の所屬機關に托すること

- 一、土地部—農業經濟即ち純農業、牧畜業、林業及狩獵に關する調査
- 二、極東工業調査局—鑛山業、工業及手工業に關する調査
- 三、コンムン經濟支部—農村及都市に於けるコンムンに關する調査
- 四、食糧省支部—魚業工業及海獸狩獵に關する調査

(B) 極東商業の成績及將來の計畫に關する調査書の提出を所屬機關及企業者に托すること

- 一、極東外國貿易省支部
- 二、極東國營商業部
- 三、食糧省支部
- 四、穀物部
- 五、漁業及狩獵部
- 六、チエントロサユーズ
- 七、商品取引所

(C) 次の機關に報告書の提出を托すること

- 一、大藏省極東全權—一般財政々策、通貨、豫算及金融—極東銀行、國立銀行
- 二、交通省極東全權—交通政策及建設
- 三、縣運輸委員會
- 四、縣鐵道貸率會議



五、計畫委員會

(D) 各縣國民經濟會議に對し將來の計畫と最も密接なる關係を有する各縣の經濟狀態に關する調査書の提出を托すること。

五月二十六日開催されたる極東經濟會議「ダリエコソ」の委員會は從來同會議及所屬機關の檢閲及承認を得るために極東革命委員會「ダリエコソ」に提出されたる財政經濟問題は總て國民經濟會議「ダリエコソ」にて直接取扱ふことを極東革命委員會議長に提案すること。

曩に五月二日労働防衛會議の結果極東問題に關する委員組織されたが同會議は特に極東の財政經濟問題と密接なる關係を有する外交事務の管掌を目的とするものにして、極東露領に於て極東國民經濟會議「ダリエコソ」が取扱ふ凡ゆる重要問題及びその調査の提出を同會議に命じた。

(註労働防衛會議所屬極東問題審議會議は本年十一月十七日以来廢止となつた)

ハ、西伯利商業部の活動

西伯利商業部は浦潮に於て下等の茶七十二萬フントを買込み、既に西伯利に發送し、莫斯科の軍消費組合の注文により二十萬金留の貨物(主に食糧及雜貨)を買込み莫斯科に發送した、これと同時に又極東外國貿易省「ダリエコソ」支部の仲介により米國商會と百萬金留に餘る毛皮の賣渡契約を締結し、既に八十萬金留の毛皮を賣却し、餘りの分(約二十五萬金留)は近く賣渡を終る筈である。特に最近極上

の西伯利産硬毛の輸出を計畫して、既に千萬布度の硬毛を浦潮に發送した。この硬毛の中には精選のものもあれば不精選のものもあるが平均一布度約百留である

尙同部はその業務を擴張して、最近野禽の輸出を計畫し、英國商會と西伯利産野禽の輸出契約を締結し、其他十五萬金留のサウエト商品の輸入を契約し既に紡績、煙草及香水類が到着して居る。同商業部所屬のラルレ及フロカール工場は前者は戦前に後者は革命時代に創立されたものである。

(クラスノエ・ズナー・ミヤ)

ニ、極東商業部

極東商業部の莫斯科及西伯利市場との取引額は、購買は各種工業製品、三九、二五六留、三〇貨車、ペルム及イレツ産岩塩一四八、〇〇〇留、繩類及麻袋一四六一三留、莫斯科雜紗「モスクノー」シンデケート製雜紗一六七、五〇〇留、「輕」工業製品一九四、二六五留、卷煙草一九、九〇六留輸出向バター一八五、〇〇〇留家禽一三、五〇〇留、砂糖一二〇、〇〇〇留二貨車、雜貨(工業製品、鐵類、鋸)一七、〇〇〇留二貨車、下等煙草「マホルカ」一六、〇〇〇留、二貨車にして、その買上總額は三一三、五四八留に上り、これ等の貨物は配給部の手を経て地方へ配給された。この外工業製品、小問物、香水、食器、鐵製品、雜貨類及食料等約一五〇、〇〇〇留の注文を莫斯科へ發した。因に莫斯科及西比利の製鐵は極東市場即ち日本及支那よりの輸入品よりも品質、賣行共に良好である(ダリーネ・ウオストーチヌイ・ブ



一チ紙五月二十四日)

極東商業部は後バイカル及沿バイカル地方の支部及び代理店を通じて毛皮主に栗蠟類の蒐集に従事して居るが、この蒐集成績は次の如し。

支部及代理店名

蒐集高

モゴチンスク支部	一二、三六〇枚
クラスノヤールスク店舗	四、八四〇枚
ペトロフスコ・ザヴラドスク代理店	六、三八〇枚
フジャリンド・ウルカンスク代理店	八三五枚
メンゼンスク代理店	三、三八〇枚
ウージンスク支部	三、七三六枚
ドロニンスク店舗	三、四六五枚
トロイツコ・サフスク支部	二、〇八四枚
ネルチンスク店舗	四、九四〇枚
知多店舗	九、四六六枚
計	六七、二八〇枚

これ等の毛皮は外國の大輸出入商會を経て外國市場特に滿洲へ輸出されて居る。最近同部は六〇、〇〇〇留の栗蠟皮を輸出し、現在その倉庫には栗蠟皮一、二六、二五〇枚、其他一、三五〇枚のストックがあり時價約四一、〇〇〇留と見積られて居る。

極東商業部「ダリトルグ」は昨年十月大藏省貨幣部と一九二四年一月迄に百五十布度以上の純金を同部へ供給する契約を結び爾來この契約を實行せんが爲め特に産金地方へ漏なく特別買占機關を設置したるが極東商業部は同契約の遂行のため、大藏省貨幣部より前金として領收せる五十萬金留を消費せるのみならず、同部の遊金は全部この事業費に充てんとして居る。さて極東商業部「ダリトルグ」が一九二二年七月より一九二三年五月までに大藏省貨幣部に納入したる紙金は五四布度四フント八六ゾロトニツク價格九六三、八三七留九三哥にして、この内契約の部は三八布度三八フント七九ゾロトニツクであつた。極東商業部が買占た金は總て大藏省貨幣部へ納入されて居るが、その利益は未だ契約履行後でなければ不明であるが、買占價格と契約に依る賣渡價格とは殆んど同價と見て差支へなく、同部は商業上の所謂懸値に依り利益を得んとして居るのである。

本年一月より五月までの極東商業部の商品仕入高は極東市場より三六%、本國市場より二八%、外國市場より二六%、アムール縣市場より七〇%、西部西伯利市場より三%の割合で、その買上商品は特に生活必需品を主とし、植民地産雜貨買上總額の四六%即ち二九五、一六〇留三二哥、食糧品一、二四%即



ち一五四、三〇七留四五哥、製造工業品一二〇、五%一二九、〇九〇留六五哥、靴類一三%、金物類一、五%、小雜貨一二、五%其他二、五%にして食糧品の中にて主なるものは裸麥製麥粉、燕麥、肉類及脂肪類植民地産雜貨は主に茶(下等茶、煉茶)金物類は主に針、釘、鍵、錠及刈鎌であつた。この四ヶ月間の買上總額は六三〇、二七三留九二哥にして主に國營機關及國營工業(四三%)極東商業部支部及出張所(四一%)個人(二三%)消費組合(三%)であつた。

極東商業部「ダリトルグ」總本部の地方支部向配給額は一月一九九、〇三五留六二哥、二月一二三七、四四八留七八哥、三月一二七七、六〇七留七五哥、四月一八三、二七二留二哥、即ち四ヶ月間の總計は六九七、四六四留一四哥にして、これを商品別にすれば製造工業品一二七四、四九八留七一哥、食糧品一六、四四八留三〇哥、植民地産雜貨一七〇、六〇九留九八哥、金物類一四、九九二留二八哥、小雜貨品一八、五八八留一二哥であつた(ダリネ・ウオストーチヌイ・プーチ紙五月三十日)。

極東産業調査局「ダリプロムビウロウ」は國營工業に材料及原料品を合理的に供給する目的を以て從來同産業調査局の所轄せる總ての國營商業機關の機能を極東商業部「ダリトルグ」に移管した。於茲極東商業部「ダリトルグ」は國營工業の製品販賣事務をも取扱ふ事となり、従つて國營企業とも直接關係を有するに至り、これと一致協力せねばならなかつた。國營企業に於てもこれと同様で、從來國營企業はその必要なる材料は總て極東商業部へ注文する様になつた(ダリネ・ウオストーチヌイ・プーチ紙五月二十八日)。

#### 日) 木、西伯利國營商業部極東支部の活動

極東國營商業部「ダリゴストルグ」は西比利極東國營商業部より分離して活動することを提案すると共に浦潮、哈爾濱、知多及ハバロフスクに事務所を、上海及滿洲里に代理店を、日本、蒙古及樺太に代表者を各々設置することを計畫した。

極東外國貿易省支部「ダリウネシトルグ」は極東革命委員會の電命に依り二三商品の輸入問題及び漁業及魚類罐詰工業の開発の爲め無税にて輸入を許可する商品の目録を作成する爲め兩度會議を開き、小麥の輸入に關しては輸入額、各經濟機關の輸入割前及各製粉工場の小麥消費額を調査する委員會を極東外國貿易省内に設けることを決議し、肉類の輸入に關しては輸入額の六〇%をコーペラーチャに、四〇%をツェントロサユーズ及極東商業部に個人商人を監督しつゝこれと協力して輸入すること及野菜類の輸入に關しては二三週間の内に大体に於てコーペラーチャ機關をして輸入せしむることを決議した。

外國貿易省極東代表は各税關長及その次席を召集して次の税關問題を解決した

- (一) カムチャツカ向商品輸入問題
- (二) 輸入許可商品一覽表作成問題
- (三) 旅行者の携帶する個人用荷物及家具の輸入に關する問題



(四) 外國貨幣及貴重品の輸入問題

カムチャツカに於ける商品輸入に就いては從來の輸入禁製品及課税品も特に極東外國貿易省の證明あるものに限りに無税輸入を許可し、一般商品の輸入は何等の證明を要せざるに至つた。

ボグラニチナヤ及滿洲里驛を經由し或る税關宛發送せらるゝ國內輸入品は許可部及税關の證明書に基き無検査にて兩驛の通過を許さるべきも税關宛にあらざるものは右兩驛の税關に輸入許可書の提示を要す又海路輸入のものは、輸入許可書なき限り之を揚陸し且つ税關に受付けしむべからず、旅客の手荷物は新舊旅客規則に依り商業の性質を有せざるものに限りに搬入を許可す、家具は將來中央部より取締規則の發令を見る迄極東税關規則に依り搬入を許可せらる、外國貨幣及貴重品の輸入は極東革命委員會所定の範圍内に於て自由とする。

西伯利極東國營商業部浦潮事務所の一月一日より七月一日までの貨物輸送成績は次の如し

輸出成績	七八、二四二布度
輸入成績	九九、六〇〇全
内國市場向輸送成績	五二、〇七一全
四ヶ月間の貨物輸送成績は二十二萬九千九百十三布度にして、これを細別すれば	
海路輸送	九五、〇〇〇布度

鐵路輸送

一一六、五一六全

水陸兩路輸送

一八、三九七全

輸送貨物の主なるものは

麻種輸出

七八、二四二布度

鐵輸入

四、〇〇〇全

鹽輸入

九二、〇〇〇全

内國市場向輸送は特に勞働防衛會全權宛貨物にして、これを細別すれば

一、莫斯科勞働防衛會國家資金部宛

護謨工業原料品

二貨車

一、七六三布度

カルシウム

六全

五、七七二全

洋紙及染料

六全

二、六五九全

二、莫斯科軍隊協同組合宛

雜貨

四貨車

二、九〇〇布度

三、ノールウオニコラエフスタ西伯利商業部事務所宛

下等茶

二五貨車

二〇、二八〇布度

極東露領に於ける經濟事情



四、イルクーツク西伯利商業部事務所宛

椰子油	一貨車	七九〇布度
タンニン酸エツキス	一一貨車	一〇、九一五全
オジキ草表皮	九貨車	六、六九二全
總計	七二貨車	
貨物輸送量		二六、〇三七布度
一、各驛向輸送量		六六、一六一全
二、税關及個人倉庫より輸送量		二一、二三三全
三、船舶及汽車積卸及倉庫より搬出量		六五布度二五フント

輸送量の最も莫大なるは引込線にて倉庫へ輸送し、再びこれを直接貨車へ積換へられるものである、浦港に於ける西伯利極東國營商業部の輸入統計(一九二三年五月一日より同月十五日迄)

輸入貨物名	輸入先	輸入量	使用先	ストック
傳染病豫防注射液	哈爾賓	六五布度二五フント	—	六五布度二五フント
葉煙草	全	三八一全	二〇全	カムチャツカ
靴底用皮革	哈爾賓	二〇六全	一五全	—

葉煙草	上海	二七六全	一九全	煙草工場
鐵棒	全	一七七全	一四全	國營造船所
全	全	一、三一四全	二六全	全
鋼鐵	全	六二〇全	一八全	全
鑄鐵	全	三、三一二全	〇七全	全
活字	哈爾賓	九全	二〇全	「赤旗」印刷所
紙類	全	一九八全	一五全	赤衛軍
計		六、五六二布度一九フント		二七二布度〇〇

輸出統計(一九二三年五月一日より十五日迄)

輸出貨物名	輸出機關	布度單位
麻種	各縣聯合會	四四、〇二五布度三九フント
全	國營商業部	一九、二三二全
全	ウスリ農業倉庫	四、〇五五全
全	チエントロヤユーズ	二、〇三九全
全	中央聯合會	三〇全
全	極東國營商業部	四、九〇八布度〇五フント



全

イ・ジュカー会社

二、〇五〇全

計

七六、二二二全

縣聯合會は五月十六日より同月三十一日迄に麻種二、〇二九布度二〇フントを生産し株式会社「ソー  
スキン商會」に賣却し尙六月前半期には同麻種二、九八四布度九フントを輸出した。

一九二三年六月前半期に於ける西比利極東國營業部極東支部の輸入統計

一九二三年六月六日

輸入貨物名 一九二三年六月一日 六月前半期の輸入 奥地向發送量

靴底用皮革 二〇八布度二五フント 三〇四布度三三フント 四〇〇布度三六フント

岩 塩 三、〇〇〇全 〇〇全 一 三、〇〇〇布度〇〇全フント

鐵 棒 一 三、五布度二〇フント 三七五全 二〇全 一 五、三三全 三三全

氈(フェルト) 一 五、三三全 三三全 一 九全 二〇全 一 五、三三全 三三全

計 三、二〇六布度二五フント 五、八三三全 三三全 三、三三全 二〇全 五、六五全 三三全

知多事務所の成績

知多事務所の本年二月より五月一日までの成績は次の如し

一、在庫品賣上高

一一〇、〇〇〇金留

二、在庫品とし買上高

七七、八五〇全

三、在庫品委託品賣上高

二五〇、〇〇〇全

四、委託品買上高

四五、五〇〇全

五、毛皮賣捌委託高

六二、〇〇〇全

計

五五四、八五〇全

同執行部の輸送成績次の如し

A、露國本國よりの商品輸入量

一、鹽及岩鹽

六三、三九九布度三八フント

二、毛皮類

一、〇二六全 〇九全

三、鹽漬腸及硬毛類

二、〇二六全 一九全

四、燐子

二、一四九全 一八全

五、コークス

二五、七七五全

六、ダイナマイト

六八全 〇〇全

七、出版物

四全 三八全

八、包装用皮革

七八一全 二〇全



極東露領に於ける經濟事情

九、鐵類釘馬蹄等

計

一、茶類

浦潮より

滿洲より

一、上等麥粉

二、豆油

三、機械油

四、

五、藥品及アラビヤ護謨

六、金屬製品及機械類

七、製造工業品

八、紙類及文房具

計

知多市場へ輸入

一五四

四〇、九二五布度〇七フント

一一六、一九〇全 二四全

六八全 〇〇全

二〇、三四三布度二四フント

二、一四六全 一八全

三、〇〇〇布度〇〇フント

九二〇全 一五全

六二、〇〇九全 二〇全

九、九九六全 一〇全

五八全 二五全

一、二六全 二七全

二、三二六全 一七全

四、八七九全 一二全

一八、三一七全 〇六全

一、茶類

計

B、露國本國へ輸出

一、

二、茶類

三、紙類及文房具

四、藥品

五、麻袋(支那産)

六、機械油

七、精製山羊皮

計

滿洲へ輸出

三八六布度〇六フント

一五五、二三七全 一九全

三〇〇全

一九、九九六布度一〇フント

一九、九〇八全 三三全

一四全 一三全

二九全 三五全

五五三全 一〇全

一、一〇九全 三〇全

一八全 〇五全

三一、五三〇全 三六全

三〇二布度〇一フント

二二全 〇七全

一、七一七全 一九全

一五五

極東露領に於ける經濟事情



極東露領に於ける經濟事情

一五六

- 四、鹽 漬 腸 三三三布度〇〇フント
- 一 一 全 二三全
- 五、計 二、三七四全 一〇全

極東市場へ輸出

- 一、鹽 五二、二六三布度三五フント
- 二、食 類 器 五七全 一三全
- 計 五二、三二一全 一〇八全
- 總 計 八六、二二七全 一四全
- 貨物輸送總計 二四一、四六四全 三三三全

知多事務所貨物取扱統計 (一九二三年一月より四月迄)

- 露國本國より輸入
- 一、鐵 類 一七、三三八布度 〇五全
- 二、毛 皮 類 三〇〇全
- 三、コークス 一五、七七五全
- 四、印 刷 物 三、四全

- 五、鹽 三六、一四五布度
- 六、鱗 子 一、六〇六全
- 七、鹽 漬 腸 三四三全
- 八、硬 毛 一、七一七全
- 計 六三、一二〇全

滿洲より輸入

- 一、九、九六六布度一〇フント
- 二、茶 類 二〇、〇六一全 一九全
- 三、藥 品 二九全 〇五全
- 四、紙類及文房具 八五七全 三五全
- 五、アラビヤ護謨 一二全 二〇全
- 六、絹 布 二全 二五全
- 七、蓄 力 器 二全 三五全
- 八、製 造 工 業 品 二、三二六全 一七全
- 九、金 屬 製 品 一一五全 〇二全

極東露領に於ける經濟事情

一五七



- 一〇、上等麥粉
- 一一、獸油機械油

計

輸入總計

三、〇〇〇全 〇〇全  
 一、〇〇九布度二〇フント  
 三七、四一三全 二七全  
 一〇〇、五三四全 二二全

この外茶百十六布度三十フントを知多市場に輸入したるを以て輸入總計十萬六百五十一布度十二フントとなる

露國へ輸出

- 一、
- 二、茶 類
- 三、紙類及文房具
- 四、藥品
- 五、支那産麻袋
- 六、機械油
- 七、精製山羊皮

滿洲へ輸出

九、九九六布度一〇フトン  
 一九、九〇八全 三三全  
 一四全 〇三全  
 二九全 三五全  
 五五三全 三〇全  
 一、一〇九全 三〇全  
 一八全 〇五全

計

- 一、毛 皮
- 二、
- 三、硬 毛
- 四、鹽 漬 腸
- 五、家具類

計

知多より内國市場へ輸出

- 一、鹽
- 二、食 類 器

計

輸出總計

三二、五三〇全 三六全  
 三〇二布度二一フント  
 二二全 〇七全  
 一、七二七全 一九全  
 三二二全 〇〇全  
 一一全 二三全  
 二、三七五全 一〇全  
 二八、二七九布度三五フント  
 五七全 一三全  
 二八、三三七全 〇八全  
 六二、二四四全 一四全

哈爾濱事務所

哈爾濱事務所の一九二三年一月一日より四月一日までに於ける輸入貨物發送高は次の如し

A、滿洲里經由

極東露領に於ける經濟事情



一、製造工業品

四六、七八一留一〇哥

二、文房具

四、五九五留二三哥

三、飾物類

四、〇〇〇留〇〇哥

四、上等麥粉

六、〇五七留一二哥

五、藥品

二、八七〇留〇〇哥

計

六二、三〇三留四五哥

B、ボタラニツチナヤー驛經由

七、〇二四留九五哥

一、製造工業品

二、六二八留三六哥

二、傳染病豫防注射液

九〇五留一八哥

三、活字

八、五五八留四九哥

計

七〇、八六二留三二哥(五、〇五布度)

總計

四、漁業

極東漁獵部の事業

一、極東漁獵部の使命は次の如し

一、サウエート共和国の使命と利益との爲めに個人經營の漁業の便宜を計るに、二〇二金留

二、國庫の力を以て出来るだけ漁業の開發に努めること

三、出来るだけ大なる利益を國家に與へること

以上の目的の爲めに各漁業家に内海の漁業區をなす場合はコッペラーチャを以て第一とした。就中布度當りの値段と貸下料金は騰貴し且つ各漁業家間に競争が行はれた爲めに國庫收入を増加した。例へばオホツタ、カムチャツカ沿岸に於てのみにても前年度に比し二倍以上即ち三十萬留を國庫に納入し、且又彼得大帝灣に於ける獨占權を附與したるもこの目的のためにして、これも前年に比し四倍以上即ち前年の四乃至五千留に對して二萬千留に増加せしめた。

外海にあつては日本漁業家達は法律に依り海洋魚漁及捕蟹業區の入札に参加せむとした。この入札に依り國家は一ヶ月約百二十四萬三千二百五留の貸下料の收入があり、この外日本漁業家より舊債務の支拂保証書を最近手に入れた。因にこの未拂金は極東漁獵部の勘定に依れば五百萬留にして、この内百萬留既に領收した。

極東漁獵部は最近大漁業家と共同してアムールに國營漁業會社を設立せむとし、現在既に黑龍江の下流に於てリユーリ商會と合同することに決し、その他同じく黑龍江河口に於て約六萬九千留の漁區を貸



下げられた。

一九二三年に於ける魚區貸下収入に關する調査

一、西部カムチャツカ地方(鹽漬場二二二)、八二、五三〇金留

八二、五三〇金留

二、ネチンスキー地方

魚區十一(魚漁場八、鹽漬場三)

三、東部カムチャツカ地方(鹽漬場五)

四、オリウトルズコ、ナワリスキー地方

魚區十四(魚漁場十二、鹽漬場二)

五、オホツク地方魚區十六(魚漁場六、鹽漬場一〇)

六、カラギンスキー地方魚區五(魚漁場四、鹽漬場一)

七、ギジギンスキー地方魚區十二(魚漁場六、鹽漬場六)

八、西南地方魚區百七十六(魚漁場一六三、鹽漬場一一)

九、ニコラエフスキー地方(魚區十二の内九區落札)

計 共計 五四八、四六八

一九二三年四月一日入札されたるものにして既に落札されたる魚區は次の如し

地方名	入札されたる數	落札されたる數	金額(金留單位)
一、西部カムチャツカ	九三	九	五四八、四六八
二、イナンスキー	一八	一	一五一、五〇〇
三、東部カムチャツカ	二六	一七	二二五、〇五七
四、オリウト・ナワリスキー	一八	五	七、二〇〇
五、オホツク	一一五	五九	二〇三、四〇三
六、カラギンスキー	九三	三一	六四、二一七
七、ギジギンスキー	九	一	一、五〇〇
八、西南部	四六	一六	二五、六〇〇
九、ニコラエフスキー	八	一	一、二二一、〇九五
計	五一一	一一三	二、八五三、金留
一九二三年四月一日入札	八	七	一一、〇〇〇金留
一、西部カムチャツカ	三	三	一三、九〇〇金留
二、イナンスキー	五	一	一、六三三
三、東部カムチャツカ			

樺東露領に於ける經濟事情

一六三



四、オホムツト・ナタルスキ	二		
五、西南部	二八		一二、九五七金留
六、カラギンスキ	一		一、〇〇〇金留
計	四七	二二	二七、八五七金留

黒龍江魚區四月十二日入札の結果

魚區名	金額(金留)	魚區名	金額(金留)
オレミフ	一〇、三〇〇	ブロンダー	一三、〇〇〇
オレミフ	三、五一八	エヌ・フロンダー	一〇、〇一〇
オレミフ	八、三六二	グジャオレ	四、二五六
チエネイバフ	二〇、五三七	ウアルケ	一、〇〇〇
タバフ	八、二四六		
計	六九、一九〇		

一九二二年度魚區貸下料總額は二十三萬七千七百七十七留八十五哥に達した

ニコラエフスク縣經濟委員會の管轄下には魚區十七あり、その貸下料は二萬七千五百留と計算されて

居る。この内無水魚區十一、鹽漬場六である

縣經濟委員會は自己の魚區を利用し、これが爲めに先づ魚類布度當り一七乃至三〇哥にて個人へ賣却した、勿論値段は魚の種類に依て異つて居つたのである。

魚區十五の内二つはチェントロサユーズの保証を得て労働者組合へ貸下げた、六月十五日に他の魚區の入札をやつたが、全く不成功で只一魚區が落札されたに過ぎなかつた。因にこの不成功の主因は露國漁業家は一九二〇年に全く破産し、從來日本商會島田の手を経て、僅かに日本資本の援助に依り活動を續けて居つたに過ぎなかつたので、貸下の資金さへ無かつたこと及び魚類の輸出禁止乃至は從來無税であつた漁業用の鹽及魚漁附屬品に對する課税等である、然し乍らこれも沿海縣一般經濟から見れば決して損失ではない。ニコラエフスク漁區に集るべき魚類は無名の魚區を過ぎて黒龍江の上流に廻り、爲めに素人の土民が魚漁家に代つて漁業に従事するので、魚類はハバロフスク及ブラゴウエシチエンスク迄も廻行するのである、如斯魚漁の沈滞は莫大の魚類を産卵の爲に川の上流に廻らせ、年々の産殖を増加せしめるを以て、寧ろ好結果を有するのである。

茲に最も注目すべきは狡猾なる日本人の魚漁法は年々魚類の數に大影響を及ぼし、鮭及この種の魚類を益々減少しつつある事である、(續く)







第八號 哈爾濱に於ける邦人倉庫業

大正十二年十二月

第九號 東支鐵道附屬地問題概要

大正十二年十二月

秘

第十號 滿洲産大豆油粕の内地に於ける消費の現在と將來

同

(附)北滿物の内地市場に於ける聲價

第十一號 黑龍江口 尼港

同

第十二號 東支鐵道土地回收運動儒對す惑考証

同

第十三號 ツェントロサユーズの事業

同

第十四號 勞農露國の外國貿易

近刊

第十五號 支那人松黑兩江沿岸地方事情の見たる

同

第十六號 西伯利亞に於ける外國資本

同

哈調報告

第一號 一九二三年十月私の見たる勞農露國の情態

大正十二年十二月



終

(以印刷代騰寫)

(哈爾濱文明堂印行)